

平成23年度環境省予算（案）主要新規事項等の概要

事 項	平成23年度 予算（案）額 （百万円）	担当局（部）課（室）名	頁
一 25%削減と成長が両立する低炭素社会づくり等持続可能な社会に向けた取組			
1. 低炭素社会づくりを迅速に推進するための取組			
(新) 家庭・事業者向けエコリース促進事業	2,000	総合環境政策局環境経済課	1
(新) 家庭エコ診断推進基盤整備事業	300	地球環境局地球温暖化対策課	3
バイオ燃料導入加速化事業	2,355	地球環境局地球温暖化対策課	5
温泉エネルギー活用加速化事業	450	地球環境局地球温暖化対策課、自然環境局参事官室	7
(新) 洋上風力発電実証事業	582	地球環境局地球温暖化対策課	9
(新) 低炭素化に向けた事業者連携型モデル事業	1,800	総合環境政策局環境計画課	11
サプライチェーンにおける排出削減量の見える化推進事業	449	地球環境局地球温暖化対策課	13
省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業	333	地球環境局フロン等対策推進室	15
(新) 中長期削減目標の達成のための対策技術に関する情報調査・算定業務	91	地球環境局総務課低炭素社会推進室	17
カーボン・オフセット及びオフセット・クレジット（J-V E R）制度の推進事業	1,402	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室	19
地球温暖化対策のための税を含む税制のグリーン化検討経費	15	総合環境政策局	21
2. 持続可能な社会に向けた社会経済の仕組みの変革			
環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業	1,000	総合環境政策局環境経済課	22
環境金融情報開示・行動原則等推進事業	28	総合環境政策局環境経済課	24
地方公共団体実行計画実施推進事業費	75	総合環境政策局環境計画課	26
(新) チャレンジ25地域づくり事業	3,000	総合環境政策局環境計画課	28
環境研究総合推進費（競争的資金）	8,007	総合環境政策局総務課環境研究技術室	30
地球温暖化対策技術開発等事業（競争的資金）	6,200	地球環境局地球温暖化対策課	33
地域におけるESDの取組強化推進事業 （国連持続可能な開発のための教育（ESD）の10年促進事業）	28	総合環境政策局環境経済課環境教育推進室	35
環境NGO/NPO等の活動基盤等の強化	68	総合環境政策局環境経済課民間活動支援室	37
環境影響評価制度の運用等及び審査体制強化事業	183	総合環境政策局環境影響評価課・環境影響審査室	39
低炭素社会実現に向けた発電所に関する環境影響評価関係事業	15	総合環境政策局環境影響審査室	42
3. 低炭素社会づくり等の世界への展開			
次期国際枠組みづくり推進経費	122	地球環境局国際連携課国際地球温暖化対策室	44
新たな国際排出削減・吸収クレジットメカニズムの構築等事業	3,043	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室	46
(新) 世界銀行市場メカニズム準備基金拠出金	300	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室	49
途上国の森林に係る削減・吸収量の測定事業	274	地球環境局研究調査室	51
(新) 国際連携戦略推進費	70	地球環境局国際連携課	53
東アジア共同体環境協力推進費	216	地球環境局国際連携課環境協力室	55
CDMを利用したコベネフィット実現促進・支援事業費	804	水・大気環境局水・大気環境国際協力推進室	57
二 国連地球生きもの会議（COP10）の成果を踏まえた自然共生社会実現に向けた取組			
1. 国連地球生きもの会議（COP10）の成果を踏まえた生物多様性保全の取組			
生物多様性条約拠出金（生物多様性日本基金等）	1,038	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	59
国連大学拠出金（国際SATOYAMAイニシアティブ構想推進事業）	160	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	61
地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	510	自然環境局生物多様性センター・生物多様性地球戦略企画室	63
(新) 生物多様性国家戦略推進費	37	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	65
国立・国定公園総点検事業費	33	自然環境局国立公園課	67
海域の国立・国定公園保全管理強化事業費	96	自然環境局国立公園課	69
海洋生物多様性保全推進事業費	44	自然環境局自然環境計画課	71
里地里山保全活用行動推進事業	91	自然環境局自然環境計画課	73
(新) ポスト2010年目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費	96	自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室・国立公園課	75
2. 人と生きものが共生する社会の実現			
国立公園等における大型獣との共生推進費	76	自然環境局国立公園課	77
鳥獣保護管理に係る人材育成事業	42	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	79

事 項	平成23年度 予算(案)額 (百万円)	担当局(部)課(室)名	頁
野生鳥獣感染症対策事業費	98	自然環境局野生生物課・鳥獣保護業務室	81
(新) 今後の希少野生動植物の保全制度等のあり方検討調査費	10	自然環境局野生生物課	83
特定外来生物防除等推進事業	372	自然環境局野生生物課外来生物対策室	85
(新) 絶滅のおそれのある種の野生順化関連施設整備	40	自然環境局野生生物課	87
動物適正飼養推進・基盤強化事業	56	自然環境局総務課動物愛護管理室	90
動物収容・譲渡対策施設整備費補助	50	自然環境局総務課動物愛護管理室	92
飼養動物の安全・健康保持推進事業費	19	自然環境局総務課動物愛護管理室	94
3. 成長戦略の実現に向けた自然資源の活用や国立公園等の魅力づくりの推進			
(新) 生物多様性の保全・活用による元気な地域づくり事業	900	自然環境局	96
(新) 日光国立公園「那須平成の森」管理運営体制構築事業	48	自然環境局国立公園課	98
国立公園等における協働型管理運営推進事業	83	自然環境局国立公園課	100
特定民有地買上事業費	117	自然環境局国立公園課	102
自然公園等事業費(公共)	9,512	自然環境局自然環境整備担当参事官室	104
三 日本とアジアの安定した成長を支える循環型社会実現に向けた取組			
1. 世界に通用する静脈産業の育成			
(新) 日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事業 ～廃棄物処理・リサイクルシステムをパッケージとして海外展開～	600	廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室、リサイクル推進室、廃棄物対策課、産業廃棄物対策課	106
アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業	137	廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室	109
廃棄物等の越境移動に係る国際的環境問題対策費	66	廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室	112
循環型社会づくりビジネス支援事業	180	廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	115
リデュース・リユースを重視した3R強化・促進プログラム「見える化」推進費	48	廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室	118
2. 地域における循環資源の高度利用等			
循環型社会形成推進交付金(公共)(浄化槽分を除く)	31,235	廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	120
廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業	789	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課、廃棄物対策課	121
(新) 廃棄物系バイオマス利用推進事業	46	廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	123
(新) 不法投棄跡地等利用推進事業費補助金	100	廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室	125
(新) 廃棄物処理の3R化・低炭素化改革支援事業	57	廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	127
(新) 2030年循環型社会のグランドデザイン検討・実現事業	10	廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室	129
低炭素型「地域循環圏」整備推進事業	57	廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室	131
3. 安全・安心な廃棄物処理・リサイクルの推進			
特別管理廃棄物処理基準等設定費	36	廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室	134
PCB廃棄物適正処理対策推進事業	97	廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物対策課	138
クリアランス廃棄物管理システム整備費	20	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室	140
産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金	3,670	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室	143
四 安全・安心な生活を実現するための取組			
1. 水俣病を始めとする公害健康被害者対策等			
水俣病総合対策関係経費等	12,510	環境保健部企画課特殊疾患対策室、水俣病発生地域環境福祉推進室	145
(新) 石綿関連疾患統合データベース構築事業	17	環境保健部企画課石綿健康被害対策室	147
茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業費	106	環境保健部環境安全課環境リスク評価室	149
有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策	284	環境保健部環境安全課環境リスク評価室	151
2. 国民の安全・安心の基礎となる環境管理の推進			
有害大気汚染物質等対策推進費	173	水・大気環境局大気環境課	153
微小粒子状物質(PM2.5)総合対策費	251	水・大気環境局大気環境課	155
アスベスト飛散防止総合対策費	49	水・大気環境局大気環境課	157
低周波音の影響に関する検討	17	水・大気環境局大気生活環境室	159
自動車等大気環境総合対策費(うち将来対策検討費)	246	水・大気環境局自動車環境対策課	161
自動車排出ガス・騒音規制強化等推進費	70	水・大気環境局総務課環境管理技術室	164
先進的次世代車普及促進事業	175	水・大気環境局自動車環境対策課	167
(新) 窒素、リンの排水規制に係る全国閉鎖性海域一斉点検	13	水・大気環境局閉鎖性海域対策室	169

事 項	平成23年度 予算(案)額 (百万円)	担当局(部)課(室)名	頁
(新) 湖沼流域水循環健全化事業	100	水・大気環境局水環境課	171
地下浸透の防止による地下水汚染対策推進費	17	水・大気環境局地下水・地盤環境室	173
土壌汚染調査・対策手法等検討費	130	水・大気環境局土壌環境課	175
(新) 農業水域生態リスクの新たな評価手法確立事業	11	水・大気環境局農業環境管理室	177
循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)(公共)	10,527	廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室	180
(新) 民間活用による新たな浄化槽整備・管理のあり方検討調査費	7	廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室	182
し尿処理システム国際普及推進事業費	16	廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室	184
コベネフィット・アプローチ推進事業	152	水・大気環境局水・大気環境国際協力推進室	186
(新) 日中窒素・リン処理を含めた分散型排水処理モデル事業	66	水・大気環境局水環境課	188
(新) アジア水環境改善モデル事業	40	水・大気環境局水環境課	190
日本モデル環境対策技術等の国際展開	129	水・大気環境局総務課環境管理技術室	192
越境大気汚染対策推進費	388	水・大気環境局大気環境課	194
東アジア酸性雨モニタリングネットワーク拠出金	85	水・大気環境局大気環境課	198
漂流・漂着・海底ゴミに係る削減方策総合検討事業費	125	水・大気環境局海洋環境室	200
3. 化学物質対策の推進			
優先評価化学物質等のリスク評価等実施・向上事業	65	環境保健部企画課化学物質審査室	203
(新) 高濃縮性化学物質による生態系への影響対策検討業務	24	環境保健部企画課化学物質審査室	205
化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進事業	345	環境保健部環境安全課	207
(新) 国民参加型の政策形成推進事業	2	環境保健部環境安全課	209
子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)	4,640	環境保健部環境安全課環境リスク評価室	211
(新) 水銀規制に関する条約制定推進事業	63	環境保健部環境安全課	213
国際的観点からの有害金属対策戦略策定基礎調査	50	環境保健部環境安全課	215
P O P s (残留性有機汚染物質)条約総合推進費	196	環境保健部環境安全課	217
日中韓化学物質審査規制制度調和推進事業	23	環境保健部企画課化学物質審査室	219
(新) アジア地域有害性評価手法等対策能力向上推進事業	11	環境保健部企画課化学物質審査室	221

(新)家庭・事業者向けエコリース促進事業 2,000百万円(0百万円)

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の必要性、概要

温室効果ガスを2020年に90年比25%削減という中期目標達成のためには、特に家庭、業務、運輸部門の大幅な排出削減が急務。

これらの部門で今後2020年までに低炭素機器(使用段階におけるCO2削減に資する機器)の導入など必要な対策を講じるための追加投資額は58兆円に上るとともに、特に家庭・中小企業を中心に、低炭素機器の導入に伴う多額の初期投資負担がネックとなる。

こうした多額の初期投資負担を軽減し、低炭素機器を普及させるためには、「リース」を活用することが有効。

しかしながら、リース手法への消費者のなじみのなさ、リース料のうち金利相当分の負担といった理由から、これまで低炭素機器の普及のためにリースは必ずしも活用されていないところ、低炭素機器のリース(エコリース)を広く普及させるには、政策的な後押しが必要。

このため、リースにより低炭素機器を導入した場合に、銀行ローンや現金等による購入の場合に比して不利にならないよう、従来実施してきた「環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業」と同等のインセンティブを与えるための支援措置を講ずることにより、エコリースを家庭を含め広く普及させ、もって低炭素機器の普及を加速化する。

2. 事業計画

リースにより低炭素機器を導入した場合に、リース料について3%を目安にリース事業者に対して助成を行う。

なお、本事業において低炭素機器を導入できる者は家庭及び事業者(大企業を除く)とし、他に補助制度がある場合には本制度とどちらかを選択することとする。

【需要が見込まれる低炭素機器】

- (1) 家庭向け：電気自動車、既築住宅向け太陽光パネル 等(家庭用高効率給湯器等低価格製品は対象としない。)
- (2) 事業者向け：高効率ボイラー、高効率ヒートポンプ給湯・空調、高効率照明、太陽光パネル、電気自動車、ハイブリッド建機 等

3. 施策の効果

2020年25%削減という中期目標達成に向け、家庭、業務、運輸部門における低炭素機器等の普及を促進し、地球温暖化対策を加速化。

本事業による温室効果ガスの削減効果は約26万t-CO2/年を見込んでいる。

経済効果として、約650億円の低炭素機器の設備導入を創出するとともに、約2,000人の雇用を創出(平成23年度)。

家庭・事業者向けエコリース促進事業 (20億円)

概要

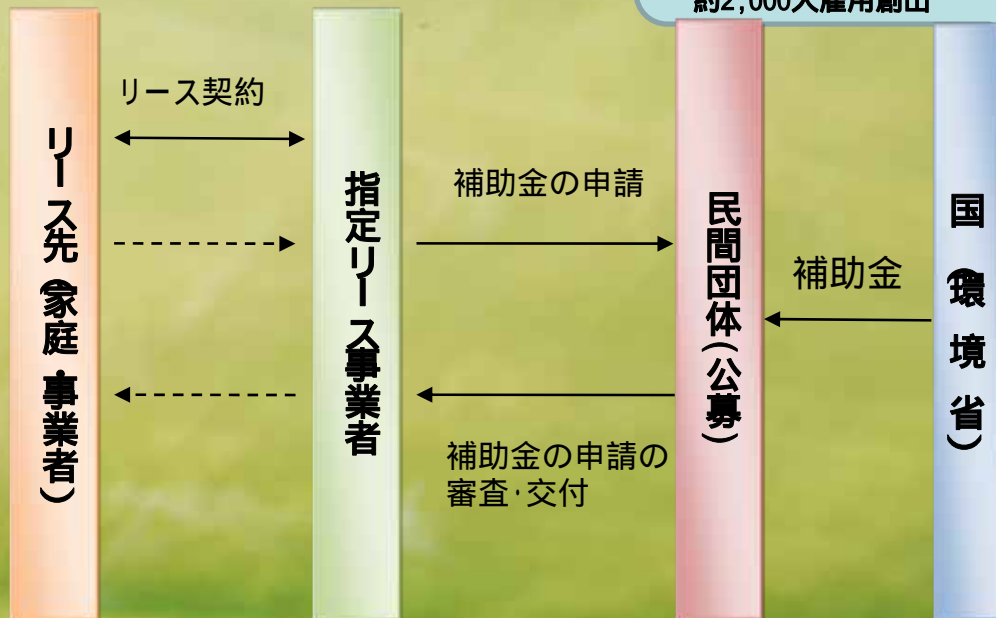
- ・導入に際して多額の初期投資（頭金）を負担することが困難な家庭及び事業者（中小企業等）について、頭金なしの「リース」という手法を活用することによって低炭素機器の普及を図り、もって「エコで快適な暮らし」を実現します。
- ・具体的には、低炭素機器をリースで導入した場合に、リース料のうち3%を目安に助成します（他に補助制度がある場合にはどちらかを選択。）。
- ・対象機器の例
家庭向け：電気自動車、既築住宅向け太陽光パネル等（家庭用高効率給湯器等低価格製品は対象としない。）
事業者向け：高効率ボイラー、高効率照明・空調、太陽光パネル、電気自動車等

家庭・事業者向けエコリース促進事業スキーム



頭金なしで
パッケージ
導入も可能

低炭素機器の普及



～効果は？～

約26万トンのCO2削減
(約5万世帯分の年間排出量を削減)
約650億円の環境投資促進
約2,000人雇用創出



1. 事業の必要性、概要

- ・ 家庭部門の温室効果ガス排出量は、2008年、90年比で3割以上増加しており、抜本的な対策が必要である。
- ・ 平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」において、「環境コンシェルジュ制度」の創設が位置付けられており、家庭が実際の行動に移すため、各家庭のエネルギー利用状況等を診断した上で、中立性、信頼性を確保したきめ細やかなアドバイスの実施が求められている。
- ・ 地球温暖化対策に係る中長期目標の達成のためには、このような取組を速やかに普及させることが必要であり、そのため、公平かつ正確なアドバイスの確保のための診断ツールを開発するとともに、これらの診断事業が地方公共団体や民間企業等において適切に実施できるようにするため、気候や居住形態、また実施者の事業形態に応じて、家庭のCO2排出実態を把握しつつ、診断の効果や信頼性のある診断手法等を検証し、マニュアル策定や資格制度の検討を行う。

2. 事業計画

事業実施年度：平成23～25年度

(業務内容)

① 診断ツール等開発事業

家庭の使用状況から個々の家庭毎の削減ポテンシャルを推計し、より低炭素な使い方の情報提供を円滑に行うための診断ツールを開発する。

② 診断ツール等実証事業

診断ツールを用いた家庭エコ診断の効果の検証を行うため、実施主体・気候・居住形態等の特性を考慮した試行的な診断を実施する。その際、見える化機器により家電等の使用状況の認識と実態の乖離等の把握を行う。

③ 家庭用診断制度検討事業

②で得られた情報を用いて、精緻な効果検証を行い、ツールの改善及びより効果的な診断手法の検討を行う。また、信頼性を担保した情報提供マニュアルの策定、資格制度化に向けた検討を行う。

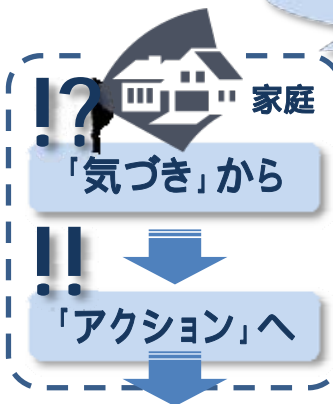
3. 施策の効果

- ・ 受診家庭への啓発、普及効果
- ・ 低炭素機器の市場創出、拡大
- ・ 家庭への民間コンサルビジネスの拡大・普及

家庭エコ診断推進基盤整備事業

- ・地球温暖化対策に係る中長期目標の達成に向け、1990年比で3割以上増加している家庭部門の温室効果ガス排出量を抜本的に削減
- ・「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」において位置付けられた「環境コンシェルジュ制度」の基盤整備

温暖化に対して何か取り組みたいけど、我が家にとっての効果的な取組が知りたい！



家庭のCO2排出情報の提供

- ・アンケートによる事前調査 等

CO2排出量の「見える化」、具体的かつ総合的な行動のアドバイス

- ・どこが悪いのか？みんなと比べると？何ができる？
- ・国や自治体の支援メニューのワンストップでの紹介



地域・民間主体による
家庭エコ診断

エコで経済的な生活

家庭のリアルタイムデータを解析し

- ・診断ツールの改善点の整理
- ・効果的な診断手法の検討
- ・マニュアルの策定
- ・資格制度化に向けた検討等を実施

診断ツールを用いた家庭エコ診断の効果の検証を

- ・実施主体
- ・気候
- ・居住形態等の特性を考慮して試行的に実施

家庭の使用状況から

- ・個々の家庭の削減ポテンシャルの推計
- ・より低炭素な使い方の情報提供を、円滑に行うための診断ツール等の開発

国による、中立性、信頼性を確保したきめ細やかな診断を促進するための基盤整備

バイオ燃料導入加速化事業

2, 355百万円 (2, 956百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の必要性、概要

欧米等では自動車用燃料へのバイオ燃料の混合を加速しており、我が国においても運輸部門における有力な排出削減策の1つとして推進する必要。

このため、平成22年6月に閣議決定されたエネルギー基本計画では、バイオ燃料について、2020年に全国のガソリンの3%相当以上の導入を目指すこととされており、バイオ燃料を全国的に供給できる体制を速やかに構築する必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

○エコ燃料実用化地域システム実証事業（平成19年度～23年度）

首都圏及び近畿圏において、自立的なエコ燃料の生産・利用システムを実証する。それぞれの地域において、E3（バイオエタノール3%直接混合ガソリン）を約2万kL製造・販売するとともに、製造施設及びガソリンスタンドでの品質管理や各種設備の部材の金属腐食試験・ゴム類の劣化試験等を実施する。

○本格普及事業（平成23年度～25年度）

実証事業から民間事業への移行を図るため、実証事業に加えて、特定ブランド又は地域におけるガソリンの相当割合をE3化し、品質管理上自主的に取り組んでいる様々な事項への適合を確認しつつ、費用対効果ができるだけ高い方法を柔軟に検討する。

平成23年度はガソリンスタンドにおける準備（給油設備の部材の変更等）を実施する。

3. 施策の効果

石油元売り企業と直接混合方式の品質管理について安心感を共有することにより、流通コストの低減が図られ、直接混合方式によるバイオ燃料の本格普及が進むことが期待される。

バイオ燃料導入加速化事業

運輸部門における有力な二酸化炭素排出削減策であるバイオ燃料の導入を加速

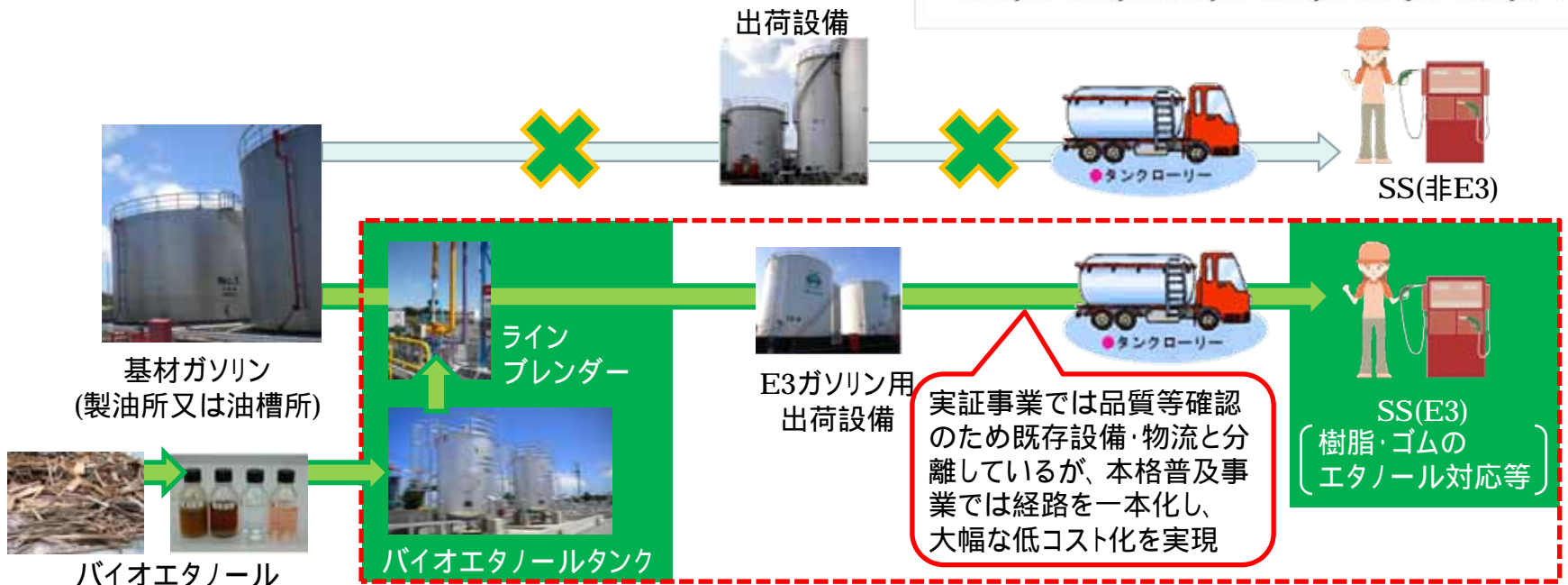
エネルギー基本計画のバイオ燃料導入目標「2020年に全国のガソリンの3%相当以上」の達成を目指す

エコ燃料実用化地域システム実証事業(平成19～23年度)

首都圏及び近畿圏において、自立的なエコ燃料の生産・利用システムを実証。最終年度として、使用部材の腐食・劣化試験も行い、安全性を確認。

本格普及事業(平成23～25年度)

石油元売りの参画を得ることで特定ブランド又は地域におけるガソリンの相当割合をE3化し、民間事業への移行を図る。



温泉エネルギー活用加速化事業

450百万円（50百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

自然環境局参事官室

1. 事業の必要性、概要

我が国は、世界第3位の地熱資源国であり、そのエネルギーの有効利用は極めて重要。既存温泉の半数に当たる約14,000の温泉は湧出温度が42度以上の高温温泉であり、これら高温温泉は、大気中に熱を放散させる等により温度を低下させてから浴用等に利用している事例も多いが、近年ではこの温度差エネルギーにより発電することが可能となってきた。また、温泉の採取に伴い発生するガス（温泉付随ガス）はその量によってはエネルギーとして有効活用することも可能。

温泉発電、温泉熱・温泉付随ガス利用事業の自立的普及に向けて、初期需要を創出することによりコストの低減を図り、地域特性に応じた再生可能エネルギー利用の推進を図るため、温泉エネルギーを有効活用する民間団体に対して補助を行う。

2. 事業計画（業務内容）

平成23年度～25年度（②～④は22年度開始）

- ①温泉発電設備（売電しないものに限る）の設置（平成23年度新規）
- ②ヒートポンプ等による温泉熱の熱利用
- ③温泉付随ガスの熱利用
- ④温泉付随ガスのコージェネレーション

補助率：①③④は事業費の1/2、②は1/3

補助対象者：民間団体（①については50kW×10件程度）

対象温泉：既存の温泉又は自然湧出温泉

3. 施策の効果

温泉発電、温泉熱・温泉付随ガス利用事業の初期コストの低減による自立的普及、及び地域特性に応じた再生可能エネルギー利用の推進。

温泉エネルギー活用加速化事業



我が国は世界第3位の地熱資源国。高温温泉の温泉熱や温泉の採取に伴い発生する付随ガスの有効利用に補助を行い、温泉エネルギーの活用を推進。



温泉エネルギー利用の初期コスト低減による自立的普及
地域特性に応じた再生可能エネルギー利用を推進

温泉熱の利用

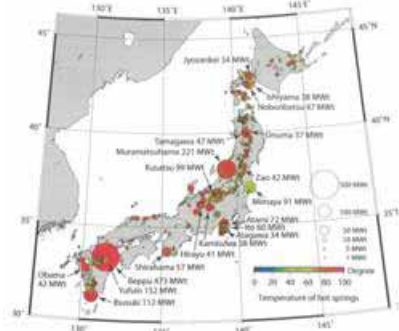
【新規】温泉発電設備の設置

高温温泉
(70 ~ 120)

温度差エネルギー
で発電

浴用利用
(50 以下)

ホテル・旅館等
での利用



我が国の高温温泉は
14000カ所。発電実用規模
に限定しても1500カ所以上。

ヒートポンプ等による温泉熱の熱利用



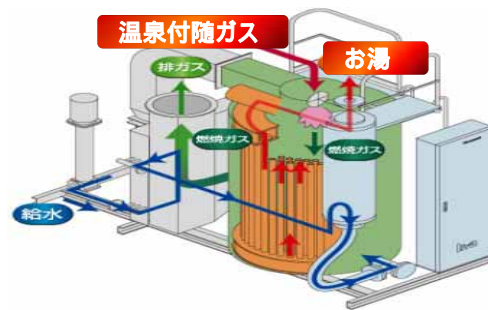
排湯熱源対応
水冷式ヒートポンプ

給湯・空調に利用

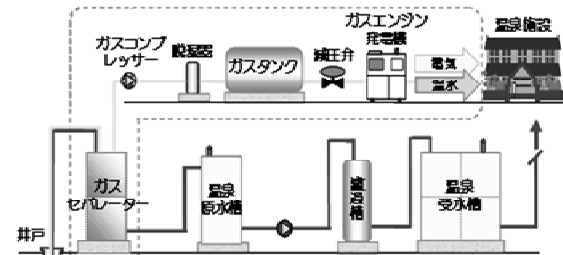
温泉付随ガスの利用

改正温泉法の附帯決議に明記された
「分離したメタンの利活用」を推進

温泉付随ガスの熱利用



温泉付随ガスの コージェネレーション



1. 事業の必要性、概要

- ・ 温室効果ガスの排出量を25%削減し、再生可能エネルギーの供給量の一次エネルギーの供給量に占める割合を10%とするため、再生可能エネルギーの利用を強力に促進する必要がある。我が国は、排他的経済水域が世界第6位の海洋国であり、平成21年度に環境省が実施した再生可能エネルギーポテンシャル調査の結果によると、洋上には風力発電の大きな導入ポテンシャルを有することが明らかになっている。また、洋上は風速が強く、その変動が少ないため、安定かつ効率的な発電が見込まれ、その実用化が期待されている。
- ・ 洋上風力発電のうち、水深が浅い海域に適した着床式については、国内3ヶ所で運転開始している一方、より深い海域に対応する浮体式については、世界的にもノルウェーにおいて2.3MWの実用機が建設されているのみであり、国内での導入事例はない。
- ・ このため、我が国初となる2MW級の浮体式洋上風力発電実証機1機を外洋域に設置・運転する実証事業を実施し、平成28年頃の実用化に向けて必要な知見を得る。

2. 事業計画(業務内容)

平成22年度から基本設計、環境影響評価手法検討等に着手しており、23年度以降は以下のスケジュールで進める予定。

- ・ 気象・海象・環境影響調査(平成23～24年度)
- ・ 設計と実証機製造(平成23～25年度)
- ・ 実海域設置、実証運転開始(平成25～27年度)
- ・ 事業性等の評価(平成26～27年度)

また、2MW級実証機に先立ち、100kW程度以下の小規模試験機を実施海域に設置し、環境影響や安全性に関する情報を収集し、得られたデータを2MW級実証機の製造・制御に反映させる。小規模試験機の設計及び製造は平成23年度に実施。

3. 施策の効果

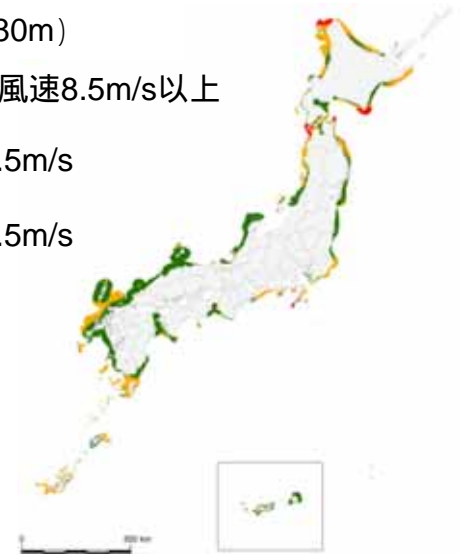
平成28年度の浮体式洋上風力発電の実用化の達成

洋上風力発電実証事業

2020年に温室効果ガス25%削減(1990年比)、再生可能エネルギーの供給割合10%目標
我が国は、排他的経済水域が世界第6位の海洋国であり、安定かつ効率的な発電が見込まれる洋上に風力発電の大きな導入ポテンシャル
着床式は国内でも運転開始しているが、より深い海域に対応する浮体式は国内実績なし



浮体式は、世界的にもノルウェーにおいて2.3MWの実用機が建設されているのみ



我が国初となる2MW級の浮体式洋上風力発電実証機の設置・運転

【実証事業年次計画】

- ・気象・海象・環境影響調査(平成23~24年度)
- ・設計と実証機製造(平成23~25年度)
- ・実海域設置、実証運転開始(平成25~27年度)
- ・事業性等の評価(平成26~27年度)

100kW程度以下の小規模試験機を設置し、環境影響・安全性の情報収集

浮体式洋上風力発電の導入ポテンシャル
5,600万kW以上 (着床式:510万kW以上)

出典:H21再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査(環境省)

- ✓周辺地域関係者の安心感の醸成
- ✓2MW級実証機の製造・制御に反映

2016(平成28)年度の浮体式洋上風力発電の実用化を目指す

(新) 低炭素化に向けた事業者連携型モデル事業

1,800百万円 (0百万円)

総合環境政策局環境計画課

1. 事業目的

温室効果ガスの削減対策を推進するためには、先進的な設備を導入するだけでなく、既に導入されている設備の効率的な活用や効果的な対策・技術の共同導入並びにエネルギー等の相互利用を積極的に進めていくなど、事業者間の創意工夫による効果的な対策も必要。本事業では、事業者が連携するために最適な設備の整備や効率的な運用を行うためのシステム構築並びに効果的な対策の導入の組合せにより、事業者等の連携による低炭素化に向けたモデル的な取組を実施し、温室効果ガス25%削減の実効性を検証する。

2. 事業内容

技術的に確立され、削減効果が確認されている対策の共同導入、既存設備の能力の最大限活用、相互連携システム構築の組合せ、により、温室効果ガス25%削減目標を達成できる事業で、具体的に下記(1)~(3)の条件を満たす事業

- (1) 1990年比で、温室効果ガス25%削減を達成すること
- (2) 事業者間が連携して実施することで、単体対策として実施するよりも、削減効果や費用対効果が高くなること
- (3) 事業完了後は、環境省が効果検証を行い、その結果を公表(効果検証の結果、削減目標を達成していない場合には、補助金を返還)

(想定される事業例)

- ・余剰温水やバイオガスの余剰熱等を周辺の複数事業者に供給するため、導管の敷設、大容量貯蔵施設やそれらの供給を管理するためのシステム(オンラインによる一括管理用計測装置・集中制御機器・運用ソフト等)を整備
- ・冷水を複数事業所に供給するため、冷凍機の冷排水を集約する共同蓄熱槽や冷却塔の整備 等

3. 交付先等

交付対象は民間事業者(補助率1/2)

4. 事業計画

平成23年度~平成25年度

5. 施策の効果

技術的に確立され削減効果等が確認されている対策と既存設備の能力の最大限活用並びに相互連携システムの構築の組合せにより25%削減の実効性を検証する。

また、本事業による温室効果ガスの削減効果は約36,000t-CO₂/年を見込んでいる。

低炭素化に向けた事業者連携型モデル事業

【事業の目的】

温室効果ガスの削減対策を推進するためには、先進的な設備を導入するだけでなく、事業者間の創意工夫による相互連携した取組も効果的
本事業では、技術的に確立され、削減効果が確認されている対策の共同導入、既存設備の能力の最大限活用、相互連携システム構築の組合せ、により、温室効果ガス25%削減を検証

【事業イメージ例】

相互利用・連携システム構築

効果的対策の導入

交付の条件等

【交付先】

交付対象は民間事業者(補助率1/2)

【事業要件】

- (1)1990年比温室効果ガスを25%削減を達成すること
- (2)事業者間が連携して実施することで、単体対策として実施するよりも、削減効果や費用対効果が高くなること
- (3)事業完了後は、環境省が効果検証を行い、その結果を公表(効果検証の結果、削減目標を達成していない場合には、補助金を返還)

既存設備(a)

+ 相互利用

既存設備(b)

+ 相互利用

既存設備(c)



余剰冷温水や熱等の大容量貯蔵の設備導入



余剰冷温水や熱等の相互利用のための導管の敷設



一括管理用の集中制御機器の導入



相互利用・連携システム構築

(想定される事業例)

- ・余剰温水やバイオガスの余剰熱等を周辺の複数事業者に供給するため、導管の敷設、大容量貯蔵施設やそれらの供給を管理するためのシステム
- ・冷水を複数事業所に供給するため、冷凍機の冷排水を集約する共同蓄熱槽や冷却塔の整備 等

事業の効果

技術的に確立され削減効果が確認されている対策、既存設備の能力の最大限活用、相互連携システム構築、の組合せにより温室効果ガス25%削減を検証する。また、温室効果ガスの削減効果は約36,000t-CO₂/年を見込んでいる。



相互利用・連携システム構築

サプライチェーンにおける排出削減量の見える化推進事業

449百万円（ 29百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の必要性、概要

- ・ 我が国の温室効果ガス排出量の効率的な削減を進めるためには、物流・製造・使用・廃棄などサプライチェーン全体で排出量を把握し、少ない投資で大きな削減効果を得られるような手法を検討することが重要である。また、温室効果ガス排出量の削減に貢献する企業が社会から適切な評価を受けられるような仕組み作りを検討する必要がある。
- ・ 現在、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定・報告・公表制度においては自らの事業活動に伴う排出量が報告対象となっているため、サプライチェーン全体を通じた排出削減量の評価が困難な制度となっている。
- ・ そこで、本事業では、サプライチェーンの各段階における排出削減量の可視化を通じて、効率的な排出量の削減手法及び評価手法を確立するとともに、排出削減に貢献した企業が公平に評価される仕組みを構築し、サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出削減に向けた企業のインセンティブを高めることを目指す。

2. 事業計画（業務内容）

- ・ 複数の企業を選定し、サプライチェーンにおける排出削減量を算定することによって、物流段階、使用段階、廃棄物段階などサプライチェーンの各段階における排出削減量の見える化を図り、効率的な削減手法の確立を図る。特に、事業者において直接算定が難しいカテゴリーでは、事業者での実測も実施し、精度ある削減ポテンシャルを推計する。
- ・ また、サプライチェーン排出削減量算定ガイドラインを作成するとともに、算定方法の精緻化や精度の向上を図る。加えて、排出削減量の見える化ツールの開発・運用を行うとともに、サプライチェーン排出量の削減に係る普及啓発を行う。

3. 施策の効果

サプライチェーン全体での温室効果ガス排出削減量の可視化を図り、温室効果ガスの排出削減に貢献した企業が市場で適切に評価される仕組みを作ることにより、我が国の温室効果ガス排出量を削減する。

サプライチェーンにおける排出削減量の見える化推進事業

< 目的 >

サプライチェーン全体を通じた温室効果ガス排出削減量の**可視化(見える化)**により、効率的な排出量の削減手法及び評価手法を確立し、排出削減に貢献した企業が公平な評価を受けられる仕組みを構築することを通じ、**我が国の温室効果ガス排出量を削減**する。

< 事業内容 >

削減手法評価
事業

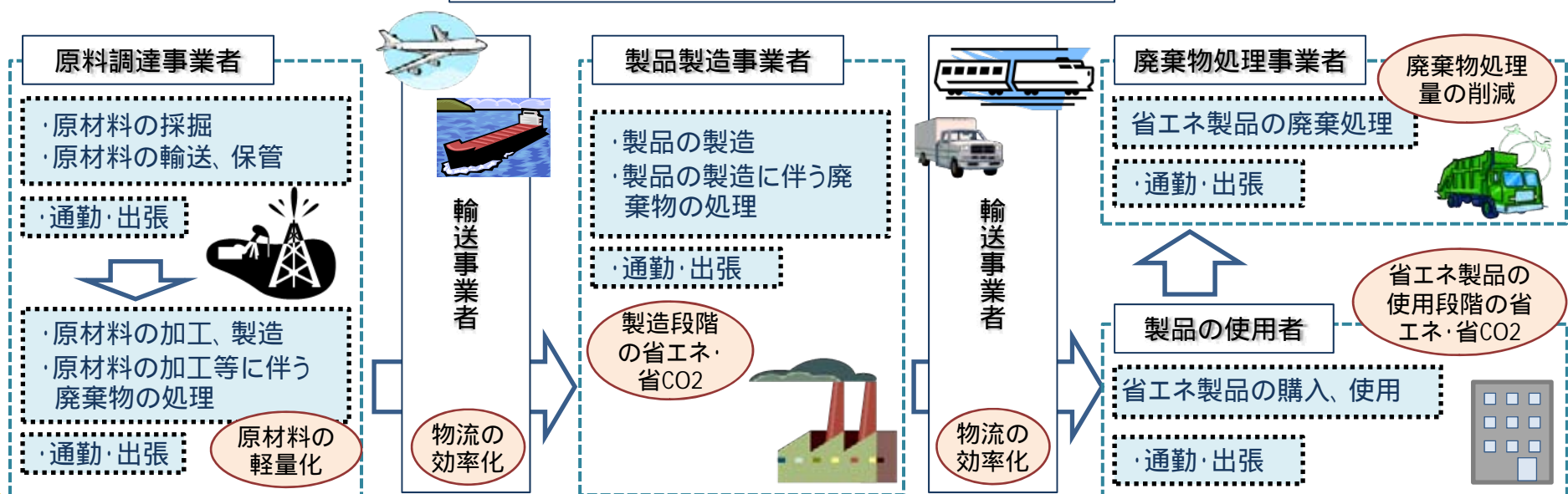
削減量算定ガイド
ライン作成等

排出削減量見える
化ツールの開発

実測による削減ポ
テンシャルの推計

排出量の削減に係る
普及啓発

サプライチェーン全体での排出量削減



地球環境局地球温暖化対策課フロン等対策推進室

1. 事業の必要性、概要

- ・ 強力な温室効果(二酸化炭素の数百～一万倍超)を有するフロン類の代わりにアンモニア等元来自然界に存在する物質(自然冷媒)を使用した省エネ型の冷凍・冷蔵・空調装置(冷凍等装置)の普及のため、業務用の省エネ自然冷媒冷凍等装置を導入する民間事業者に、その費用の一部を補助。
- ・ 最近、省エネルギー性が高く、フロン類と比べて温室効果が格段に小さい二酸化炭素冷媒の冷蔵ショーケースなどが開発されてきており、今までノンフロン化が進まなかった分野への自然冷媒冷凍等装置の普及が期待されるようになってきているが、従来のフロン類冷凍等装置との大きな価格差が導入の阻害要因となっており、普及を加速化するための支援が必要である。
- ・ これにより、「脱フロン社会の構築」のための「ノンフロン製品等の普及加速化」を図ることが出来る。

2. 事業計画(業務内容)

事業年度:平成20年度～平成24年度

(補助率)1/3 (補助先)民間事業者

- ・平成20年度～平成22年度(補助件数)

平成20年度	17件
平成21年度	11件
平成22年度	11件

- ・平成23年度～平成24年度

(補助基本額×件数) 25百万円×40件

(※補助基本額は、導入する自然冷媒冷凍等装置と同等の性能を有するフロン類冷媒冷凍等装置との差額である。)

3. 施策の効果

省エネ自然冷媒冷凍等装置の導入実績を増やして、初期需要の創出を図ることにより、本装置の普及の加速化を促進し、省エネルギー化とフロン類排出抑制の両面から温室効果ガスの排出削減を図る。

省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業

目的

省エネルギー性に優れ、かつフロン類冷媒と比べて格段に環境負荷の少ない自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調装置(省エネ自然冷媒冷凍等装置)の導入を進めることによって、省エネ効果によるエネルギー起源CO₂排出量削減と冷媒の脱フロン化によるフロン類排出量削減を同時に推進し、地球温暖化防止を促進

対象

業務用の省エネ自然冷媒冷凍等装置を導入しようとする民間事業者

補助割合

フロン類冷媒装置を導入する場合の費用と比べての差額の1/3

〔補助対象装置の例〕



(新)中長期削減目標の達成のための対策技術に関する情報調査・算定業務
91百万円(0百万円)

地球環境局総務課低炭素社会推進室

1. 事業の必要性、概要

- 我が国は、温室効果ガスを、中期的には 2020年までに1990年比25%、長期的には 2050年までに1990年比80%削減することを目標としている。
- この目標を着実に達成するためには、中期・長期のみならず地球温暖化対策基本法案に基づく 途中年(2030年・40年)の排出見通しの検討が必要であり、そのため 排出量の削減に貢献しうる対策技術(低炭素技術)について、開発・普及状況、普及見通し、対策コスト等の技術情報を詳細に調査する必要がある。
- また、それぞれの対策技術による排出削減量を算定し、我が国の中長期の排出削減量見通しを算定する必要がある。

2. 事業計画(業務内容)

- ① 途中年(2030年・40年)の排出見通しの検討に必要な技術情報の調査
 - 1) 2020年時点で普及が見込まれている技術が更に2030年・40年までにどこまで普及するか、その際の価格低減見通し、普及の障壁等を調査
 - 2) 2030年以降に普及が見込まれる技術の市場導入時期、価格低減見通し、導入の障壁等を調査
- ② 「2020～2040年度の低炭素技術の普及拡大の見通し」及び「その普及見通しに基づく排出削減量」の算定
 - 1) 個々の低炭素技術について、各年度の普及量から価格低減効果を想定し、政府が政策的な支援を行わないケース・行ったケースにおける2020～2040年度の低炭素技術の普及見通し及び排出削減量を算定
 - 2) 全ての低炭素技術の普及見通し及び見通しに基づく排出削減量から、日本全体での排出削減見通しを算定

3. 施策の効果

低炭素技術の普及見通し等の技術情報を調査し、途中年の見通しを明らかにすることで、温室効果ガスの中長期的な削減・低炭素社会の構築を確実なものとする。

中長期削減目標の達成のための対策技術に関する情報調査・算定業務

技術的な観点から低炭素技術の関連情報、削減ポテンシャル等を調査・算定することにより、裏付けのある確実性の高い温暖化対策の実施に貢献。

我が国の掲げる中長期削減目標(1990年比で2020年に25%減、2050年に80%減)の達成に資する低炭素技術について、現在の開発状況や普及状況、対策コスト等を技術的な観点から詳細に調査

【STEP1】

- ①2020年時点で普及が見込まれている技術(太陽光発電、ハイブリッドカー、高効率給湯器など、約100技術)
- ②2020年以降に普及が見込まれる技術(新還元溶解製鉄法、ポストリチウムイオン電池など、約50技術)に分けて、
 - 「国内・世界市場の将来予測、低炭素技術の開発普及状況、累積生産量による価格低下見通し、実用化・普及の上での課題・障壁」等を詳細に調査

【STEP2】

- 「2020～2040年度の低炭素技術の普及拡大見通し」と「その普及見通しに基づくCO2排出削減量」を算定
- ⇒政府による政策的な支援「ありケース」「なしケース」の両方を検討すること等で、対策技術ごとの普及方策・普及状況に応じた施策が可能になる。

【STEP3】

- 「対策技術普及・CO2削減見込みシート」の作成

【STEP4】

これらの情報をもとに、環境省で検討会を開催運営

環境省に設置し、各分野の専門的な観点から精査を行う。

- 委託先が調査・算定した技術的な情報を環境省が分析
- 中長期削減目標の達成方策・排出削減パス・途中年の排出見通しの検討・設定を実施

カーボン・オフセット及びオフセット・クレジット(J-VER)制度の推進事業

1,402百万円(189百万円)

エネルギー特別会計	1,250百万円(189百万円)
一般会計	152百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

1. 事業の必要性、概要

- 事業者、国民等の幅広い主体による主体的な排出削減を進めることができるカーボン・オフセットの取組は、国内の事例が960件(H22年10月末)を超えるなど活発化しているが、その推進に当たっては信頼性、透明性の確保が重要である。
- このため、平成20年2月に「わが国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」を公表して以降、各種ガイドラインの策定やオフセット・クレジット(J-VER)制度の運営等を行ってきたところであり、引き続き、制度の基盤整備や事業者支援等に取り組む必要がある。

2. 事業計画(業務内容)

- これまでカーボン・オフセットに関する各種ガイドラインや基準類の策定、カーボン・オフセットフォーラム(J-COF)を通じた情報収集・提供等を実施するとともに、カーボン・オフセットに用いる信頼性の高いクレジットを認証する「オフセット・クレジット(J-VER)制度」の運営を行ってきたところ。
- 平成23年度は、過去の優良な取組事例・商品を集めた見本市の開催、カーボン・オフセットの取組をさらに進めた、企業等の温室効果ガス排出総量をオフセットする「カーボン・ニュートラル」等の高い目標を掲げオフセットに取り組む先進事例の発掘・支援等を行う。
- J-VER制度について、平成23年度は、対象プロジェクト種類の追加に加え、認証プロセスに関する制度利用者への支援、J-VERの市場取引を促進するためのクレジットの売り手と買い手のマッチング機会の提供等を新たに行う。

3. 施策の効果

- J-VERを活用した信頼性の高いカーボン・オフセットの取組を促進することで、国内の中小企業や農林分野の温室効果ガス排出削減・吸収を推進し、京都議定書及び我が国の中長期目標の達成に貢献するとともに、国内投資の促進、雇用創出につなげることで地域活性化に寄与する。

カーボン・オフセット及びオフセット・クレジット(J-VER)制度の推進事業

<カーボン・オフセット>

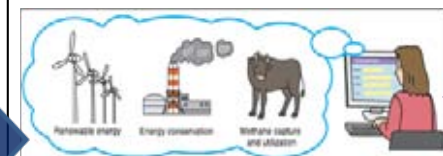
市民・企業等が、自身の温室効果ガスの排出量を認識し、削減努力を行った上で、どうしても削減できない部分を、他の場所の削減・吸収量(クレジット等)で埋め合わせること。



家庭やオフィス、移動(自動車・飛行機)での温室効果ガス排出量を把握する



省エネ活動や環境負荷の少ない交通手段の選択など、温室効果ガスの削減努力を行う



削減が困難な排出量を把握し、他の場所で実現したクレジットを購入または他の場所での排出削減活動を実施



対象となる活動の排出量と同量のクレジットで埋め合わせ(相殺)する

事業概要

適切なカーボン・オフセットの普及

- ・ カーボン・オフセットに関する相談支援、セミナーの開催、海外との情報交換
- ・ カーボン・オフセットの見本市の開催
- ・ 「カーボン・ニュートラル」等、高い目標を掲げオフセットに取り組む先進事例の発掘・支援

信頼性の高いクレジット(J-VER)の創出

- ・ オフセット・クレジット(J-VER)制度の運営
(J-VER認証、新規プロジェクト種類の承認等)
- ・ J-VERプロジェクト実施者への支援
(J-VER認証プロセス支援、マッチング支援)

J-VER制度 [Japan-Verified Emission Reduction]
国内のプロジェクトによる温室効果ガスの排出削減・吸収量を、オフセットに用いるクレジット(J-VER)として認証する制度。ISOに準拠した形で2008年11月よりスタート。

J-VER制度を活用したカーボン・オフセットの取組促進を通じ、京都議定書や中長期目標の達成に貢献するとともに、中小企業や農林分野を含めた国内投資の促進、雇用促進につなげ、地域活性化に寄与。

地球温暖化対策のための税を含む税制のグリーン化検討経費

15百万円(25百万円)

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の概要

「地球温暖化対策のための税」については、平成23年度に導入することを盛り込んだ税制改正大綱を閣議決定した。

これを踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の導入を受けた実態調査等を行うとともに、税制全体のグリーン化を進めるために、これまで行ってきた諸外国の環境関連税制の導入実態調査等について、さらに検討を深める。

2. 事業計画

(主な内容)

地球温暖化対策のための税を含む税制の更なるグリーン化に向けた調査検討

地球温暖化対策のための税の平成23年度の実施状況を踏まえつつ、各部門への影響等の実態調査や税制全体の更なるグリーン化に向けた検証を行う。

3. 施策の効果

地球温暖化対策のための税を含めた税制全体のグリーン化に関する材料を収集

- ・分析することにより、その実現及び円滑な執行を後押しすることができる。

環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業

1,000百万円(350百万円)

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の概要

2020年に90年比25%削減という中期目標を達成するためには、金融のツールをも総動員して、地球温暖化対策を大幅に加速化する必要がある。

環境金融の一形態として、「環境格付融資」がある。これは、企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法等により評価し、その評価結果が高い企業に対して低利融資を行うものである。環境格付融資によるスクリーニングが広まれば、企業はよりよい環境格付と低金利を目指して環境対策に自主的・積極的に取り組むようになり、企業による環境対策の大幅な促進が図られる。

本事業は、こうした金融機関による環境格付融資の取組を促進しつつ、企業の地球温暖化対策を促進するため、企業の地球温暖化対策に係る投資に対し金融機関が行う環境格付融資について、利子補給を行うものである。

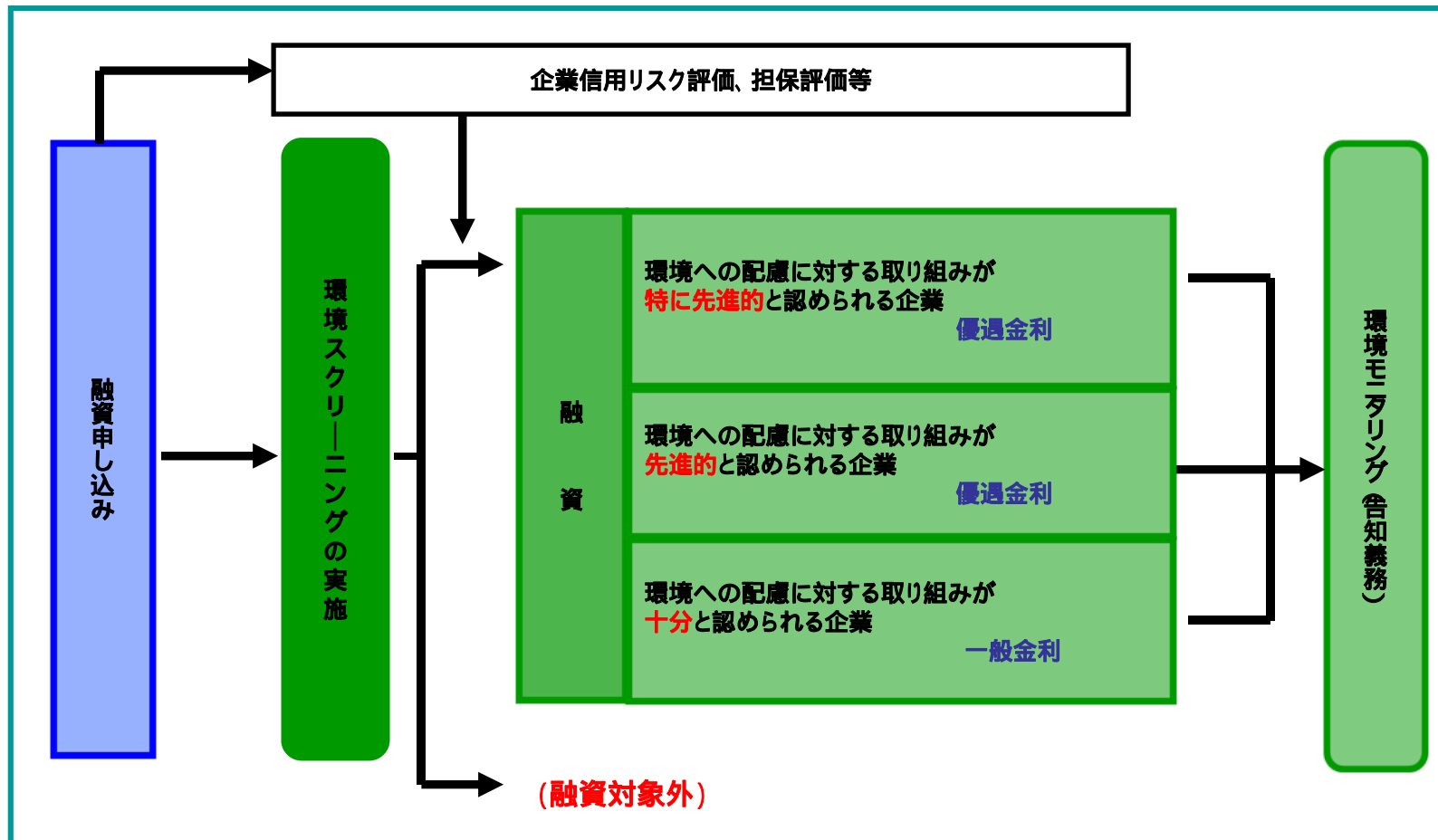
2. 事業計画

企業の地球温暖化対策に係る投資に対し、金融機関が行う環境格付融資について、融資を受ける事業者が融資を受けた年から5カ年以内にCO₂を5%以上削減することを条件として、当該融資残高の1%を限度として利子補給を行う。

3. 施策の効果

多くの民間金融機関が環境格付融資を実施することにより、企業の環境対策が促進される。地球温暖化対策設備投資の促進につながることで、温室効果ガスの削減効果は約63万t/年を見込んでいる。

環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業



融資対象

地球温暖化対策

利子補給誓約条件

融資を受けた年から5ヶ年以内に
「5%以上のCO₂排出削減」を達成

利子補給

融資残高に対して年1%を限度として利子補給を行います。



(金利 - 1%)で融資が受けられます。

環境スクリーニングにより決定された
優遇金利 ・ 優遇金利 ・ 一般金利

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の概要

環境に配慮した金融（環境金融）とは、金融市場を通じて環境への配慮に適切な誘因を与えることによって企業や個人の行動を環境配慮型に変えていくメカニズムである。1400兆円を超える個人金融資産を含め、環境ビジネス・環境対策など日本の成長を支える環境分野に主体的かつ効率的に資金配分がなされていくためには効率的な環境金融が必要不可欠であり、本事業を通じて環境情報の開示を進め、ステークホルダーの意識を改革していくことによりその拡大を図ることが必要である。

具体的には、平成23年度本事業においては、中央環境審議会による「環境と金融に関する専門委員会」の報告書（平成22年6月）に盛り込まれているとおり、日本版環境金融行動原則の普及促進、投資家に対する環境情報開示促進、及び「環境金融リテラシー」の向上に係る事業を実施することにより、環境金融の促進を図ることとする。

2. 事業計画

日本版環境金融行動原則の普及促進

平成22年度に策定される同原則について、地域金融機関を含め広く金融機関・機関投資家への署名拡大と効果的な取組を促進するため、以下の事業を行う。

- ・署名機関の取組情報の収集、フォローアップと取組状況の分析の取りまとめ
- ・取組に当たって参考となるグッドプラクティスを集めた参考事例集の取りまとめ
- ・環境金融の取組情報の発表・意見交換と署名拡大を図るためシンポジウムを開催
- ・非署名金融機関・機関投資家への取組事例の紹介等のための地域説明会の実施

投資家に対する環境情報開示促進

- ・国内排出量取引制度や地球温暖化対策税の導入等を踏まえた、有価証券報告書等において記載すべき環境情報の特定や開示促進のため、検討会等を開催する。

「環境金融リテラシー」の向上

- ・環境金融を促進していくためには、消費者、金融機関、機関投資家等が、環境金融の意義、利点や具体的な取組方法等について理解し、それぞれの立場から主体的に取り組むことができるような素地を身につけること（「環境金融リテラシー」の向上）が必要。このため、環境金融をわかりやすく解説した資料等を作成し、実際に取り組むに当たっての専門的な参考情報等と併せて「環境金融ポータルサイト」などにて情報提供する。

3. 施策の効果

環境負荷を低減させる事業への投融資（省エネ・新エネ設備投資や環境ベンチャー投資等）や、企業行動に環境配慮を組み込もうとする経済主体を評価・支援することで、そのような取組を促す投融資（環境格付融資、SRI（社会的責任投資）等）が促進され、環境に配慮した持続可能な社会の実現に資する。

環境金融情報開示・行動原則等促進事業

金融 = 経済活動の血流

あらゆる経済活動・環境対策には、金融が必要

企業・個人の行動を環境配慮型に変えていく**メカニズム**が必要



環境金融(環境に配慮した金融)により、環境分野への効率的な資金配分を実現



環境取組の促進により持続可能な社会を実現

【環境金融の取組】

環境負荷低減事業への直接投資(環境ベンチャー投資等)

【環境金融の取組】

投資等の判断に際して、環境配慮型の企業行動を評価・支援し、更なる環境配慮の取組を促す(環境格付融資、社会的責任投資等)

環境金融促進のための施策

1. 日本版環境金融行動原則の普及促進

日本の金融機関等が自主的に策定した行動原則を、地域金融機関を含め広く金融機関・機関投資家への署名拡大と効果的な環境金融の取組促進を図る。

2. 投資家に対する環境情報開示促進

国内排出量取引制度や地球温暖化対策税の導入等を踏まえた、有価証券報告書等において記載すべき環境情報の特定と開示促進を図る。

3. 「環境金融リテラシー」の向上

消費者、金融機関、機関投資家等が、環境金融の意義、利点や具体的な取組方法等について理解し、各人が主体的に環境金融に取組める素地をつけるため、環境金融を分かりやすく解説した資料等の作成・専門的な参考情報等の提供を実施。

1. 事業の概要

地球温暖化対策の推進に関する法律の改正(平成20年6月)により、都道府県並びに指定都市、中核市及び特例市は、地方公共団体実行計画において区域全体の温室効果ガスの削減計画を策定し、また、都市計画等の関連施策について、実行計画との連携を図ることとされた。

これを受け、環境省では、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル」を策定し、自治体に対する説明会及び研修会等を通じて、実行計画の策定支援に取り組んでいる。

しかし、集約型・低炭素型都市構造の実現に向けては、総合的・複合的な削減効果の推計手法、対策・施策実施手法が未だ確立されておらず、より実効性の高い実行計画の策定を推進するため、都市の特性に応じ、最新の知見を踏まえた対策・施策のパッケージを国として提示する。区域全体の削減計画の策定が義務化された特例市以上の人口カバー率は約4割であり、法第20条第2項において努力義務を課されているそれ以外の都市における実行計画策定を促進するためにも、対策・施策パッケージの提示が極めて重要である。

さらに、本業務の成果をマニュアルに反映していくため、有識者を含めた検討会を開催し、マニュアル改訂作業を進める。

2. 事業計画

温室効果ガスの削減手法に関し、現在、地方公共団体でほとんど実施されていない取組のうち、大幅な削減効果があると考えられている先進的な対策・施策について、その削減効果、実施手法等の詳細について調査を行なう。候補となる対策・施策は以下の分野

土地利用・交通分野(22年度は2都市(水戸市、相模原市)を選定。23年度は5都市を選定予定。)

例：道路空間の再配分によるLRTの新設、LRT停留所周辺の人口密度増加、コミュニティサイクルの導入等による端末交通の強化、市街化区域の縮小等のパッケージ施策の実施手法及び相乗効果を考慮した削減効果の推計手法の確立

街区・地区単位の対策・施策分野(平成22年度は1都市(川崎市)を選定。23年度は2都市を選定予定。)

例：建築物高さの統一や建蔽率の増加による太陽光発電の発電量の増加、道路空間の再配分による緑地の増加による気候緩和効果、大気熱ヒートポンプから地中熱ヒートポンプの切り替えによる気候緩和効果、複数建物のエネルギー管理の一括化、地域熱供給の導入等のパッケージ施策の実施手法及び相乗効果を考慮した削減効果の推計手法の確立

(事業実施期間)平成22年度から24年度

想定する都市・街区分類

土地利用交通分野では、大都市圏(三大都市圏)中枢、大都市圏郊外、地方中枢都市(政令市)、地方中核都市(約20万人以上)、地方都市(5~10万人)及び郡部のそれぞれについて、必要な対策・施策パッケージの強度(3~4区分)ごとに分類。

街区・地区単位の分野では、工業都市、大都市の業務集積地、地方都市の業務集積地、都市郊外部、住宅地、農村村部

3. 施策の効果

- ・研究結果を参考として各地方公共団体が実行計画を策定・実施をする際に効果的な対策・施策を導入することにより温室効果ガスの削減に寄与する
- ・地球温暖化対策中長期ロードマップ地域づくり部門削減量の精緻化
- ・マニュアル改訂により実行計画(区域施策編)策定率向上及び計画内容の充実

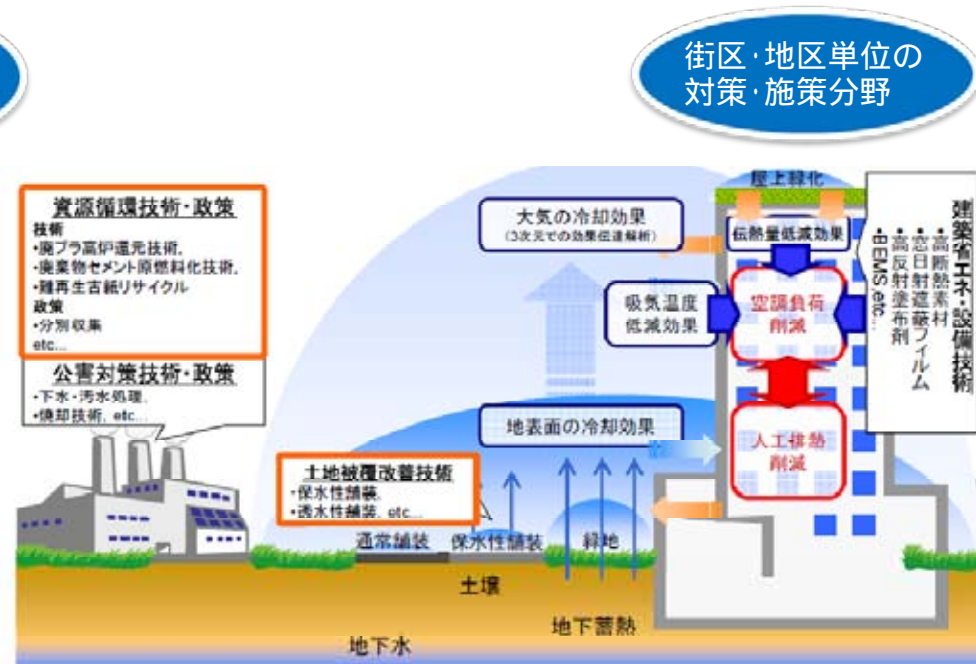
地方公共団体実行計画実施推進事業費

【背景】

平成20年6月に改正された地球温暖化対策法は、都道府県及び特例市以上の地方公共団体に対し、地方公共団体実行計画を拡充し、区域全体の削減施策を策定することを義務付け、都市計画等の関連施策との連携を図ることを求めている。しかし、集約型・低炭素型都市構造の実現等の対策・施策については、その実施手法が未だ確立されておらず、中長期の大幅削減の必要性を踏まえれば、地域の特性ごとに、国としての最新の知見を踏まえた実施手法を検討し、地方公共団体に対策・施策のパッケージを提示する必要がある。

【事業概要】

1. 地方公共団体でこれまでほとんど実施されていなかった土地利用・交通分野、地域・街区単位の地球温暖化対策・施策について、そのCO2削減効果を推計するための手法(計量モデル)を開発する。また、当該手法を用いたシミュレーション結果を活用して地区・街区類型ごとに効果が高いと考えられる対策・施策のパッケージ例を提示する。
2. 地方公共団体実行計画策定マニュアルの改訂を行い、改訂版を通じて、より効果的な低炭素地域づくりの計画手法を普及させるため、有識者を交えた検討会を開催し、改訂素案を作成する。



1. 事業目的

我が国は、昨年9月の国連気候変動首脳会合において、温室効果ガスを2020年までに1990年比で25%削減するという目標を掲げており、達成には地域特性やCO₂排出の現状を踏まえ、地域の活性化と低炭素地域づくりが必要。

特に、CO₂大量排出地域や再生可能エネルギー賦存量が多い地域等において、温室効果ガス25%削減の目標達成に向けて、国が強力なリーダーシップを発揮し、取組を推進していくことが重要。具体的には、国家的見地から、モデル性の高い取組を選定し、「核」となる「新しい社会基盤」の集中整備を関係省庁と連携し支援。

2. 事業内容

技術は確立されているが、効果検証がなされていない先進的対策を、事業性・採算性・波及性等を検証する事業や地域特性に応じて複数の技術を組み合わせて行う対策など、他地域へのモデルとなるべき事業など、実証事業に絞って集中的に実施。

- (1) 都市未利用熱等の活用 ~都市で未利用の廃熱を輸送して冷暖房に活用~
清掃工場等の廃熱や温排水など、都市で未利用のエネルギーを活用して先進的な熱電供給システムを構築
- (2) 低炭素型交通システムの構築 ~CO₂を出さない交通で地域づくり~
燃料電池自動車・電気自動車(バス等)などを利用したコミュニティ向け低炭素型交通システムの構築、内航船舶のイドリング・ストップ等
- (3) 大規模駅周辺等の低炭素化 ~街の中心からCO₂を25%カットして周辺へも波及~
利用者が多い大規模な駅を中心に駅ビル・地下街・商業施設等、一体的な機能をもつ施設において25%削減に効果的な対策を集中的・複合的に導入
- (4) バイオマスエネルギー等の活用 ~地域の未利用資源を最大限に活用して低炭素化~
間伐材や下水汚泥等由来メタン等を活用した熱電供給システムを構築

委託対象は、民間事業者で、(1)~(4)で合計10箇所程度を実施予定(なお、(1)において清掃工場を対象とするものは、事業者たる地方公営企業が対象)。

2. 事業計画

平成23年度~

3. 施策の効果

- (1) 本事業による温室効果ガスの削減効果は、約8,200t-CO₂/年。導入する機器等の耐用年数を考慮にいれた削減量の総量は、約120,000t-CO₂。
- (2) CO₂大量排出エリア等において、国が強力にリードし、CO₂25%削減目標の達成と経済活性化が両立できる「核」となる社会基盤を集中的に整備することにより、低炭素社会の構築と地域経済の活性化による新たな需要や雇用の創出など、国民生活の向上に貢献する効果が期待できる。

温室効果ガスの削減に向けては、地域単位でさまざまな技術が人々に利用される仕組みが構築されることが必要。チャレンジ25地域づくり事業では、全国に対して「モデル」となるような仕組みの構築を進めるため、CO₂25%削減に効果的な先進的対策の検証など、実証事業に絞って集中的に実施し、全国展開を目指します。

【事業内容】

- ・技術は確立されているが、効果検証がなされていない先進的対策を、事業性・採算性・波及性等を検証する事業
- ・地域特性に応じて複数の技術を組み合わせて行う対策など、他地域へのモデルとなるべき事業
- ・委託対象は、民間事業者で、～ で合計10箇所程度を実施予定
(なお、～において清掃工場を対象とするものは、事業者たる地方公営企業が対象))

【本事業による温室効果ガスの削減効果】
約8,200t-CO₂/年(導入する機器等の耐用年数を考慮に入れた削減量の総量は、約120,000t-CO₂)

都市未利用熱等の活用

～都市で未利用の廃熱を輸送して冷暖房に活用します～

- ・清掃工場等の廃熱や温排水
→先進的な熱電供給システムの構築



低炭素型交通システムの構築

～CO₂を出さない交通で地域づくりを進めます～

- ・燃料電池車・電気自動車(バス等)
- ・内航船舶のアイドリング・ストップ



大規模駅周辺等の低炭素化

～街の中心からCO₂を25%カットして周辺へも波及させます～

- ・大規模太陽光
- ・燃料電池 など
→大規模駅周辺への集中導入



バイオマスエネルギー等の活用

～地域の未利用資源を最大限に活用して低炭素化を進めます～

- ・間伐材等を活用した熱電供給システム
- ・下水汚泥等由来メタンを活用した熱電供給システム



1. 要旨

政府全体における研究・技術開発の重点2本柱の一つである「グリーン・イノベーション」を推進する一環として、研究・技術開発の成果を社会に「適用」してイノベーションにつなげていく研究開発（領域横断研究、地域連携研究、低炭素社会早期達成研究、生物多様性確保のための研究等）を拡充する。

廃棄物の処理を適正に行いつつ、電力や熱エネルギーを回収してCO2排出を削減する等相乗的な効果が期待できる技術開発や、再生可能エネルギーによるCO2削減と自然への影響といったトレードオフを解決するための技術開発など、個別領域にとどまらない研究開発が一層求められていることを踏まえ、環境研究総合推進費と循環型社会形成推進科学研究費補助金を統合して、環境分野における分野横断的な研究開発を強化する。

これまで環境研究総合推進費においては、地球温暖化による我が国への影響および被害コストに関する総合的な知見を提供し、循環型社会形成推進科学研究費補助金においては、ダイオキシン類に関する研究により削減対策が進み、ダイオキシン類の排出量を大幅削減した等の成果を上げてきていることから、統合による研究開発の強化により、アジア等諸外国への技術移転による国際貢献のみならず、我が国の経済成長にも寄与することが期待できる。

2. 事業内容

広く産学民官の研究機関の研究者から公募により提案を募り、社会的必要性、科学的必要性、計画・実施体制の妥当性や費用対効果の妥当性等を外部有識者等による厳正な事前評価を行ったうえで実施課題を決定し、研究開発を実施する。

（1）戦略的研究開発領域（トップダウン型）

先導的に重点化又は個別研究の統合化・シナリオ化を図るべき研究。

平成23年度は、本年10月に名古屋で開催された国連地球生きもの会議（生物多様性条約第10回締約国会議）で決定されたポスト2010年目標（愛知目標）の達成に向け、アジア規模での生物多様性の観測・評価・予測の研究「気候変動への適応を含めた生物多様性確保のための研究」を新たに実施。

（2）環境問題対応型研究領域（ボトムアップ型）

個別又は複数の環境問題の解決に資する研究。

（3）領域横断研究

平成23年度より、温暖化対策と廃棄物対策に同時に寄与する等相乗的な効果が期待できる技術開発や、複数の領域にまたがる環境問題の解決のための研究を新たに実施。

（4）地域連携領域

地域の独自性・特性を活かした環境問題解決のための研究。

平成23年度は、地域の実情に精通しているが、新しい環境問題への対応が遅れている地方環境研究機関や地方大学と国が連携して取り組む研究を新たに実施。

(5) 循環型社会形成推進研究

廃棄物の適正処理、循環型社会の構築技術等に関する研究。

平成23年度は、廃棄物処理・リサイクル産業などの静脈産業による海外展開に資する、途上国でも利用可能な、廃棄物処理・リサイクルシステムにおける熱利用の推進、収集から処分までの温室効果ガスの最小化、低コスト化・高度化等の技術実証を行う「日系静脈産業メジャーの海外展開に資する次世代廃棄物処理技術開発」を新たに実施。

(6) 課題調査型研究領域

研究計画、手法等を予備的に調査する研究。

(7) 革新型研究開発領域

若手研究者を対象とした、特に新規性・独創性・革新性の高い環境研究。

先進的特定研究テーマに係る最新成果を評価・統合する研究。

(8) 国際交流研究

海外の優秀な研究者を招聘し、受け入れ機関において共同で行う研究。

3. 施策の効果

環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進が図られる。

分野横断的な研究の強化により、環境行政施策の推進上重要な課題についての大規模な研究も実施可能となり、その成果の活用が促進される。

申請手続きや審査プロセスが一元化、統一化され、申請者・事務局双方にとってより明快な制度になる。

環境研究総合推進費

環境研究総合推進費(委託費)

政策貢献を指向した地球環境、公害防止、環境リスクの低減、地域の自然環境保全等に資する環境研究・技術開発を推進することを目的とした競争的研究資金

これまでの主な成果

- ・地球温暖化による我が国への影響および被害コストを推計し、今世紀末には被害額が最大で毎年17兆円増加する可能性があることを明らかにした
- ・希少植物であるサクラソウの絶滅リスクの低減

循環型社会形成推進科学研究費 補助金

環境と調和する循環型社会の実現のため、技術水準の向上等を目的とした競争的研究資金

これまでの主な成果

- ・ダイオキシン類の発生メカニズムや削減方法の解明により削減技術が進み、ダイオキシン類の排出量をH20年にはH9年比99%削減を達成するなど有害物質の発生抑制に貢献
- ・プラズマディスプレイのリサイクル技術の開発

統 合

環境研究総合推進費(委託費・補助金)

グリーンイノベーションの推進・分野横断的な研究開発強化

研究・技術開発の成果を社会に「適用」してイノベーションにつなげていく研究開発、及び環境研究総合推進費と循環型社会形成推進科学研究費補助金を統合し、環境分野における分野横断的な研究開発を強化・推進

- ・戦略的研究開発領域(トップダウン型):平成23年度は「気候変動への適応を含めた生物多様性確保のための研究」を新たに実施
- ・環境問題対応型研究領域(ボトムアップ型)
- ・領域横断研究:平成23年度より新たに実施
- ・地域連携領域:平成23年度は地方環境研究機関や地方大学と国が連携して取り組む研究を新たに実施
- ・循環型社会形成推進研究:平成23年度は「日系静脈産業メジャーの海外展開に資する次世代廃棄物処理技術開発」を新たに実施
- ・課題調査型研究領域、革新型研究開発領域、国際交流研究

低炭素社会の実現に向けた研究開発の促進

イノベーションにつながる研究開発、分野横断的な研究開発を大規模に行うことが可能となり、低炭素社会の実現に向けた研究開発が促進される。

ルールの一元化

申請手続きや審査プロセスの一元化、統一化により、申請者・事務局双方にとってより明快な制度になる。

地球温暖化対策技術開発等事業（競争的資金）

6, 200百万円（5, 022百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の必要性、概要

地球温暖化対策技術の開発及び実用化は、温室効果ガスの25%削減目標及び再生可能エネルギーの導入目標の達成、経済と環境との両立による国際競争力の維持・向上、雇用を創出する新産業としての育成といった観点から極めて重要。「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」等においても、国家としてグリーンイノベーションを推進する方針が位置付けられたところであり、元気な日本を復活するための施策として、より一層の加速が必要となっている。

2. 事業計画（業務内容）

（領域Ⅰ）グリーンイノベーション推進実証研究領域

主要なステークホルダーの参画を得て、優良なエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制技術を社会に組み込むために必要な法令等改革、運用方法・制度の確立、社会の受容拡大等に関する実証研究を実施。

（領域Ⅱ）地球温暖化対策技術開発領域

早期に実用化が必要かつ可能なエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制技術の開発を実施。

（領域Ⅲ）再生可能エネルギー・トレードオフ克服技術開発領域

中央環境審議会答申「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」（平成22年6月）において、重点課題として「複数領域間のトレードオフを解消する研究開発」が示されたことを踏まえ、再生可能エネルギーの導入加速に当たって指摘されている自然環境及び生活環境への悪影響の早急な克服を重点的に図る。

3. 施策の効果

エネルギー起源二酸化炭素排出量削減対策技術の開発及び先端的技術の実証により、これらの技術が実用化され、二酸化炭素排出量の削減に貢献する。

地球温暖化対策技術開発等事業(競争的資金)

優良技術を社会に組み込むための必要な法令等改革、運用方法・制度の確立、社会の受容拡大等に関する検討を進めるための「グリーンイノベーション推進実証研究領域」における研究開発を加速

「再生可能エネルギー・トレードオフ克服技術開発領域」を新設し、再生可能エネルギーの導入加速に当たって指摘されている自然環境及び生活環境への悪影響を早急に克服(平成23～25年度)

これまでの開発成果例

電気自動車用大容量リチウムイオン電池

- エネルギー密度160Wh/kg
- 2010年市販のEVに搭載



白色LEDを用いた高効率照明システム

- 消費電力:約1/5倍
- 価格:約1/7



平成22年度までの本事業の成果により、2020年には5,300万トン-CO2/年の削減を実現見込み

グリーンイノベーション推進実証研究領域

重点公募課題

電気自動車/ハイブリッド車の適用車種の拡大等

建築物間のエネルギー融通

廃棄物系バイオマスの利活用



地球温暖化対策技術開発領域

重点公募課題

既存施設の省CO2化に関する技術開発



再生可能エネルギー・トレードオフ克服技術開発領域

重点公募課題

騒音を回避・最小化した風力発電

自然環境への悪影響を回避・最小化した地熱発電



例:消音器、吸音材、騒音制御、補剛・減衰付与等の効果、適用性



例:傾斜掘削の低コスト化・小規模化等に関する技術開発

地域における E S D の取組強化推進事業（国連持続可能な開発のための教育（E S D）の 10 年促進事業）

28 百万円（35 百万円）

総合環境政策局環境経済課環境教育推進室

1．事業の概要

「持続可能な開発のための教育」（E S D : Education for Sustainable Development）とは、持続可能な社会の実現に向け、一人ひとりが環境を始めとする社会の課題と身近な暮らしを結びつけ、よりよい社会づくりに参画するための力を育むための学習や活動のことを指す。

これまで培ってきた知見をもとに、E S D 活動登録制度（+ E S D プロジェクト）の運営・拡大による活動の周知・「見える化」等、地域での E S D 活動の活性化のための支援、E S D コーディネーターの育成について取り組みをさらに促進させる。

2．事業計画

+ E S D プロジェクトの運営・拡大

データベースの充実、周知、関係省庁、NPO、企業等との一層の連携等により活動登録を更に促進する。

地域での E S D 活動の活性化のための支援

環境以外の様々な分野においても行われている E S D 活動について、分野横断的に連携を図り、さらなる活性化につなげる。

「E S D コーディネーター」の育成

地域内の学校、NPO、企業、行政等の連携を促進し、地域の E S D を推進するコーディネーターを育成するため、平成 22 年度の試行的な研修の実施結果を踏まえ、ガイドラインの策定を行う。

3．施策の効果

地域単位・ブロック単位、また国内全体で、活動の優良事例、活動を行う際の効果的な工夫等が共有されるとともに、関係者のネットワークの形成が進むことにより、地域における E S D 活動がさらに促進される。

4．その他

これまでの経緯等

- ・我が国提案により、平成 17～26 年の 10 年間で「国連 E S D の 10 年」として国連決議され、その締め括り会合が、平成 26 年に日本で開催される予定。
- ・我が国では、国内実施計画（平成 18 年関係省庁連絡会議決定）を策定し、その中で、地域における取組支援を重点事項として挙げている。

これまでの主な取組

- ・地域における E S D 活動への取組を支援するため、様々な主体が協働するモデル事業を行った（例：「菜の花プロジェクト」等の実施主体である大阪市西淀川区における「西淀川 E S D 協議会」の立ち上げ支援）。
- ・E S D 活動の「見える化」や「E S D コーディネーター」の育成についての検討を行い、活動を登録するデータベースを構築し、ウェブサイトによる「+ E S D プロジェクト」を開始するとともに、コーディネーター研修の試行を行った。

地域におけるESDの取組強化推進業務

ESD活動登録制度(+ESDプロジェクト)

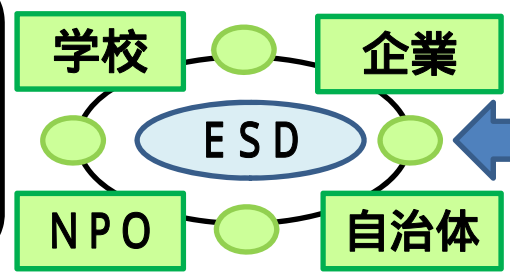
国内の主なESD活動の例

- ・大阪市西淀川区「持続可能な交通まちづくり市民会議」
(地元高校・NPO・行政などが協働し、「菜の花プロジェクト」等に取り組み、地域環境の再生等を目指す活動。)
 - ・仙台市・気仙沼市・大崎市田尻「仙台広域圏におけるESD」
(3地域と宮城教育大学が協議会をつくり、地域内でのESDを実施。田尻地域では、「ふゆみずたんぼ」として冬の間は田んぼに水をはることで、渡り鳥との共生を図りつつ、渡り鳥のフンを肥料とする持続可能な農業を実施し、その活動を学校教育にも活かしている。)
 - ・岡山市京山地区「公民館を拠点としたESD活動」
(公民館において環境や地域安全の課題等に対し、市民を対象に講座やイベント等を行い、意識や行動の改善を図りつつ、地域のつながりの再構築を目指す活動。)
- その他にも、里山の保全・活性化の活動や商店街が中心となって環境を軸としたまちづくりを行う等、多くのESD活動が現に行われている。



ESDコーディネーターの育成

ESDを効果的に実施するためには、地域の学校・NPO・企業・自治体、住民等をつなげるコーディネーター役が重要な役割を果たす。



- ESDコーディネーターとなりうる方
- ・中間支援を目的とするNGO
 - ・公民館関係職員
 - ・学校関係者
 - ・自治体職員
- 等
- (ESDコーディネーター)

総合環境政策局環境経済課民間活動支援室

1 . 事業の概要

「新しい公共」とは、国民、NGO/NPO、企業、政府等がそれぞれの役割をもって当事者として参加し協働する場であり、その推進が強く求められている。

持続可能な社会づくりを進めていく上でも、「新しい公共」を採り入れる手法が重要かつ効果的であり、その担い手である NGO/NPO 等の活動基盤等の強化を図ることが必要である。そのため、事業型環境 NPO・社会的企業の普及・確立を通じ環境 NPO 等の経済的自立化を進めるとともに、NGO/NPO 等の政策提言能力の強化を図る。

2 . 事業計画

事業型環境 NPO・社会的企業支援活動実証事業

地域の未利用資源の活用等により持続可能な社会づくりに資する事業を展開しようとする事業型環境 NPO・社会的企業の立ち上げを行う事業を選定し、NPO 等が経済的に自立可能となるビジネスモデルとなりうる事業計画の策定を支援する活動の実証事業を、昨年に引き続き行う。さらに、実証事業の経験を踏まえ、平成 21 年度に策定した環境 NPO の経営・マネジメント能力等を向上させるための手法等を整理した中間支援マニュアルの改訂を行う。

環境政策提言事業

環境政策提言推進委員会を設置し、NGO/NPO 等から環境に関する政策提言を公募、同委員会で優れた提言を選定する。また、その政策立案へのインプット等を目的として提言の発表や討議を行う「NGO/NPO・企業環境政策提言フォーラム」を開催する。さらに、優秀提言の中から特に実践可能な提言を選定し、フィージビリティ調査を実施する。

3 . 施策の効果

事業型環境 NPO・社会的企業中間支援スキーム事業により、「新しい公共」の担い手である NPO 等の自己収入が増加することにより、活動基盤の強化に資する。

NGO/NPO・企業環境政策提言事業により、国民の環境政策への理解が図られるとともに、行政と NGO/NPO 等とのパートナーシップによる政策形成の推進や NGO/NPO の政策提言能力の強化が図られる。

環境NGO/NPO等の活動基盤等の強化

背景

「新しい公共」とは、国民、NGO/NPO、企業、政府等がそれぞれの役割をもって当事者として参加し、協働する場。その推進が強く求められているところ。

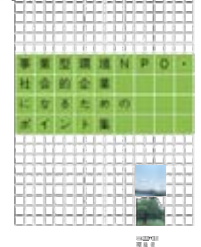
「新しい公共」の担い手であるNGO/NPO等の活動基盤等の強化を図る必要。

環境NGO/NPO等の活動基盤等の強化

事業型環境NPO・社会的企業支援活動実証事業

環境NPO等の経営・マネジメント能力を向上し、経済的自立化を進めるため、環境NPOが経済的に自立可能となるビジネスモデルとなりうる事業計画の策定を支援する活動を実証するとともに、21年度に策定した中間支援マニュアルを改訂。

21年度策定のマニュアル



平成22年度採択事業

NPO法人 五環生活: 寺院等のろうそくの循環ネットワークの構築

NPO法人 家棟川流域観光船: 遊覧による川や湖の自然とゴミの啓発

NPO法人 未来守(さきもり)ネットワーク: 中海における寄り藻とアサリ稚貝を資源として活用した浅場の自然再生

NPO法人 宮崎文化本舗: 県産材を利用した商品開発による照葉樹林の復元

NPO法人 循環生活研究所: コンポストによる資源循環の促進

財団法人 水島地域環境再生財団: 「海外からの視察受け入れ力アップ計画」策定

松坂ティーエムコンサルタンツ株式会社: 本と文化と福祉の輪づくり

株式会社キュージ: エゾシカの効率的な販路拡大

環境政策提言事業

環境に関する政策提言を公募、優秀提言を選定。実践可能な提言のフィージビリティ調査を実施。

平成21年度実績

提言応募総数55件のうち、有識者からなる「政策提言推進委員会」にて、以下の優秀提言2件と優秀に準ずる提言5件を選定。

< 優秀提言 >

(1) 「住まいのエコ化事業」及び「専門家派遣・フォローアップ事業」: (社団法人 日本建築家協会)

(2) 「緑の贈与」による家庭部門での低炭素機器普及: (財団法人 地球環境戦略研究機関(IGES) / 株式会社 日本総合研究所)

環境影響評価制度の運用等及び審査体制強化事業

183百万円(122百万円)

総合環境政策局環境影響評価課・環境影響審査室

1. 事業の概要

環境影響評価制度は施行後10年を経て見直し時期を迎えている。本事業は、制度の見直しを確実に円滑に実施するための準備、審査体制の強化を図るものである。

【環境影響評価制度の見直しに向けた調査検討等経費】

環境影響評価制度の見直しを確実に円滑に実施するため、位置・規模等の検討段階における手続等に関する技術的な考え方を検討する等、適切な実施に向けて必要な調査検討を行うとともに、必要な情報整備等を行う。また、見直しにおいて想定される検討課題について、調査等を行う。

【審査体制強化費】

位置・規模等の検討段階における手続、事後調査結果の公表等の見直しを行った場合に、本省及び地方環境事務所における環境影響評価の審査業務や必要な専門的知見等が大幅に増加することが想定されるため、審査体制の強化等を行う。

2. 事業計画

(1) 環境影響評価制度の見直しに向けた調査検討等経費

【平成23年度～平成25年度】

見直しに向けた基本的事項の検討

位置・規模等の検討段階での手続等について、事業種に応じた柔軟な取組を行い、環境影響評価法の対象となる全13事業種について実効性のある位置・規模等の検討段階における手続が実施されるよう、事業種の特性を総合的に把握しつつ、基本的な考え方を定める基本的事項(告示)を検討する。

環境影響評価に関する情報整備・人材育成

環境影響評価に関する評価項目・手法、環境保全措置の検討に資する各種環境情報について、事業者等が必要な情報を利用できるよう、事業者等のニーズを考慮しながらより効率的なデータベースを構築するとともに、環境影響評価の知見・技術向上のための研修を行い、人材の育成を図る。

更なる将来に向けた検討課題への調査検討等

位置・規模等の検討段階より更に上位の段階を対象とした計画や政策段階における戦略的環境アセスメントについて調査検討を進める。例えば、諸外国の制度について整理分析し、我が国の政策体系への具体的な導入方法について検討する。

(2) 審査体制強化費

【平成 23 年度～平成 25 年度】

本省においては、全国的な見地から位置・規模等の検討段階から事後調査まで一貫した検討・審査を行うための知見、地方事務所においては、地域特性に応じた審査を行うための知見を集積、整理し、審査の強化をはかる。

本省においては、全国の見地からの審査に必要となる情報・知見について調査・整理するとともに技術的、新規性の高い案件の審査のための調査検討を行う。また、大臣意見を述べる機会が大幅に増加することも想定し、本省の機構定員について体制を強化する。さらに、環境大臣意見の作成過程で有識者からの意見を聴取する新たな体制を構築し、審査の体制強化を図る。

地方事務所においては、地域における環境情報の整理、問題点の把握などを行うための調査検討を行う。

3. 施策の効果

環境影響評価制度の見直しに向けて、適正な制度運用のための調査検討等を行うことにより、今後の制度の円滑な運用が可能になるだけでなく、見直しの成果を効果的に発揮することが期待できる。

また、環境影響評価制度の見直しのための審査体制の強化により、本省・地方環境事務所が一体となり、全国の見地と地域の特性を統合した審査を行うことで一層環境保全に配慮した審査の実施を確保することができる。

環境影響評価制度の運用等及び審査体制強化事業

一般会計(本省・地方)182,513千円(122,435千円)

環境影響評価制度の見直しのための準備

環境影響評価制度の見直し に向けた調査検討等経費

110,039千円(81,422千円)

【新規・拡充】

- ・より実効性の高い制度運用に向けて必要な調査検討・周知、
- ・更なる検討課題(上位段階SEA、データベース整備等)に向けた調査等

・制度の円滑な運用が可能
・見直しの成果を効果的に発揮

審査体制強化費

72,474千円(41,013千円)

【うち地方分18,160千円(7,600千円)】

【拡充】

- ・大臣意見の提出機会が大幅に増加することが想定され、また、専門的知見の必要性の増加が想定されるため、審査体制の強化を図る。
- ・地方環境事務所の審査体制の強化

本省・地方環境事務所が一体となり
一貫した審査を行うことで、一層環境
保全に配慮した審査の実施を確保

低炭素社会実現に向けた発電所に関する環境影響評価関係事業

163百万円（69百万円）

総合環境政策局環境影響審査室

1. 事業の概要

(1) 火力発電所に係る審査高度化調査費

我が国の温室効果ガスの大幅削減の目標（2020年25%、2050年80%）の達成に向けて、環境影響評価法に基づく火力発電所の審査に際して、これら温室効果ガスの中・長期的な目標と整合が図られるよう、審査の高度化を行うもの。

(2) 再生可能エネルギー導入等に係る環境影響評価促進モデル事業

風力発電所及び地熱発電所について、改正法に基づく一連の環境アセスメント手続きを先行実施するモデル事業を行う。

また、環境影響評価法の対象として新設と同様の手続きが求められている火力発電所リプレイスについて、環境アセスメント手続きの運用の合理化を図るモデル事業を行う。これらにより、適切な環境影響評価制度の運用の下、温暖化対策に資する事業の円滑な実施を促進する。

2. 事業計画

(1) 火力発電所に係る審査高度化調査費（一般会計）

22年度に得られる、現時点における発電所の設置実態、火力発電所のCO2削減最新技術及び今後の技術動向、2050年の長期目標との整合性等の検討結果をもとに、23年度は、電気事業及び製造業双方における火力発電所を対象に、温室効果ガスの中期的（2020年）な削減目標と整合するために新設される設備が満たすべき要件について検討を行い、環境省の環境影響審査に的確に反映させる。【平成22年度～平成23年度】

(2) 再生可能エネルギー導入等に係る環境影響評価促進モデル事業（エネ特会）

一般的な火力発電所を中心に、発電所のリプレイス（老朽化した性能の悪い施設を効率の良い施設に置き換えること）について、事業者の環境アセスメント手続きの合理化の手法を取りまとめたマニュアルを作成することを通じて、事業者の老朽火力発電所のリプレイスを促進する。【平成22年度～平成23年度】

また、地熱発電所及び風力発電所を対象として、事業者が改正法に基づく一連の環境アセスメント手続きを実施する費用を支援し、試行的に実施することにより、適切な環境配慮の下で、これらの再生可能エネルギーの導入を推進する。【平成23年度～平成24年度】

3. 施策の効果

環境影響評価法等に基づく環境影響評価の審査の高度化を通じて、温室効果ガスの中・長期的な削減目標と整合した形で、発電所における温暖化対策が徹底される。

また、より環境性能の高い施設への効果的なリプレイス及び再生可能エネルギーによる発電所の設置促進により、温室効果ガス排出量の大幅削減に資する。

低炭素社会実現に向けた発電所に関する環境影響評価関係事業

一般会計(本省)・特別会計 163百万円(69百万円)

温暖化対策の強い要請

- ・長期目標2050年 80%削減
- ・中期目標2020年 25%削減



発電所事業の審査において、温暖化の観点も含めた適正な手続きが必要
温暖化対策に資する発電所設置の促進

- ・中長期目標と整合を図りつつ、最高水準の環境性能の施設が計画されるようアセス審査を高度化するための調査・検討。

火力発電所に係る審査高度化調査費(一般会計)

アセス法等に基づく適切な環境配慮の推進

低炭素社会実現にむけた発電促進のため相互に連携

適切なアセス手続きにのっとった低炭素社会実現に向けた発電の推進

- ・火力発電のリプレイスについて、アセス手続きの運用による合理化を図り、マニュアル化。
- ・再生可能エネルギー(地熱及び風力)における環境アセスメント先行実施。

再生可能エネルギー導入等に係る環境影響評価促進モデル事業(エネ特会)

次期国際枠組みづくり推進経費

122百万円（137百万円）

地球環境局国際連携課国際地球温暖化対策室

1. 事業の必要性、概要

COP16 での合意に基づく次期枠組みの構築に係る交渉と温室効果ガスの削減の実施について、各国の削減目標・行動の有効性評価、次期枠組みに係る我が国提案の検討、主要国に対する働きかけ及び削減行動に関する測定・報告・検証（MRV）の実施のための指針づくり等を行う。

2. 事業計画（業務内容）

（1）COP16 での合意を踏まえた国際交渉戦略検討事業

①各国の削減目標等の評価検討経費

主要国の削減目標・行動が温暖化の防止に効果を有する十分なものか、我が国と比較して相応の水準にあるか等について分析・検証を行う。

②次期法的枠組み検討経費

COP16 での合意の内容を踏まえ、排出削減、市場メカニズム、適応、途上国支援等を含む枠組みの実現に向けた、日本提案の検討を行う。

③二国間戦略検討経費

米・中・印等主要国政府とそれぞれ共同の政策対話等を実施して、意欲的な排出削減の実現や国際交渉の促進に向けた働きかけを行う。

（2）COP16 での合意の早期実施事業

①削減行動の測定・評価・検証制度検討経費

途上国の MRV 実施のための体制や今後の方針について実態調査を行うとともに、MRV に関する国際的指針のあり方について検討を行う。

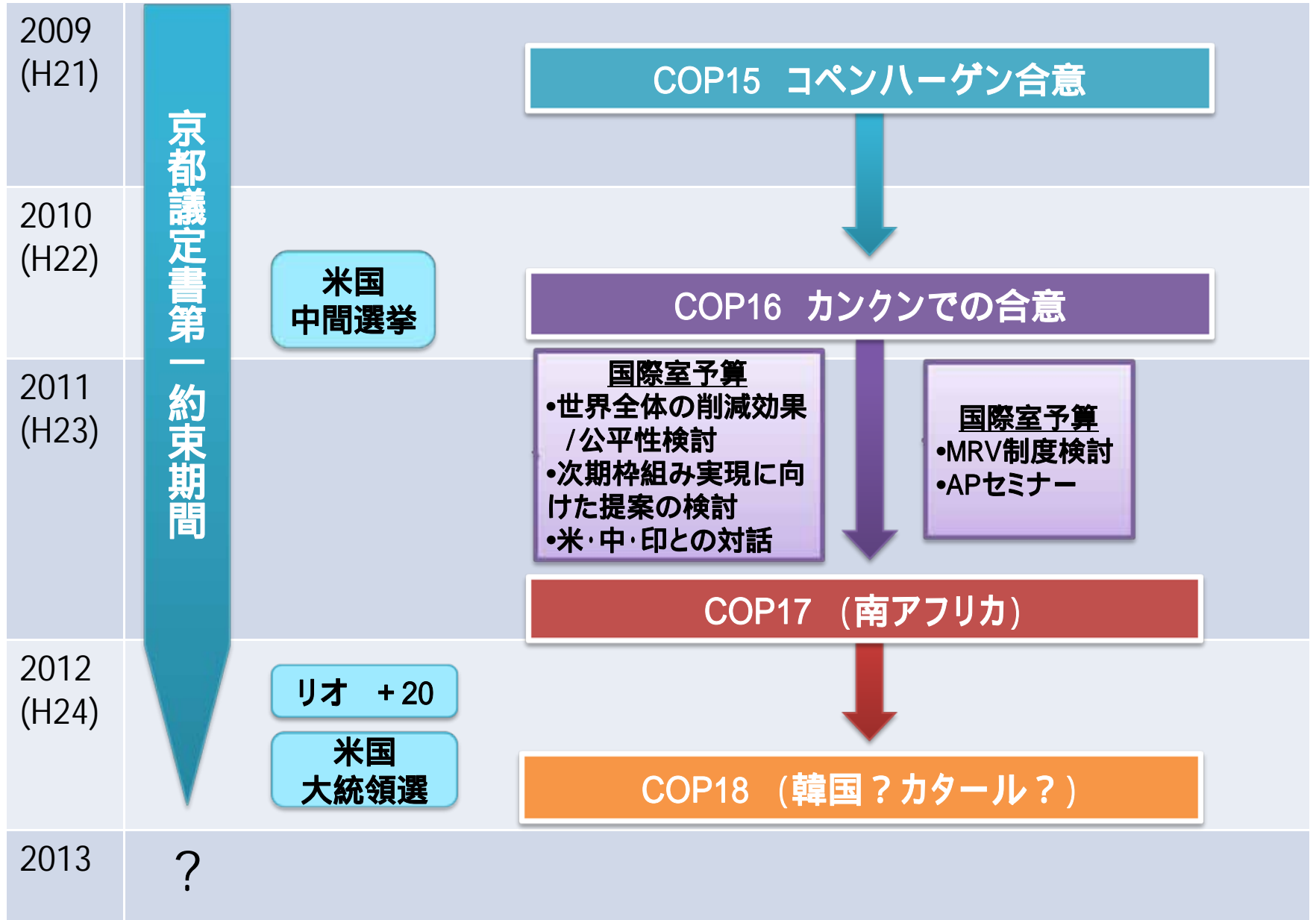
②アジア太平洋セミナー開催経費

アジア太平洋諸国を対象としたセミナーを開催し、各国の政策動向等に関する意見交換を行う。

3. 施策の効果

世界全体の温室効果ガス削減、次期枠組みの国際合意

国際交渉の見通しと次期国際枠組みづくり推進事業(H23)



新たな国際排出削減・吸収クレジットメカニズムの構築等事業

3,043百万円(826百万円)

エネルギー特別会計	2,989百万円(807百万円)
一般会計	55百万円(18百万円)

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

1. 事業の必要性、概要

- 我が国の中期目標を達成するためには、国内の取組のみならず、海外における温室効果ガス排出削減・吸収に向けた我が国の取組を適切に評価する枠組みを構築することが不可欠。枠組み構築に向けては、途上国等のメリットにもなる形で具体的な排出削減等事業を着実に推進するとともに、新たな枠組みが備えるべき条件・ルールについて国際社会に提案し、理解を得ていくことが重要。
- 本事業は、新たな国際排出削減等クレジットメカニズム（二国間クレジットメカニズム）の構築等を実現するため、途上国等の参加も促しつつ、新たなメカニズムの在り方の検討、実現可能性調査、情報収集・提供、途上国向けの人材育成・MRV体制構築支援を実施するものである。
- なお、「新成長戦略」の工程表でも「我が国企業の低炭素技術・インフラ及び製品の提供等を通じた海外における温室効果ガスの排出の抑制等への貢献を適切に評価する仕組みの構築」が位置づけられている。

2. 事業計画（業務内容）

- 従来、CDM/JI について実施してきた実現可能性調査等について、新たな国際排出削減等クレジットメカニズムに対応できるよう見直しつつ以下の事業を実施し、これら事業から得られる知見・成果をもとに、国際交渉等にインプットしていく。
 - (1) 新クレジットメカニズムの構築の検討・実証
クレジット認証・取得の手法を含めた新クレジットメカニズムの制度設計や既存京都メカニズムの改善提案のための検討、具体的な削減事業についてのモデル実証を行う。
 - (2) 新クレジットメカニズムの構築に係る実現可能性調査
途上国等における具体の削減等事業を発掘し、専門家によるタスクフォースを設置しつつ、実現可能性についての調査を行う。

- (3) 新クレジットメカニズムの構築に係る情報収集・普及事業
新メカニズムに係る各国の提案を含め、各種クレジットメカニズムに係る最新情報等を収集し、広く一般に提供するとともに、国内事業者に対する相談支援を行う。
- (4) 新クレジットメカニズムの構築に係る途上国等人材育成支援
現地でのワークショップの開催等を通じ、途上国等における新メカニズムに係る削減事業の案件発掘・形成に係る能力向上を支援する。
- (5) 途上国等における審査・MRV体制の構築支援事業
(a) 現地事業者からの提案も受けつつ、途上国等と協力して、日本の技術、製品、企業活動による削減への貢献を評価するための方法論、適格性基準及びポジティブリストの策定を行う
(b) 途上国等政府と協議の上、専門家派遣による個別の削減事業の審査や現地人材を招聘しての研修プログラムを実施することで、途上国等に対し、新メカニズムに対応できる堅固な審査・MRV体制の構築支援を行う。
- (6) クレジット登録簿整備調査
京都メカニズムに係る国別登録簿等も参考に、新メカニズムに係るクレジットの管理のための登録簿の在り方について検討し、整備に向けた準備を行う。

3. 施策の効果

- 日本の貢献が適切に評価される新たなメカニズムの構築及び既存の CDM/JI の改善を通じ、我が国の低炭素技術等の途上国等への移転・普及を促進し、世界的な排出削減・吸収に貢献するとともに、我が国の中長期目標の実現につながる。

新たな国際排出削減・吸収クレジットメカニズムの構築等事業（エネ特会、一般会計）

背景・趣旨

- ✓ 我が国の中長期目標達成のため、国内の取組のみならず、海外における温室効果ガス排出削減・吸収に向けた我が国の取組を適切に評価する枠組み（新たな国際排出削減・吸収クレジットメカニズム）を構築することが不可欠。
- ✓ 枠組み構築に向けては、途上国等のメリットにもなる形で具体的な排出削減等事業を着実に推進するとともに、新たな枠組みが備えるべき条件・ルールについて国際社会に提案し、理解を得ていくことが重要。

事業内容

制度基盤整備・我が国事業者の支援

【新クレジットメカニズム構築の検討・実証】

新クレジットメカニズムの制度設計や既存京都メカニズム改善に向けた検討
具体の削減事業についてのモデル実証

【クレジット登録簿整備調査】

クレジット管理のための登録簿の在り方に関する検討等

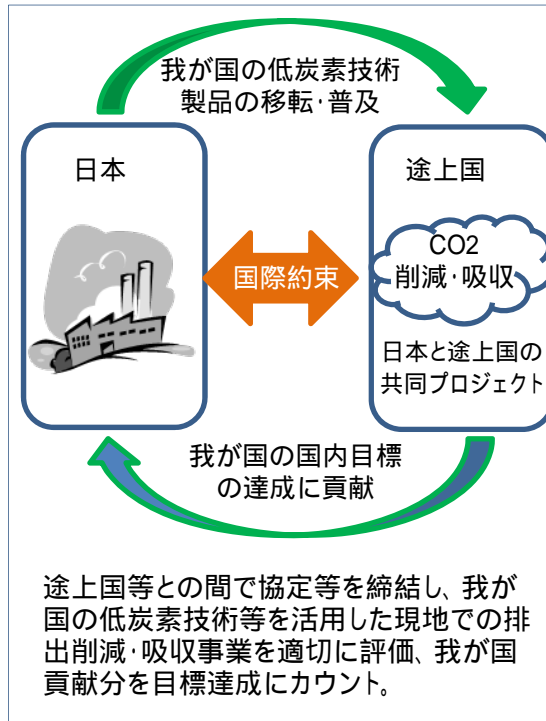
【情報収集・普及・相談支援】

最新情報等収集、広範な一般向け情報提供、国内事業者に対する相談支援

【実現可能性調査】

途上国等における具体の削減等事業についての実現可能性調査

新たな国際排出削減・吸収クレジットメカニズムのイメージ



途上国政府・事業者の支援

【案件発掘・形成のための人材育成支援】

現地でのワークショップの開催等

【審査・MRV体制の構築支援】

途上国等と協力し、日本の技術等による削減・吸収への貢献を評価するための方法論等を策定

専門家派遣による個別事業の審査や現地人材を招聘しての研修プログラムの実施

MRV
温室効果ガス排出削減・吸収量のモニタリング、報告、検証

新たなメカニズム構築により、我が国の低炭素技術等の途上国等への移転・普及を促進し、世界的な排出削減・吸収に貢献するとともに、我が国の中長期目標を実現。

(新)世界銀行市場メカニズム準備基金拠出金

300百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

1. 事業の必要性、概要

- 本拠出金は、COP16において世界銀行ゼーリック総裁により創設が発表された、世界銀行市場メカニズム準備基金への拠出金である。
- この基金は、市場メカニズムを活用した温室効果ガス削減促進のため、途上国等及びドナー国向けの技術的なフォーラム開催、市場メカニズムを活用した取組の実施体制整備のための人材育成、及び関係者の知見共有等支援を行うものであり、市場メカニズムを活用した今後の国際ルールを決定するために重要な役割を果たすことから、我が国が市場メカニズムを活用した新たな国際的枠組み構築の主導権を握る上で極めて重要なファンドである。

2. 事業計画（業務内容）

以下の取組を行うための世界銀行市場メカニズム準備基金に対して、拠出を行う。

- ①途上国における排出削減プロジェクトの実施
- ②技術的なフォーラムの開催
- ③市場メカニズムを活用した取組等をホスト国側で実施するための人材育成
- ④関係者の知見共有支援 等

3. 施策の効果

世界銀行市場メカニズム準備基金への拠出により、世界規模での温室効果ガス排出削減に貢献するとともに、当該基金の意思決定に係る委員会での議論に参加し、市場メカニズムを活用した新たな国際的枠組みの構築を主導する。

世界銀行市場メカニズム準備基金拠出金

- ✓ 世界銀行市場メカニズム準備基金に対して拠出を行う。

世界銀行市場メカニズム準備基金とは

- COP16において、世界銀行ゼーリック総裁により創設が発表された。
- 市場メカニズムを活用した温室効果ガス削減促進に向けた、今後の国際ルール決定のために重要な役割。

【今後実施が見込まれる取組】

- 途上国における排出削減プロジェクトの実施
- 途上国等及びドナー国向けの技術的なフォーラムの開催
- 市場メカニズムを活用した取組等をホスト国側で実施するための人材育成
- 関係者の知見共有支援 等

- ✓ 基金の意思決定に係る委員会への議論に参加し、我が国として市場メカニズムを活用した新たな国際的枠組み構築を主導
- ✓ 世界規模での温室効果ガス排出削減へ貢献

地球環境局研究調査室

1. 事業の必要性、概要

- ・ 途上国における森林減少及び劣化への対策（REDD プラス）は、次期国際枠組において制度的・技術的メカニズムの構築に向けた合意がなされる可能性が高い。
- ・ REDD プラスを通じて排出が抑制された削減量は、将来的には「新たなクレジット」となる可能性があり、我が国の中長期目標の達成のために活用することが期待される。
- ・ 途上国においては、森林のインベントリやモニタリングが十分整備されておらず、REDD プラス活動による温室効果ガス排出削減・吸収の効果を定量的に把握することが困難。
- ・ 本事業により、将来的なクレジット化、我が国の中長期目標達成への活用を視野に入れて、「いぶき」のデータ活用を始めとする人工衛星、地上等での直接観測技術及びモデリング技術を組み合わせて、森林インベントリを補完・検証する技術システムを開発する。

2. 事業計画（業務内容）

- ・ 既存の観測システム（人工衛星、地上、航空、船舶等）、モデルによる森林炭素量測定精度の精査、課題の抽出
- ・ 本事業に要求される技術開発水準（衛星センサー等観測システム、モデル等）の精査

	H23	H24	H25	H26	H27
技術システムの概念設計	→				
観測データの精度確保、向上策の検討	→	→	→	→	→
技術開発ロードマップの検討、開発		→	→	→	→
実証実験（準備期間を含む）		→	→	→	→

3. 施策の効果

- ・ 途上国における森林インベントリの補完・検証できるシステムの開発
- ・ REDD プラス活動による温室効果ガス排出削減・吸収効果の定量的把握
- ・ クレジット化を通じた我が国の中長期目標の達成への活用

途上国の森林に係る削減・吸収量の測定事業

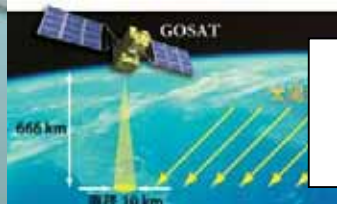
(274百万円)

森林炭素量の変化を測定又は検証する技術システム概念設計およびプロトタイプによる実証試験

大気観測におけるデータ集積、技術開発

「いぶき」など温室効果
気体観測衛星による
データ蓄積・解析

温室効果ガス地上観測(航空機・船舶、小型
自動観測機器、フラックスタワー等を含む)の
充実によるデータ蓄積・解析



「いぶき」データの継続的な検証作業
「いぶき」後継機の性能要求検討
観測技術システムの開発

・大気輸送モデルの高度化
・海洋生態系・輸送モデルの高度化

森林地上観測の充実によるデータ蓄積

陸域生態系モデルの精度向上

「だいち」など森林画像観測衛星による
データ蓄積・解析手法の高度化
・森林減少、劣化のマッピング
・森林炭素収支のマッピング



森林生態系炭素量に関する知見集積、技術開発

検証
整合性チェック

森林生態系バイオマス変化量
(REDD活動の効果)の評価

途上国の森林インベントリを補完・検証できる
システムのプロトタイプを構築

地球環境局国際連携課

1. 事業の必要性、概要

- ・ 地球環境保全の推進のためには、各国や国際機関、産業界等の動向や国際会議等での議論を踏まえつつ、我が国としての国際連携戦略を構築することが急務である。
- ・ 特に、「持続可能な開発に関する国際的枠組」「グリーン経済」を主要テーマとして2012年(平成23年)に開催される「リオ+20(持続可能な開発会議)」に向けての議論を、国際的な連携を図りつつ、我が国が戦略的にリードしていく必要がある。
- ・ また、経済のグリーン・グローバル化が進む中で、世界貿易機構(WTO)や自由貿易協定(FTA)、経済連携協定(EPA)等で、貿易と環境の相互支持性の強化が重要な論点となっており、そのための国際的な議論・交渉に積極的に参画することが必要である。

2. 事業計画(業務内容)

- ① リオ+20に係る取組等に関する調査・分析
 - ・ 各国政府や国際機関(UNDESA、UNEP、OECD)における環境分野(特に「リオ+20」の主要テーマ及び貿易と環境に関するもの)の取組状況や論点等についての調査・分析及びそれら国際的動向を踏まえた地球環境保全のための国際連携戦略の検討。
- ② GEA、UNDESA、関係各省等と実施する国際会議の開催
 - ・ 「リオ+20」に提案すべき事項をとりまとめるため、地球環境行動会議(GEA)やUNDESA等の国際機関、関係各省等との共催で、国内外の各界(政界・学会・産業界)指導者等を招集した国際会議を開催。

3. 施策の効果

- ・ 国際連携戦略を構築し、各国や国際機関と連携した地球環境保全の取組を推進。特に「リオ+20」に向けて積極的に貢献。
- ・ 経済のグローバル・グリーン化を推進することにより、新成長戦略で示されている「50兆円超の環境関連新規市場」や「140万人の環境分野の新規雇用」等の2020年目標の達成へ貢献。

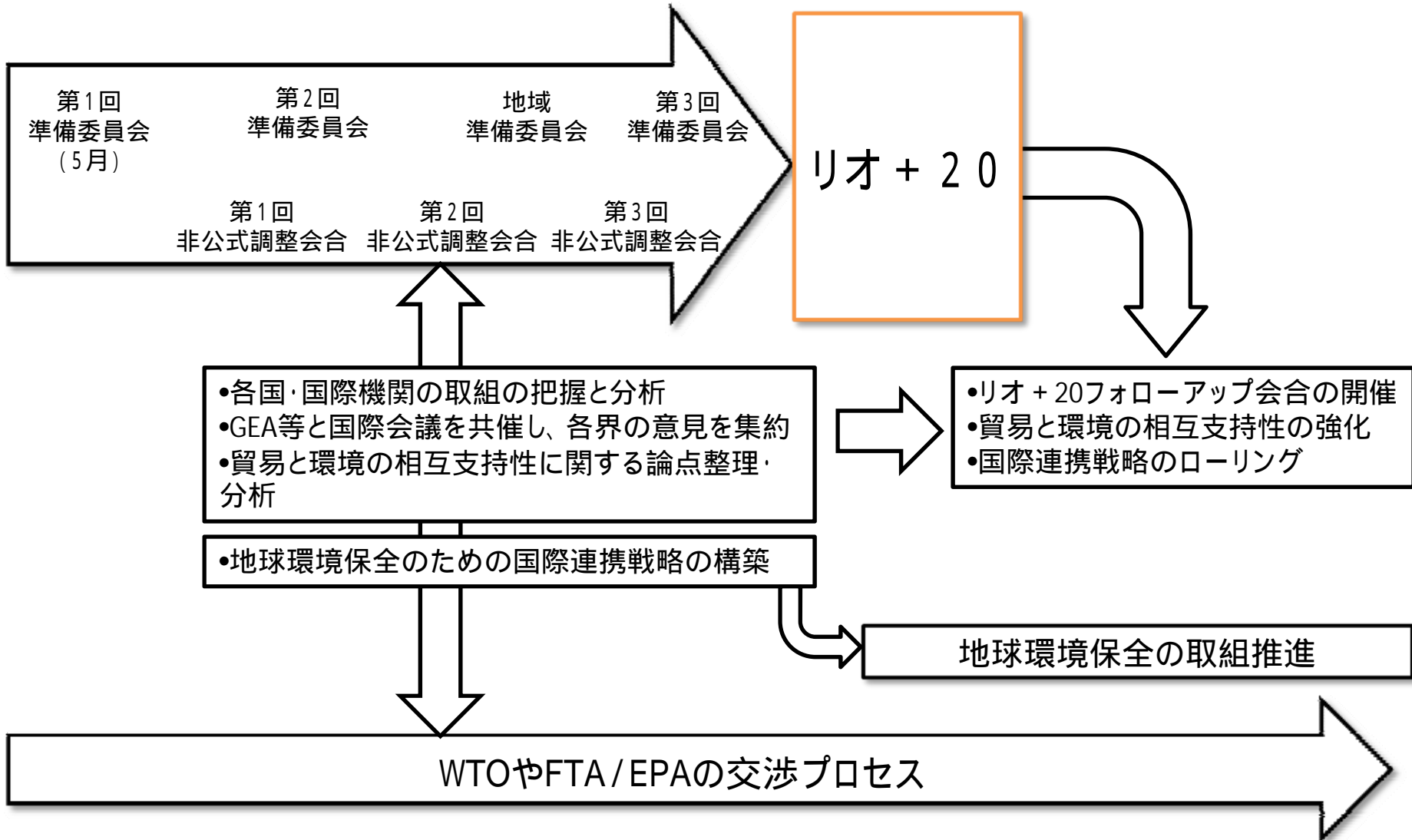
国際連携戦略推進費

2010年

2011年

2012年

2013年～



地球環境局国際連携課国際協力室

1. 事業の必要性、概要

- ・ 東アジアにおいては、著しい経済成長に伴い温室効果ガスの排出をはじめとする環境負荷が増大し、当該地域のみならず地球規模の環境問題になっており、これに対して国の枠を超えて対処することが急務となっている。
- ・ また、このような状況の下、平成 22 年 6 月には、総理指示に基づき取りまとめられた「東アジア共同体構想に関する今後の取組について」においては、「気候変動等をはじめとする環境分野」が重要な柱となっている。
- ・ 本事業は、各分野の環境協力を総合的に推進するため、各種大臣会合でのインプット、各事業の連携及び基礎調査などの支援措置を行うもの。

2. 事業計画（業務内容）

(1) クリーンアジア・イニシアティブ(CAI)の推進

- ①CAI を推進するための事務局を設置し、各国及び国際機関との情報交換・情報発信や必要な調査等を行い具体的な協力案件の形成を図る。
- ②東アジア首脳会合環境大臣会合等の開催支援業務
- ③環境的に持続可能な都市に係る協力

(2) 日中韓環境大臣会合(TEMM)及び TEMM プロジェクトの推進

- ①各環境分野の横断的な取組を進め、協力案件の形成及び進行管理
- ②各 TEMM プロジェクトの実施

(3) 日中環境協力基礎調査

日中間の低炭素社会構築に向けた共同研究の実施

3. 施策の効果

- ・ 我が国主導の下、東アジア各国及び国際機関と連携し、東アジア地域の低炭素、低公害、循環型及び自然と共生する社会の形成を進め、もって中長期的に、東アジア共同体の形成に向け積極的な貢献を果たすもの。

東アジア共同体構築に向けた環境協力の推進

(東アジア共同体環境協力推進費)

- 様々な既存の取組を活用しつつ、機能的な協力を積み重ねることにより、アジア共同体構想を牽引。
- 各環境分野の取組を統合的に推進し、相互調整及び広報等を通じ国際社会との連携を確保。
- 横断的な案件形成などの調査を行い全体として東アジア地域における環境協力を推進。

< 横断的な取組の推進 >

クリーンアジア・イニシアティブ(CAI)

各国の歴史、伝統、文化に配慮しつつ、日本の経験・技術・組織・制度をパッケージとして移転することにより、アジア諸国の経済発展が環境劣化を飛び越えて、発展することを目的に、環境と共生しつつ経済発展を図るアジアモデルの持続可能な社会の構築を目指す。

CAI事務局
EAS環境大臣会合等の推進
環境的に持続可能な都市に係る協力



日中韓環境大臣会合(TEMM)

日中韓三カ国が、地域内のみならず地球規模の環境問題について、率直な意見交換を行い、協力を強化していくため、1999年以来毎年日中韓三カ国環境大臣会合を開催、様々な分野で協力を行っている。

協力案件の形成・進行管理
TEMMウェブサイト

< 個別事業 >

クリーンアジア・イニシアティブ(CAI)関連施策

- ・ 東アジア諸国における水質総量規制制度導入支援事業
- ・ コベネフィット・アプローチの推進
- ・ 有害廃棄物の不法輸出入防止国際ネットワークを通じたアジア各国との連携強化
- ・ 国際SATOYAMAイニシアティブ推進事業
- ・ 東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ
- ・ 東アジア地域の非意図的生成POPs削減に関するワークショップ
- ・ アジア水環境パートナーシップ(WEPA) 等

日中韓環境協力プロジェクト

- ・ 3Rセミナー
- ・ 黄砂共同研究
- ・ 合同環境研修
- ・ 環境教育ネットワーク
- ・ 環境産業円卓会議
- ・ 化学物質ダイアローグ
- ・ 光化学オキシダント化学研究
- ・ 東アジア地域の大气環境の保全
- ・ 環境教材の作成
- 等

CDMを利用したコベネフィット実現促進・支援事業費

804百万円(704百万円)

水・大気環境局 水・大気環境国際協力推進室

1. 事業の概要

アジアの途上国では、経済発展に伴い大気汚染、水質汚濁等の環境問題が顕在化しつつある。アジアの途上国が国内に抱える環境問題の解決と温暖化対策とを同時に実現するため、CDMを利用したコベネフィット事業の実現を促進・支援する。

CDMを利用したコベネフィット支援事業

コベネフィットを実現するCDMプロジェクトに対して、発生するクレジットの50%以上を政府口座に無償移転することを条件に、初期投資額の1/2を補助する。

コベネフィット効果の定量評価手法の検討及び普及啓発

「コベネフィット定量評価マニュアル」の活用等によるコベネフィット型事業の推進方策について検討を行う。また、ホームページ等により国内外においてCDMを利用したコベネフィット事業の普及啓発を行う。

2. 事業計画

	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
CDMを利用したコベネフィット支援事業 (補助事業)					→
コベネフィット定量評価手法の検討及び普及啓発					→

補助事業は公募により実施する。

3. 施策の効果

- ・ 排出権の政府移転による日本の温室効果ガス排出削減目標の達成に貢献。
- ・ 我が国の途上国における環境汚染対策への貢献及びコベネフィット型対策を通じた日本の技術の普及。
- ・ 途上国で実施する事業に対して支援を打ち出すことにより、途上国の温暖化対策への理解及び積極的な参加を促進。

CDMを利用したコベネフィット実現促進・支援事業

環境汚染対策

コベネフィット

温室効果ガス削減対策

大気汚染対策や水質汚濁など環境汚染対策と温室効果ガス削減を同時に実施する取組

(具体例)

- ・火力発電所の効率改善
- ・公共交通網の整備
- ・排水処理時のメタン回収・発電利用

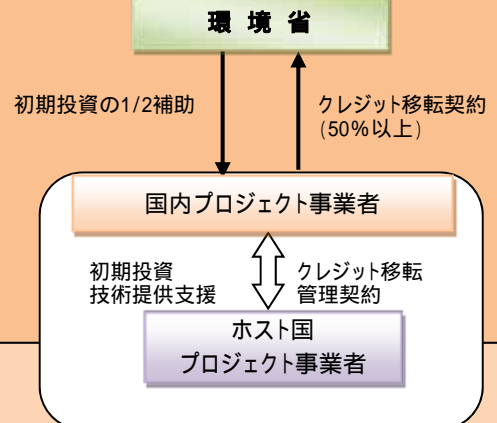
事業内容

発生するクレジットの50%以上を無償移転することを条件に、コベネフィットを実現するCDMプロジェクトの初期投資の1/2を補助。

想定されるコベネフィット対策の対象分野

コベネフィット対象分野	対策活動	環境保全便益	温暖化対策便益
大気汚染	燃焼の改善	大気汚染物質(SOx, NOx, 煤塵)の減少	温室効果ガス排出削減
	燃料転換		
	交通対策		
水質汚濁	ヘドロ等からの温室効果ガス発生防止	水質改善、悪臭防止	
廃棄物	適切なおみ埋立	廃棄物の適正処理	
	バイオマス廃棄物活用	廃棄物量の減量	

事業スキームの例

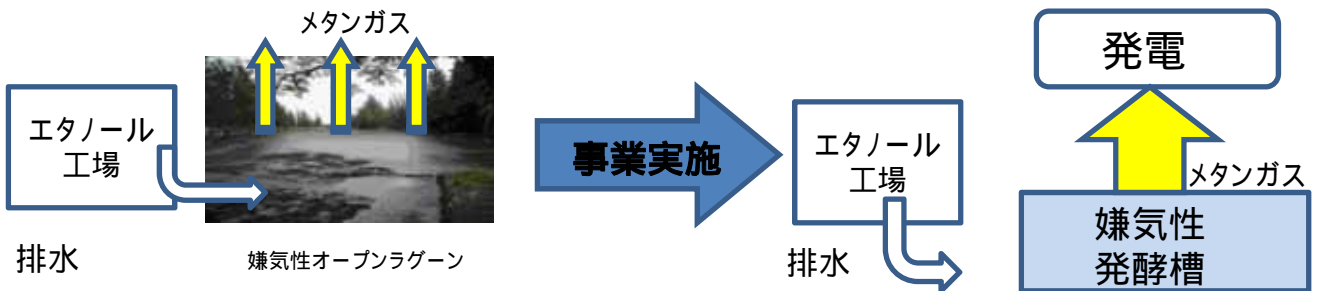


【実施例】エタノール工場廃液からの発電用バイオガス事業(タイ)

オープンラグーンに排出されていたエタノール工場からの排水に対して、嫌気性発酵槽を導入してメタンガス(温室効果ガス)を回収し発電する。この事業により、排水の水質改善及び排水からの悪臭改善並びにメタンガス放出量の抑制及び化石燃料使用量の削減を実現する。

温暖化対策
温室効果ガスの排出削減

環境汚染対策
排水の水質改善
悪臭改善
(嫌気性オープンラグーンの削減)



生物多様性条約拠出金（生物多様性日本基金等）

1,038百万円（1,033百万円）

自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の概要

生物多様性条約第10回締約国会議（以下COP10）の議長を務める我が国は、COP10で決定された今後10年間の生物多様性に関する世界目標（愛知目標）の達成、各種決定の履行にむけて世界の取組を主導していくことが求められている。

このうち、極めて生物相の豊かな生態系が分布すると言われ、かつ条約締約国の多数を占める途上国において、科学的データの不足や政府職員の知識・経験不足等から国家戦略の策定・改定が遅れているなど、条約の規定や決定で定められた活動が十分に果たされていないことが多く、途上国が決定事項等を遵守・遂行できる体制の整備が急務である。

このため、愛知目標の達成に向けて必要な各種取組（例：国家戦略の策定・改定、遺伝資源へのアクセスと公平な配分、持続可能な利用、保護地域など）の実施等を支援するために、途上国における人材の能力開発や科学的知見の集積などの活動を支援することを目的として、平成22年度より、愛知目標の達成状況の中間評価の年であるとともにミレニアム開発目標（MDGs）の目標年でもある2015年に向けて、5年間毎年10億円を「生物多様性日本基金（仮称）」として拠出する。

また、生物多様性条約事務局との緊密な意思疎通を図るため、引き続きわが国から専門家を派遣するとともに、各議題に係る作業部会、専門家会合の開催に関する支援経費として、条約事務局への拠出を行う。

2. 事業計画（全体計画）

生物多様性条約拠出金（平成20年度～）

うち生物多様性日本基金（仮称）（平成22年度～）

3. 施策の効果

本事業により、人材育成、科学的知見の集積などを通じて、途上国によるCOP10決定の確実な実施が確保される。

他の国連機関、NGO等との協働も図り、広範な途上国支援体制の確立を促す。

条約事務局への長期専門家派遣により、条約に関連する最新の動向を把握するとともに、日本からの働きかけを円滑かつ効果的に行う。

上記の施策効果を通じて、COP議長国を務める我が国の責務を果たすことが可能となる。

生物多様性条約拠出金

2010年10月：生物多様性条約COP10愛知県名古屋市開催
<生物多様性分野での国際的なリーダーシップの発揮と国際的なパートナーシップの強化>

生物多様性に関する次期世界目標(愛知目標)の決定

愛知目標達成に向けて想定される課題

- × 途上国では国家戦略が未策定・未改定(科学的・客観的情報の不足)
- × 途上国を中心に急速に生物の多様性が減少(熱帯林、沿岸域、二次的自然地域など)
- × 科学と政策の連携、途上国への資金供与の仕組み等条約を支える機能が不十分 など

COP決定事項実施上の支障を除去
新たな国際イニシアティブの発展に寄与 など

生物多様性条約拠出金

生物多様性日本基金(仮称)の運営

- ・人材育成、科学的知見の集積などを通じた途上国によるCOP10決定の確実な実施確保
- ・他の国連機関、NGO等との協働による途上国支援

長期専門家派遣による条約事務局との連携強化

各議題に係る作業部会等の支援経費の条約事務局への拠出

COP10議長国として、生物多様性分野での国際的なリーダーシップを発揮

国連大学拠出金（国際SATOYAMAイニシアティブ構想推進事業）

160百万円（150百万円）

自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の概要

- (1) 里地里山における自然資源の持続的な利用形態は、生物多様性の保全と両立するもの。このような里地里山をはじめ世界各地の持続可能な自然資源の利用・管理の事例を活かした自然共生社会の構築を「SATOYAMAイニシアティブ」として世界に提案していくため、平成20年度から「SATOYAMAイニシアティブ推進事業」を実施しているところ。
- (2) これまで、SATOYAMAイニシアティブの概念や具体的な取組内容について議論する一連の準備会合を開催するとともに、G8環境大臣会合や日中韓環境大臣会合（TEMM）等においてSATOYAMAイニシアティブを説明し、理解の促進に努めてきた。
- (3) 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）では、持続可能な利用に関する決定の一部としてSATOYAMAイニシアティブの推進についても決定されるとともに、SATOYAMAイニシアティブを推進するための多様な主体が参加する「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ」の立ち上げを行った。
- (4) 国際パートナーシップを通じた情報交換や事例の収集・分析などの取組を促進し、イニシアティブの長期目標である「自然共生社会の実現」を図っていくためには、パートナーシップの円滑な事務局機能の発揮及び年次総会の開催、パートナー機関に対する適切な助言や支援を行っていくことが必要不可欠。
- (5) これら各種取組を実施していくため、自然資源の持続可能な利用に関する知見を有し、また、生物多様性の分野で、世界各国や国際機関、団体等に幅広いネットワークを持つ国連大学に必要な経費を拠出し、SATOYAMAイニシアティブの国際的な展開と効果的な実施を図る。

2. 事業計画

- (1) 国際パートナーシップの準備検討及び準備会合の開催（H21～22年度）
- (2) 国際パートナーシップ年次総会の開催・運営（H22～24年度）
- (3) 世界各地での優良事例等の収集・分析（H21～24年度）
- (4) 地域毎の自然資源の利用・管理の手法の普及及び能力向上のための研修の実施促進（H23～24年度）
- (5) ウェブサイトの運営・充実（H21～24年度）
- (6) PR資料の開発・提供（H22～24年度）

3. 施策の効果

- (1) COP10で立ち上げた国際パートナーシップの運営を通じ、生物多様性分野における我が国のリーダーシップが発揮される。
- (2) 世界各地の二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理の実践を促進し、自然共生社会の実現を図り、生物多様性条約の目標達成に貢献する。

国内外の里地里山保全活用の推進

SATOYAMAイニシアティブ推進事業（平成20～22年度）

国内外の調査

未来に引き継ぎたい里地里山の調査
世界における事例調査
自然資源の管理・利活用方策の検討

国内における取組支援

未来に引き継ぎたい里地里山への支援
多様な主体の参加促進
全国里地里山行動計画の策定

共通原則・指針の検討

国内の行動計画の促進に特化して拡充

併せて事業名の変更

里地里山保全活用行動推進事業（平成23年度～）

全国の活動に対する技術支援、参加促進のための情報提供

これまでに収集・整理した技術的方策、モデル事例集の充実、国内発信

多様な主体の参加促進方策 新たな共同利用のあり方に関する調査検討

自然資源の利活用方策 野生生物に着目した地域づくりの検討及び試行

典型的な里地里山の選定及びネットワークに関する考え方、手法の検討
保全活用の推進効果を検証するための指標、手法の検討

連携して
提案

国際SATOYAMAイニシアティブ
構想推進事業（国連大学拠出金）
（平成21年度～）

SATOYAMAイニシアティブの
国際展開検討

SATOYAMAイニシアティブ 国際パートナーシップの立ち上げ

国際パートナーシップの運営

・SATOYAMAイニシアティブ 国際パートナーシップの運営
（国際的展開のための行動計画の策定等）

各国での事例の収集及び分析

・世界各国の事例の収集・分析
・各国の特徴に照らし合わせた自然資源管理
手法の適用可能性の実証調査
・地域毎での手法の普及及び研修の実施促進

持続可能な自然資源の利用に ついての情報発信

・世界の自然資源の管理についての事例等の
情報を一元的に蓄積及び発信するポータル
サイトの運営・充実
・PR資料の開発・提供

第10回
締約国会議
生物多様性条約

情報
共有

継続実施

国内各地域による自律的な里地里山の保全再生・地域振興の促進

世界での自然共生社会の構築

地球規模生物多様性モニタリング推進事業費

510百万円(500百万円)

自然環境局生物多様性センター
生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の概要

生物多様性条約のCOP10で採択された「新戦略計画・愛知目標（ポスト2010年目標）」については、その達成と評価を客観的な指標により行うことが要請されている。このため、生物多様性モニタリングの国内での継続的な実施とアジア太平洋地域での生物多様性観測データの収集・統合による生物多様性の評価の実施を支援する。

本年6月には、「生物多様性版IPCC」ともいわれる「生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム」（IPBES）の設立について各国が合意したところであり、我が国は事務局招致も念頭に置き、IPBESの活動への支援を行う。

地域的に共通点の多い東・東南アジア地域の生物多様性情報について、政策決定者にとり施策に利活用しやすいように整理し、提供するシステムを整備することにより当該地域での施策の推進を支援する。

これらの事業により、地球規模での、生物多様性に関する科学的基盤の強化と政策への反映を図る。

国内の様々な生態系を代表する約1,000カ所のサイトを選定し、時系列的に継続的な生態系モニタリングを実施。

国境を越えた研究者等の連携による生物多様性観測データの収集、統合を行い、IPBESにおける生物多様性評価の実施を支援。

東・東南アジア地域を対象に、政策決定者に向けた生物多様性情報の分かりやすい提供システムを構築。

生物多様性モニタリング：生物多様性目標を評価するための指標の継続的な観測

2. 事業計画(平成22年度～)

調査等	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度～
重要生態系監視地域モニタリング事業					
地球規模生物多様性モニタリング体制の構築を通じたIPBES活動支援					
東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ					

3. 施策の効果

国内での生態系の継続的なモニタリング・予測評価の実施による生物多様性保全の推進（温暖化影響の把握・保全対策への貢献を含む）

アジア太平洋地域での研究者等による生物多様性の評価の実施を通じたポスト2010年目標の達成状況評価及び生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）の活動支援

東・東南アジア地域において政策決定者向けの施策に必要な生物多様性情報の整理・提供により、当該地域における効果的な施策の展開

上記を通じた地球規模でのポスト2010年目標の達成の推進

地球規模生物多様性モニタリング推進事業費

(1)重要生態系監視地域モニタリング事業 (モニタリングサイト1000)



【国内の様々な生態系の変化の状況を継続的に観測】

自然環境保全基礎調査等

国内の観測データの蓄積

アジア太平洋地域の観測データの集積

(2)地球規模モニタリング体制の構築を通じたIPBES活動支援

アジア太平洋地域生物多様性モニタリング体制構築支援 (AP-BON)

IPBES体制構築・活動支援

【当該地域の研究者による観測データの集約・統合、評価、政府間プラットフォームの構築支援】

IPBESでの生物多様性の評価

(3)東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ (ESABII)

Red Data Book on Threatened Species in Asia



【施策に即活用できる情報を整理・提供 / 生物分類能力構築を推進】

情報整理・提供
・アジア版RDBの作成・提供等

生物分類能力向上
・水際管理 (CITES担当官等) 者の研修

政策決定者・一般への科学的情報の提供

ポスト2010年目標達成評価
生物多様性国家戦略の履行評価

(新) 生物多様性国家戦略推進費

37百万円(0百万円)

自然環境局自然環境計画課
生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の概要

本年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2010」の計画期間は概ね平成24年度までとされていることから、本年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の結果を踏まえ、見直しを行っていく必要がある。特にCOP10では、生物多様性に関する新たな世界目標となる「ポスト2010年目標(愛知目標)」が決定され、締約国においては、同目標を踏まえた生物多様性国家戦略の改定等が求められており、議長国でもある我が国は、国際的にも早期の対応が求められる。

また、将来の人口減少社会の到来等を見据えた長期的な展望や地球規模の視点に立った分析の必要性、生物多様性国家戦略の実行に向けた筋道や達成度を把握するための具体的な目標や指標を明らかにすべきといった指摘が有識者等からなされている。

これらに対応し、世界の範となる生物多様性国家戦略を策定するために必要な調査、検討等を行う。

- (1) 生物多様性国家戦略の改定に必要な課題の抽出・点検
- (2) 生物多様性に係る将来シナリオ分析を実施し、生物多様性国家戦略に反映すべき課題や施策を検討
- (3) 愛知目標に準拠した生物多様性国家戦略の目標・評価指標の検討
- (4) 次期生物多様性国家戦略の方向性等についての検討

2. 事業計画

	H23年度	H24年度	H25年度
(1) 国家戦略の課題の抽出・点検			戦
(2) 将来シナリオ分析の実施			略
(3) 目標・評価指標の検討			改
(4) 検討委員会の開催			定

3. 施策の効果

COP10の結果や科学的知見を反映し、国際合意である愛知目標に対応した目標を備え、目標と具体的な実現手法が的確に関連づけられ、達成状況の計測が可能な新たな生物多様性国家戦略を策定することにより、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進する。

生物多様性国家戦略策定推進費

< H22年度 >

生物多様性国家戦略 (生物多様性国家戦略2010)

生物多様性の保全と持続可能な利用のための 基本的な計画
H22年3月、閣議決定
生物多様性基本法 (H20年施行) に基づく初めての国家戦略
概ねH24年度までを対象



生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10)

(H22年10月、愛知県名古屋市)

- 「ポスト2010年目標 (愛知目標)」の決定
- ・ 生物多様性に関する2010年以降の世界目標 (愛知目標) を決定
 - ・ 締約国は愛知目標に対応した国家戦略の改定が必要
- ABSに関する名古屋議定書、SATOYAMAイニシアティブなど、
生物多様性に関する多くの重要議題を採択



< H23 ~ H24年度 >

生物多様性国家戦略の改定作業 (生物多様性国家戦略推進費)

課題の抽出

- ・ 現行国家戦略の点検
- ・ ポスト2010年目標との比較検討等

シナリオ分析

人口減少、エネルギー、地球温暖化などの自然的・社会的条件の変化を踏まえた分析

目標・評価指標の検討

道筋や達成度を把握するためのより具体的な目標の設定や指標の設定

課題の整理、次期戦略で重点的に取り組むべき施策の検討

< H24年度 >

次期生物多様性国家戦略の策定 (閣議決定)

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

- (1) COP10 においては、「保護地域」が重要な議題の一つとなっており、国別の保護地域の数値目標が陸域については従来の10%から17%に修正され、海域については新たに10%とされた。我が国の保護地域の中心である国立・国定公園は陸域が9.1%、海域(領海)が5.9%指定されているにすぎず、早急に区域を拡張する必要がある。
- (2) 他方、我が国の国立・国定公園は従来風景地保護の観点で指定されてきたが、生物多様性保全の観点から全国的な指定を見直し、再配置を図る中で指定の拡大を図ることが必要である。このことは、生物多様性国家戦略2010においても明記されている。
- (3) これらのことから、国立公園・国定公園について、これを取り巻く自然環境や社会状況、風景評価の多様化などの変化を踏まえ、特に生物多様性保全上重要な地域の指定状況について分析を行い、国立・国定公園の新規指定も含めた、全国的な再編成・再配置のための長期計画を策定する。その後、国立・国定公園として指定し、我が国の生物多様性を保全する。

2. 事業計画

<平成19~22年度>

生物多様性上重要な地域、風景地保護上重要な地域の抽出

- ・データの収集、現在の公園区域との重複状況を分析

すぐれた風景地としての評価方法を検討(指定要件の検討)

- ・生物多様性保全の観点での、国を代表する地域の考え方の検討

具体的な候補地の抽出・生物多様性保全の観点での現公園の再評価

<平成22~24年度>

具体的な候補地における自然環境等の調査、公園区域・計画案の作成

- ・詳細調査・データ解析

- ・再配置のための植生・動物・地形・景観・利用に関する検討、公園区域・計画案の作成

保護地域ネットワークを考慮した再配置長期計画の策定

- ・コア・バッファ・生物の移動経路(コリドー)を考慮した生態系のネットワーク

3. 施策の効果

生物多様性保全上重要な地域について、国立・国定公園の指定を推進することにより、我が国の生物の多様性の確保に寄与するとともに、保護地域に関する国際目標の達成に貢献する。

国立・国定公園総点検事業費

背景：生物多様性国家戦略2010

→国立・国定公園の全国的な指定を見直し、再配置を進め、指定の拡大を図る

1. 生物多様性上重要な地域、風景地保護上重要な地域の抽出
→データの収集、現在の公園区域との重複状況を分析
2. すぐれた風景地としての評価方法を検討(指定要件の検討)
→生物多様性保全の観点での、国を代表する地域の考え方の検討
3. 具体的な候補地の抽出・生物多様性保全の観点での現公園の再評価
→やんばる、奄美をはじめとする18地域を抽出
- 4. 具体的な候補地における自然環境等の調査、公園区域・計画案の作成**
→詳細調査・データ解析(15地域)
→再配置のための植生・動物・地形・景観・利用に関する検討、公園区域・計画案の作成
- 5. 保護地域ネットワークを考慮した再配置長期計画の策定**
→コア・バッファー・生物の移動経路(コリドー)を考慮したネットワーク

H19

↓

H22

H22

↓

H24

COP10において保護地域目標が変更(10% → 17%)された

→ 国立・国定公園は陸域:9.1%にすぎない

国際社会の要請に応えるためにも、公園区域の新規指定・拡大が必要

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

(1) 国立・国定公園の適正海域管理推進事業(拡大)

近年、オニヒトデの大発生によるサンゴの食害や藻場における磯焼け等の被害が各地で発生しており、生物多様性の減少、利用資源の破壊等が問題となっている。

また、同一海域において漁業のほか、ダイビング、シーカヤック等の観光利用が輻輳し、あつれきが生じている海域がある。さらに、観察対象である海鳥の繁殖地への過剰な接近による営巣放棄等、生物多様性に悪影響を与える利用形態が見られる。

一方で、COP10においては、指定後の管理が不十分である保護地域が増加していることを背景とした、保護地域の管理強化についても議論され、国際的にも重要なテーマとなっている。

これらのことから、オニヒトデ等の食害生物の駆除を民間ダイビング団体や漁業者と協力して実施する等、海域生態系のモニタリングを実施しつつ、地域住民・団体の参画を得て、海域公園地区の管理充実、利用ルールの策定等の対策を実施する。また、効果的・効率的な事業の実施のために、協議会を設置し、関係者間の連携を強化する。

(2) 国立公園海域公園地区指定調査(継続)

COP10においては、「保護地域」が重要な議題の一つとなっており、特に海域保護区は多くの関心を集め、海の10%を保護地域とすることとなった。

我が国の海域は、干潟、藻場、サンゴ礁等の生物多様性の保全上重要な生態系を有するが、例えば、藻場の海域公園地区の指定面積は全藻場の0.2%に満たない等、保護の充実を図ることが必要である。

これらのことから、平成24年度の生物多様性条約締約国会議(CBD/COP11)までに国立公園内の海域公園地区の面積を倍増させることを目標として、現地調査等により魚類や海鳥類などの生物相や水環境に関して把握し、新規指定を進める。

2. 事業計画

事業内容	H21	H22	H23	H24	H25	H26
(1) 国立・国定公園の適正海域管理推進事業	●●●●●					
(2) 国立公園海域公園地区指定調査						

3. 施策の効果

海域における保全管理を強化し、国立・国定公園の海域公園地区の指定を推進することにより、海域のすぐれた自然景観の保全と適正な利用を図り、海域における生物の多様性の確保に寄与する。

海域の国立・国定公園保全管理強化事業費

背景

1. 海域の保護地域指定が不十分

生物多様性国家戦略2010、海洋基本計画
→海域公園地区の指定の推進を記載

生物多様性条約締約国会議(COP10)
→生物多様性保全の観点からの管理の充実が必要

2. H22.4月から改正自然公園法の施行

海中公園→海域公園に制度改正

3. オニヒトデ・ゴミによる生態系の破壊

オニヒトデによるサンゴの食害
ゴミによるウミガメの産卵地の破壊
→生物多様性の減少
→美しいサンゴなどの利用資源の破壊



4. 利用集中によるあつれき

観察対象への接近のしすぎ、
利用頻度の増加・混雑
→動物(サンゴ・海鳥・鯨類など)への
悪影響
→漁業と同じ海域を利用するため、
あつれきの発生・事故の危険



事業内容

1. 海域公園地区の指定促進

海域を有する30地域を、年6地域、5年かけて
調査→指定(H22は6地域調査)
(改正法付帯決議:生物多様性保全上重要な海域を指定する)
海域公園地区をH24までに倍増(国立公園)
2,359ha → 4,718ha(H21年比)

2. 海域公園地区の管理強化



オニヒトデの駆除によるサンゴ礁の保全
ゴミの清掃によるウミガメや海鳥の繁殖地の保全
保全対象生物(サンゴ・ウミガメなど)の調査
利用ルール策定による利用のあつれき解消



協議会の設置 → 関係者の連携の強化による、
効率的・効果的な事業の実施

海洋生物多様性保全推進事業費

44百万円(58百万円)

自然環境局自然環境計画課

1. 事業の概要

- (1) 平成19年4月に成立した海洋基本法においては、海洋の生物多様性保全など海洋環境保全に係る施策を推進することとされている。更に同法に基づく海洋基本計画（平成20年3月）では、海洋保護区の設定の推進等、より具体的な海洋環境保全施策の推進が明記されている。
- (2) このため、平成22年度に策定予定の海洋生物多様性保全戦略も踏まえ、生物多様性上重要な生態系ごとに危機要因の分析を行うとともに、保護すべき重要な海域の抽出を開始する。
- (3) また、沿岸域の重要な生態系であるサンゴ礁については、平成22年4月に策定したサンゴ礁生態系保全行動計画の実施を促進するため、課題とされたサンゴ礁生態系の劣化と変動状況を的確に捉える手法等について検討するとともに、計画の点検を行う。

2. 事業計画

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
(1-1)危機要因の分析及び対策案の検討						
(1-2)保護すべき海域の抽出及び海洋保護区設定の検討		保護すべき海域の抽出				
			海洋保護区設定検討			
(2)サンゴ行動計画の推進と点検の実施						
(昨年度限りの事業)情報整備・保全戦略策定						

3. 施策の効果

- (1) サンゴ礁や海草藻場等の生物多様性上重要な生態系の現状と危機要因となりうる主要な課題について把握・分析をし、現在の保全の取組の改善を図る。
- (2) 保護すべき重要な海域を明らかにし、海洋保護区の設定及び必要なネットワークの形成を促進させる。
- (3) サンゴ礁生態系保全行動計画の推進と点検を実施し、サンゴ礁生態系の保全及び持続可能な利用の促進を図る。

海洋生物多様性保全推進事業

背景

平成22年度に策定される海洋生物多様性の総合的な保全戦略と、特にサンゴ礁生態系についての保全行動計画を踏まえた、海洋生物多様性の保全の取組を推進する必要がある。

戦略と行動計画の位置付けを踏まえ、それぞれ別途の予算で進めていた海洋とサンゴ礁の保全に関する事業を統合し、効率的に業務を執行することとする。

海洋生物多様性保全戦略(平成22年度策定予定)

: 海洋の生物多様性の保全を総合的に推進するための基本的方針等を示す戦略

(予定されている内容)

- 海洋生物多様性への影響要因と海域の特性を踏まえた保全の推進
- 海洋保護区のあり方 等

【生態系の特性に応じた行動計画】

サンゴ礁生態系保全行動計画 (平成22年4月策定)

: 多様な主体の参加による今後5年を目処とした行動計画

事業内容

(1 - 1)

サンゴ礁、藻場等の重要な生態系毎の危機要因分析

(1 - 2)

保護すべき海域の抽出

(2)

サンゴ礁生態系保全行動計画の実施及び点検

1. 事業の概要

- (1) 本事業では、平成22年度までに、我が国の里地里山を例とした自然資源の伝統的な利用等に加え、世界各地にも存在する自然資源の持続可能な利用形態や社会システムを収集、分析し、世界に共通する基本原則・指針を整理するとともに、各地域の参考となる手法・事例集を取りまとめた。これらの成果をいかして、世界における二次的自然地域の持続可能な利用を促進するSATOYAMAイニシアティブの取組が国際展開される見通しである。
- (2) 一方、国内の里地里山においては、生活や農業の近代化に伴って手入れや利用がなされない二次的自然が増加することで、生物多様性の低下、野生鳥獣との軋轢の増大、ゴミ投棄、景観・国土保全機能の低下等が生じている。このため、本事業により平成22年度に「里地里山保全活用行動計画」を策定する等、多様な主体による里地里山の保全活用を国民的運動として展開しようとしているところ。
- (3) COP10においてSATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップが設立され運営段階に入ったことを受け、平成20年度から取り組んできた「SATOYAMAイニシアティブ推進事業」を「里地里山保全活用行動計画」を促進するための国内事業として特化・拡充し、併せてそれを明確にするために事業名を変更する。
- (4) 同時に「環境経済成長ビジョン」の推進の観点から、野生生物に着目した地域づくりのための検討及び試行を本事業に盛り込み拡充する。

2. 事業計画

- (1) 全国の里地里山保全活動への支援(平成21~24年度)
- (2) 技術的方策、モデル事例集の充実、発信(平成20~24年度)
- (3) 多様な主体の参加促進方策の検討(平成20~24年度)
- (4) 自然資源の利活用方策の検討(平成20~24年度)
- (5) 典型的な里地里山の選定等、保全活用の推進効果の検討(平成23~24年度)

3. 施策の効果

- (1) 里地里山における特徴的な取組の調査・分析と、その成果の分かりやすい発信を通じて、保全再生の取組を全国的に推進。また、このような取組への支援により、地域における活動を継続・促進。
- (2) 里地里山の自然資源の管理・利活用方策や、保全再生活動への多様な主体の参加を得るための社会システムを構築し、地域での自律的な里地里山の保全再生を促進。

国内外の里地里山保全活用の推進

SATOYAMAイニシアティブ推進事業（平成20～22年度）

国内外の調査

未来に引き継ぎたい里地里山の調査
世界における事例調査
自然資源の管理・利活用方策の検討

国内における取組支援

未来に引き継ぎたい里地里山への支援
多様な主体の参加促進
全国里地里山行動計画の策定

共通原則・指針の検討

国内の行動計画の促進に特化して拡充

併せて事業名の変更

里地里山保全活用行動推進事業（平成23年度～）

全国の活動に対する技術支援、参加促進のための情報提供

これまでに収集・整理した技術的方策、モデル事例集の充実、国内発信

多様な主体の参加促進方策 新たな共同利用のあり方に関する調査検討

自然資源の利活用方策 野生生物に着目した地域づくりの検討及び試行

典型的な里地里山の選定及びネットワークに関する考え方、手法の検討
保全活用の推進効果を検証するための指標、手法の検討

連携して
提案

国際SATOYAMAイニシアティブ
構想推進事業（国連大学拠出金）
（平成21年度～）

SATOYAMAイニシアティブの
国際展開検討

SATOYAMAイニシアティブ
国際パートナーシップの立ち上げ

国際パートナーシップの運営

・SATOYAMAイニシアティブ 国際パートナーシップの運営
（国際的展開のための行動計画の策定等）

各国での事例の収集及び分析

・世界各国の事例の収集・分析
・各国の特徴に照らし合わせた自然資源管理
手法の適用可能性の実証調査
・地域毎での手法の普及び研修の実施促進

持続可能な自然資源の利用に ついての情報発信

・世界の自然資源の管理についての事例等の
情報を一元的に蓄積及び発信するポータル
サイトの運営・充実
・PR資料の開発・提供

第10回
締約国会議
生物多様性条約

情報
共有

継続実施

国内各地域による自律的な里地里山の保全再生・地域振興の促進

世界での自然共生社会の構築

(新) ポスト2010年目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費

96百万円(0百万円)

自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室・国立公園課

1. 事業の概要

平成22年10月に愛知県名古屋市で開催される生物多様性条約(CBD)第10回締約国会議(COP10)において、2010年以降の新たな条約の世界目標、いわゆるポスト2010年目標が策定され、また、遺伝資源の利用から生じる利益の公正で衡平な配分(ABS)の国際的枠組みが採択される可能性がある。本年5月に公表された「地球規模生物多様性概況第3版(GB03)」では、生物多様性の損失速度を顕著に減少させるとの2010年までの目標は達成されなかったと結論づけており、ポスト2010年目標の達成には、これまで以上の努力が必要な状況。さらに、ABSに関する確実な国内対応も求められている。

我が国は2012年までの生物多様性条約COP議長国であり、条約事務局や主要関係国・地域との協議・連携のもと、COP10での決定事項の達成や実現に向けて世界的にリーダーシップを発揮する必要がある。このため、COP10の決定事項の実現に向けた取組を積極的に進め、早急に具体的な方策の検討を行い、国内での導入推進を図るとともに、国外への提案を行うべく、主要課題に関する調査と国際会議の開催を実施するものである。

2. 事業計画

- (1) ポスト2010年目標の実現のための主要課題に関する調査(H23~26年度)
 - 気候変動対策と生物多様性保全に関する資金動員方策に関する調査
 - 生態系サービスへの支払制度(PES)等に関する検討
 - 遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(ABS)に関する国内制度の検討
 - 生物多様性に関する技術データベースの策定
 - 生物多様性に関する事業活動の評価手法に関する調査
 - 条約関連会合への専門家派遣
- (2) ポスト2010年目標の実現に向けた国際会議の開催(H23~24年度)
 - 資金動員方策に関する国際ワークショップ
 - CBD保護地域作業計画の実施強化のためのアジア地域会議

3. 施策の効果

国内外での資金動員方策の具体案、CBD保護地域作業計画の実施強化のための地域毎の戦略と、ABS国際的枠組みを履行するための国内制度の具体案を取りまとめるとともに、幅広い業種における様々な規模の事業者が、生物多様性に対する民間参画に着手することで、ポスト2010年目標の世界的な実現、ひいては生物多様性条約の目標達成に貢献する。

ポスト2010年目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費

生物多様性の損失速度を顕著に減少させるとの2010年までの目標は未達成。

ポスト2010年目標の達成にはこれまで以上の努力が必要

ポスト2010年目標の実現のための主要課題への対応

資金動員戦略

資金動員方策に関する検討調査、
国際ワークショップの開催

遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる
利益の公正かつ衡平な配分 (ABS)

国内制度の検討

民間参画

技術データベースの策定、
事業活動の評価手法に関する調査

保護地域

アジア地域会議の開催

その他 (指標の策定、海洋、外来種など)

条約関連会合への専門家派遣



生物多様性条約COP10議長国として、ポスト2010年目標の実現に向けた世界的な議論の進展に積極的に貢献

国立公園等における大型獣との共生推進費

76百万円(65百万円)

自然環境局国立公園課

1. 事業概要

大型哺乳類の生息地である国立公園や国指定鳥獣保護地区等では、近年、シカの増加による自然植生への食害が著しく、高山植物群落の花畑の消失や湿原植生の衰退に留まらず、自然林にも深刻な影響を及ぼしている。このような状況が続けば国立公園等の自然風景地の価値や魅力の低下、生物多様性が低下するだけでなく、食害と踏み荒らしにより土砂崩壊が始まる発生するおそれがある等、国土の保全上も一刻の猶予もならない状況となっている。

このことから、国立・国定公園内の生態系の維持回復のための予防的・総合的な制度的枠組みとして、昨年度の自然公園法改正により「生態系維持回復事業」を導入したところであり、今後、シカの生態調査、捕獲手法の検討を行い、生態系維持回復事業計画を策定し、それに基づき予防的・順応的な対策を講じるなど、シカによる国立公園等の生態系への被害を軽減させることを進めるものである。

具体的には、知床、尾瀬、南アルプス、大台ヶ原、霧島、屋久島、剣山において、モニタリングや試験駆除等の実施を行う。なお、全国的に被害が拡大していることから、今後の対策が急務である。

【対象地域】(継続) 知床、尾瀬、南アルプス、大台ヶ原、霧島、屋久島、剣山
(新規) 国立公園2地域

2. 事業計画

(年度)

			H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
新規地域	国立公園内における大型獣に関する生態系維持回復事業推進費	新規2地域					←	→	←	→	
							調査・計画策定		事業実施		
継続地域	知床、尾瀬、大台ヶ原		←	→							
	南アルプス			←	→						
	屋久島				←	→					
	霧島					←	→				
	国指定鳥獣保護区管理推進事業(剣山)					←	→				

3. 施策の効果

シカの生態調査、捕獲手法の検討等を踏まえ、生態系維持回復事業計画を策定し、それに基づき予防的・順応的な対策を講じることにより、シカによる国立公園等への生態系への被害を軽減させ、健全な生態系の回復を図ることに貢献する。

国立公園における大型獣との共生推進費

背景

国立公園等で、シカによる自然植生への食害が問題化。自然景観の消失・生物多様性の低下、国土の崩壊が懸念される。

目的

生態系維持回復事業制度の活用による総合的な対応によってニホンジカとの共生を目指す。



現在の事業対象地

知床、尾瀬、南アルプス、大台ヶ原、霧島、屋久島、剣山国指定鳥獣保護区

事業内容

- ・管理方法の見直し
- ・植生復元
- ・防鹿柵の設置等
- ・シカの捕獲
- ・生態系維持回復事業計画の策定



全国的に被害が拡大

樹皮剥や植生衰退等の被害が全国的に拡大しており、今後の対策が急務。

生態系維持回復事業計画を策定し、生態系への被害を軽減



自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

1. 事業の概要

シカ、イノシシ、カワウ等特定の鳥獣による自然生態系や農林水産業への被害が深刻化している。また、ツキノワグマなど地域的に絶滅のおそれのある個体群もあり、人と鳥獣の適切な関係の構築に向けた適切な保護管理が必要とされている。そのため、鳥獣保護管理に係る専門的な指導・助言への要求が高まっているところであるが、狩猟者等の鳥獣保護管理の担い手が減少しており、平成18年の国会の附帯決議、中央環境審議会答申においても、人材育成・確保の必要性が強く指摘されている。

このような状況を踏まえ、以下の事業を実施する。

(1) 鳥獣保護管理等専門家登録事業

鳥獣の保護管理に係る専門的知識を有する者等を登録する制度の構築及び登録された技術者を派遣し都道府県等に対して技術的助言を行うなどの当該登録事業の活用を図る。

(2) 鳥獣行政を担当する職員の研修の充実

都道府県・市町村職員等を対象に、効果的な管理技術、広域的な鳥獣保護管理の考え方及び最新の技術等について現地講習会等を開催する。

(3) 鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者育成事業

狩猟者育成用の基礎的な研修資料等の作成や、猟区を活用した狩猟者の実地訓練によりその育成・確保を図る。

(4) 地域の人材育成事業の支援事業

各地域における狩猟者数の増加を図るため、地方公共団体職員の狩猟免許取得を促すためのセミナー等の開催、研修事業のプログラム作成支援や研修用テキストの作成など、地域における人材の育成事業の支援を行う。

2. 事業計画

	H19	H20	H21	H22	H23	H24
(1) 鳥獣保護管理等専門家登録事業		////	////	////	////	////
(2) 鳥獣行政を担当する職員の研修の充実	////	////	////	////	////	////
(3) 鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者育成事業 狩猟者育成のためのガイドブック等の作成 狩猟者育成のための研修会の実施		////	////	////	////	////
(4) 地域の人材育成事業の支援事業 セミナー等開催、地域の人材育成事業支援				////	////	////

3. 施策の効果

特定鳥獣保護管理計画の策定・実施、鳥獣による被害の防止、捕獲等の保護管理に係る適正な技術・知識を持つ者の育成が確保される。また、これにより鳥獣の保護管理に係る体制整備が推進される。

鳥獣保護管理に係る人材育成事業

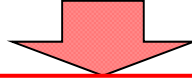


野生鳥獣による被害の発生
鳥獣の地域的絶滅のおそれ



鳥獣保護管理の技術者の
不足（専門家、狩猟者等）

県境をまたいで分布する
野生鳥獣の広域的な管理



【目標】
高い技術を有する人材の確保・活用
広域的な保護管理の実施

【課題】
地域間で効果的な手法の普及
地域の実状に見合った計画の策定
鳥獣保護管理に関わる人材の育成・確保



人材育成の取り組みに対する支援の実施

鳥獣保護管理等
専門家の登録

鳥獣保護管理プランナー
調査コーディネーター
捕獲コーディネーター
の登録、情報提供等

鳥獣行政担当職員の
研修

特定鳥獣保護管理計画
に関する研修等の実施

狩猟者の技術向上

狩猟者を対象とした
研修会の実施等

狩猟者の新規確保

新たに狩猟免許取得を
促すセミナーの開催等

野生鳥獣感染症対策事業費

98百万円（80百万円）

自然環境局野生生物課・鳥獣保護業務室

1. 事業の概要

近年、高病原性鳥インフルエンザ等の野生鳥獣由来の感染症が社会的問題となっている。これらは社会経済及び人の健康に著しい支障を及ぼすのみならず、我が国の生物多様性保全に大きな影響を及ぼす可能性がある。

我が国においては、平成16年度以降数年おきに家禽や野鳥（オオハクチョウ、クマタカ等）に鳥インフルエンザが発生しており、全国的な視野でモニタリングや感染経路の解明等のための基礎情報を収集する体制を整備する必要がある。

さらに、平成22年4月に発生した口蹄疫はもとより、ウエストナイル熱や豚コレラなど、野生鳥獣が感染・伝播する可能性のある感染症は多いものの、対応策についての知見が不足しており、危機管理の対応が問われている。

このような状況を踏まえ、渡り鳥の飛来経路を解明するための調査のほか、全国規模の野鳥のモニタリングや、渡り鳥の飛来状況に関する情報提供等の事業を推進する。また、国内外の感染症の被害実態や対応策の情報把握・分析等を行い、対応マニュアル類の整備を図る。

2. 事業計画

- (1) 渡り鳥の飛来経路の解明事業（平成17～27年度）
- (2) 野生鳥獣感染症情報整備事業（平成20～27年度）
 - 野生鳥獣感染症モニタリング
 - （高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査）
 - 近隣諸国における渡り鳥の感染症にかかる情報集約
 - 野生鳥獣が感染・伝播する感染症対策強化のための調査
- (3) 渡り鳥の飛来状況等に関する情報提供事業（平成20～27年度）

3. 施策の効果

高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況モニタリング等野生鳥獣の感染症に関する調査等を通じて、希少な野生鳥獣の適切な保護を図るとともに人畜の感染予防・発生時対策に資する。

また、口蹄疫等の野生鳥獣が感染・伝播する様々な感染症についても、国内外の情報が蓄積されるとともに、我が国における野生鳥獣の感染症対応についての危機管理能力が高まる。

野生鳥獣感染症対策事業費

平成16年以降、国内で高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生

ウイルスの伝搬に野鳥関与との指摘で社会問題化!!

ヒト・家畜への被害のおそれ

野生鳥獣・生物多様性への影響のおそれ

オオハクチョウやクマタカ
など野鳥でも高病原性鳥インフル
エンザが発生!!

22年4月に宮崎県において
口蹄疫が発生! 口蹄疫以外に
も野生鳥獣に感染する可能性
のある様々な感染症が存在

全国規模のモニタリングを強化して実施するとともに、迅速な情報集約・情報提供を推進

渡り鳥の飛来経路解明

・渡り鳥に送信器を装着し、人工衛星追跡による飛来経路解明
(近隣諸国での飛来状況の把握)

野生鳥獣感染症情報整備

・全国規模のモニタリング(鳥インフルエンザウイルス保有状況調査)
・近隣諸国の情報収集や連携構築
・鳥インフルエンザ以外の感染症対策強化のための取組(新規)

渡り鳥飛来の情報提供

・全国の主な渡り鳥の飛来地において飛来状況の調査を行い、データを情報提供
(国内への飛来状況の把握)

総合的・効果的な野生鳥獣感染症対策の実施

(新) 今後の希少野生動植物の保全制度等のあり方検討調査費

10百万円(0百万円)

自然環境局野生生物課

1. 事業の概要

平成22年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2010」では、我が国の生物多様性の損失を止めるために、2020年までに「絶滅の危機に瀕した種の個体数や生息数・生育環境の維持・回復を図る」ことなどがあげられている。希少野生動植物の保全のための主要な法律である、種の保存法に基づいて定められた国内希少野生動植物種(82種)は、我が国の絶滅のおそれのある種(3,155種)の2%に過ぎず、また、国内希少野生動植物種の生息地等保護区は全国で9箇所(約85ha)のみである。さらに、種の保存法で譲渡し等が規制されている国際希少野生動植物種についても、違法な譲渡し等が見られる。

このため、種の保存法等の施行状況を踏まえ、今後の希少野生動植物の保全制度等のあり方について検討を行うものである。

2. 事業計画

「希少野生動植物の保全のあり方検討会(仮称)」を設置し、今後の希少野生動植物の保存のあり方を総合的に検討する。そのため、同検討会の下に、「生息地等保全及び保護増殖のあり方分科会(仮称)」及び「希少野生動植物の流通管理のあり方分科会(仮称)」を設置し、種の保存法を中心として、関係法令を横断した希少野生動植物種の保全のあり方について検討を行う。(平成23年度)

3. 施策の効果

上記検討会等における検討結果に応じて、希少野生動植物の保全のあり方の改善を図るとともに、種の保存法の改正を行う。

今後の希少野生動植物の保全制度等のあり方検討調査費

10百万円(新規)

現在の課題

生息地等保護区が少ない
9箇所(約85ha)
国内種が少ない(82種)、離島等に生息する種に偏在
保護増殖事業の予算配分の変更が必要(47計画)
国際種の登録では、個体と登録票の対一関係が弱く、偽造等あり 等

希少野生動植物の保全制度等のあり方検討会の開催

(3回(+2分科会)開催)

生息地・保護増殖分科会 (3回)

国内希少野生動植物種の指定のあり方検討
生息地等保護区を始めたとした保護区の効果的な指定のあり方検討
保護増殖事業の適切な実施方法検討等

流通管理分科会 (3回)

国際希少野生動植物種の登録制度の改善策検討等

分科会での議論の他、罰則強化等を議論
専門家にヒアリングによる希少野生動植物の現状を現す代表的事例を把握(9分類群)

適切な国内希少野生動植物の指定

効果的な生息地等保護区等の指定

メリハリのきいた保護増殖事業の実施

国際希少野生動植物の適正な流通

関連施策との効果的な連携

必要に応じて種の保存法改正

制度点検の必要を指摘

- ・生物多様性基本法
- ・生物多様性国家戦略2010
- ・民主党政策集INDEX2009

H23年度

H24年度以降

特定外来生物防除等推進事業

特定外来生物防除直轄事業

- ・ジャワマングース防除事業(奄美大島・沖縄本島やんばる地域)
- ・オオクチバス等防除事業(ラムサール条約湿地等)
- ・国立公園等外来生物重点防除事業(小笠原地域・西表地域)

広域分布外来生物防除モデル事業

- ・アライグマ防除モデル事業
- ・外来アリ防除モデル事業



(新)絶滅のおそれのある種の野生順化関連施設整備

40百万円(0百万円)

自然環境局野生生物課

1. 事業の概要

ツシマヤマネコは、日本においては長崎県の対馬にのみ生息し、1980年代には100～140頭が生息しているとされていたが、2000年代前半には、生息数は、約80～110頭と推定され、絶滅のおそれが非常に高い野生生物(環境省レッドリストでは最も絶滅のおそれが高い絶滅危惧 A類に位置づけ)である。環境省及び関係団体においては、ツシマヤマネコ保護増殖事業計画に基づき関連施策を行ってきているが、特に下島の個体群は非常に少数で、危機的な状況にあり、個体群の回復・維持には、飼育下繁殖個体群(生息域外)の野生復帰による補強が重要とされたところである。

本予算は、対馬の下島において、野生復帰のための訓練を行う野生順化施設であるとともに、地域と連携しながら生息環境の改善やモニタリング等を行うための拠点となる施設を整備するものである。

2. 事業計画

測量、設計等(平成23年度)

施設整備等(平成24～25年度)

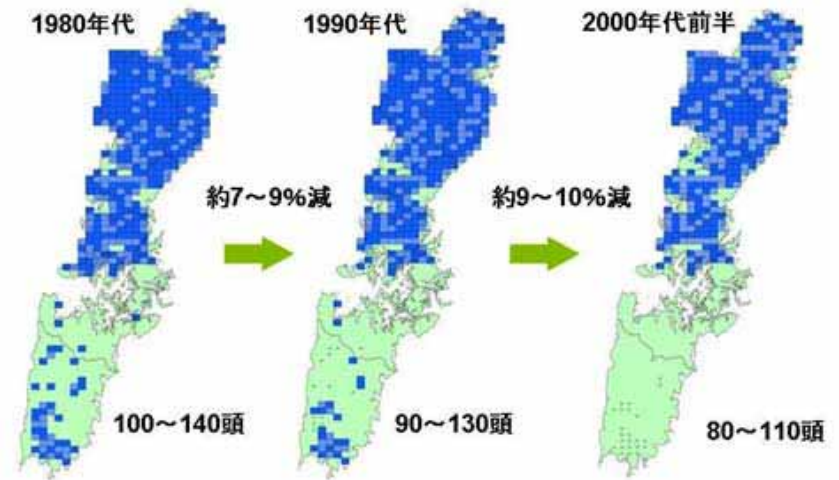
3. 施策の効果

野生順化施設ができることで、飼育下で繁殖したツシマヤマネコが野生順化訓練を受け、同時に、野生順化施設を拠点として、地域住民等とともに下島の生息環境の改善がなされることで、ツシマヤマネコが野生復帰できるようになる。さらに、野生順化訓練や野生復帰後の生育状況等の結果等、野生復帰をモニタリング及び検証する重要な施設としての機能を発揮することも可能となり、本種並びに今後野生復帰を計画する他種の保護増殖事業に資する。

絶滅のおそれのある種の野生順化関連施設整備 40百万円

ツシマヤマネコの現況

- ・国内希少野生動植物種
- ・絶滅危惧 A類
(環境省レッドリスト)
- ・近年大きく個体数を減少しており、
推定生息個体数 80～110頭程度で、
下島にはほとんど生息せず(平成19年に
23年ぶりに下島で個体の発見)



保護の経緯(概要)

平成7年7月 保護増殖事業計画を策定

平成16年8月 ツシマヤマネコ再導入基本構想を策定

平成18年8月 ツシマヤマネコ飼育下個体群管理方針を策定

- ・生息域内保全(生息環境改善、交通事故対策等)
- ・生息域外保全(飼育下繁殖個体群の確立)の取組を着実に実施

平成22年3月 ツシマヤマネコ保護増殖事業実施方針を策定

- ・関係者が共同で策定。保護増殖事業の中長期・当面の目標を定め、生息環境を改善しつつ、
下島へ野生復帰を行うことを目標達成のための具体的な保護対策として位置付け



ツシマヤマネコ野生順化施設について

野生順化施設整備の必要性

- ・下島個体群は非常に脆弱であり、個体を補強する必要
- ・ほ乳類の野生復帰は日本で初であり、慎重に行うことが必要
- ・補強する個体(飼育下繁殖個体)を、人工給餌による飼育下環境から野生復帰させる際に多様な餌・採餌環境、採餌技術の習得を人為的な訓練により習得させるための広い面積の順化ケージの整備が必要
- ・下島の生息環境改善及び放獣個体のモニタリングや研究の拠点となる施設の整備が必要

施設の概要

- ・調査研究拠点施設
- ・病院施設
- ・一時収容施設
- ・野生順化ケージ(野生下に近い環境(森林、草原、湿地等)を再現した野生順化訓練施設を整備)



野生順化ケージのイメージ

(年次計画) 平成23年度 測量設計 平成24～25年度 施設整備等
(平成26年度以降 野生順化訓練及び野生復帰)

動物適正飼養推進・基盤強化事業

56百万円（59百万円）

自然環境局総務課動物愛護管理室

1. 事業の概要

動物の愛護を普及啓発し、人と動物の共生に配慮するとともに、動物の習性や生態を考慮した飼養の推進を図ることを目的として、動物愛護管理法に基づく施策を総合的に推進する。

- ・関係自治体等や動物愛護団体等との担当者会議
- ・ポスター・パンフレット・ガイドライン作成及び配布
- ・動物愛護週間において、シンポジウム、フェスティバル、動物愛護管理功労者表彰等の実施
- ・飼養動物の適正飼養や取扱いに関する各種基準やガイドラインの改訂・作成の実施
- ・動物の飼養及び動物取扱業の実態等に関する継続的かつ経年的な調査の実施
- ・動物愛護管理基本指針の進捗状況等のフォローアップの実施
- ・マイクロチップの普及の推進
- ・犬猫等の譲渡支援広域データベースの運用
- ・動物愛護管理法の次期見直しに向けての実態調査及び検討会開催

2. 事業計画

- (1) 都道府県等の各自治体や動物愛護団体等との連絡調整、総合的な普及啓発、各種基準等作成（H13年度～）
- (2) マイクロチップ普及推進、基本指針の検討・推進（H18年度～）
- (3) 次期見直しに向けての実態調査等（H22年度～H24年度）

3. 施策の効果

「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に、次の目標と、取り組むべき具体的施策が定められている。

- ・都道府県、指定都市及び中核市における犬及び猫の引取り数の半減
- ・犬又は猫に関する所有明示の実施率の倍増

動物適正飼養推進・基盤強化事業 56(59)百万円

背景

目的：飼養動物の愛護・管理

動物愛護管理法

- 飼い主の責務の遵守
- 動物の飼養及び保管等に関する基準の策定
- 動物取扱業者の規制、指導
- 周辺生活環境の保全
- 危険な動物の飼養規制
- 犬及び猫の引取り
- 動物愛護管理基本指針に基づく施策の推進等

都道府県等の自治事務
環境省は基準等の策定、普及啓発、都道府県等の支援

事業計画

動物愛護管理法に基づく
施策の推進



ポスター・パンフレット・ガイドライン
作成やシンポジウム開催等の総合的
な普及啓発

動物愛護センサス及び基本指針
フォローアップの実施

獣医師会等と協力したマイクロチッ
プの埋込、体制整備などマイクロチッ
プの普及の推進

動物愛護管理法の次期見直しに向
けての実態調査及び検討会開催



動物収容・譲渡対策施設整備費補助

50百万円(100百万円)

自然環境局総務課動物愛護管理室

1. 事業の概要

都道府県、政令市等が所有者から引取り依頼等された犬及び猫については、各自治体の動物愛護センター等の収容施設に収容され、譲渡される機会を待っており、動物愛護の観点から収容施設の拡充・改善が必要である。

また、犬及び猫の殺処分数を大幅に減少させるためには、収容前の普及活動を推進するとともに、収容された犬及び猫について、家庭動物としての適性を評価して譲渡に結びつけることが重要なことから、自治体における動物の収容・譲渡のための施設整備に対する支援(補助)を行う。

2. 事業計画

内容等	H21	H22	H23	~H29	備考
動物収容・譲渡施設の整備補助					動物愛護基本指針の目標期間内で、全国でモデル的に補助する。

3. 施策の効果

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく「動物愛護基本指針」(平成18年10月31日環境省告示第140号)では、犬猫の殺処分数の減少を目標に掲げており、その達成に寄与する。

4. 備考

(事業費内訳)

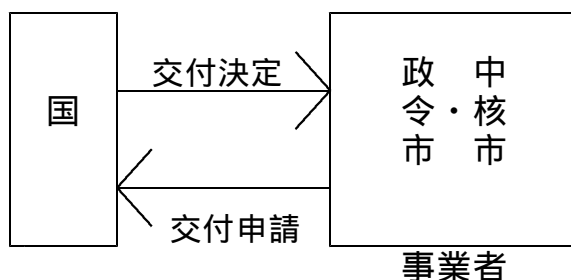
動物収容・譲渡施設の新・改築

50百万円

(補助率 1/2)

{ 保管施設の新築・改築・改修
譲渡のための専用スペースの設置(改修を含む)

(補助金の流れ)



動物収容・譲渡対策施設整備費補助

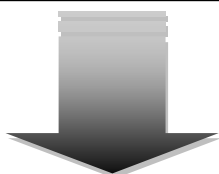
(背景)

近年、国民の家庭動物等飼養に対する関心が高まっている。

動物愛護管理法に基づく「基本指針」では、平成29年度までに、犬及びねこの殺処分数の半減を目標に掲げている。

平成29年度までに、犬及びねこの引取り数及び殺処分数を大幅に減少させるためには、家庭動物等としての適性を評価して譲渡に結びつけることが重要である。

現在ある自治体の収容施設のうち、多くが老朽施設であり、保管場所についても狭隘な場合が多い。



動物収容・譲渡施設の新・改築

保管施設の新築・改築・改修

動物保護の観点から十分な保管スペース、電気・給排水設備、冷暖房設備等



譲渡のための専用スペースの設置(改修を含む)

譲渡希望者等とのふれあいの場、適正譲渡講習会等実施会場



飼養動物の安全・健康保持推進事業費

19百万円（27百万円）

自然環境局総務課動物愛護管理室

1. 事業の概要

平成21年6月に施行されたペットフード安全法は、犬及び猫のペットフードについて、有害な製品が流通しないよう製造、輸入及び販売を規制することにより、ペットの健康を保護し動物の愛護に寄与することを目的としている。当該法律の適正な運用を行うため、国会で付された附帯決議も踏まえ、必要な情報の収集・提供、調査研究、立入検査の実施、関係機関との連携体制整備を図るものである。

(1) ペットフードの安全性の確保

- ・有害な製品の流通の早期把握・対応のため、関係省庁、地方公共団体、学会、獣医師団体等との連絡会議の開催
- ・事業者への立入検査の実施

(2) 犬猫以外のペットフードに関する調査

- ・ペットフードの安全性の課題等の情報収集・調査
- ・新たな規制が必要なペットフードについての検討

(3) 飼養動物の安全・健康保持に関する普及啓発

- ・適切な給餌や健康管理に関するガイドラインの作成
- ・パンフレットや講習会等による普及啓発

2. 事業計画

(1) ペットフードの安全性の確保

H21年度～

(2) 犬猫以外のペットフードに関する調査

H21年度～H23年度

(3) 飼養動物の安全・健康保持に関する普及啓発

H20年度～

3. 施策の効果

パンフレットやポスターの作成・配付及び講習会の開催等による普及啓発を行うことで法の周知と、ペットフードの適切な管理や犬や猫の健康保持について普及啓発を図る。また、関係機関等の連絡・連携体制の構築を図ることでペットフードの安全確保の体制整備を行う。

飼養動物の安全・健康保持推進事業

ペットフード安全法：平成21年6月施行

国は、安全性に関する情報の収集、整理、分析及び提供を図る（法第3条）
必要な限度において、事業者に対し、立入検査、報告徴収等の実施（法第11、12条）
法の対象は犬及び猫のペットフード（施行令）

立入検査
の実施

事業者



製造業者



輸入業者



販売業者

安全・健康保持に関する情報提供
（ガイドラインの作成、パンフレット
配布や講習会等）

飼養者



連絡会議
の開催

業界団体
（自主規制実施）



関係省庁

獣医師会等



動物愛護団体

消費者センター

関係団体の連携体制整備

犬猫以外の
ペットフードに
関する調査



安全性の課題等
の情報収集・調査

(新)生物多様性の保全・活用による元気な地域づくり事業

900百万円(0百万円)

自然環境局

1. 事業の概要

山村や離島等、過疎が進行し、社会・経済的に大きく疲弊した地域は、国立公園に指定される等、豊かな自然が溢れる魅力ある地域でもある。しかし、シカ等の鳥獣被害の拡大や観光客の減少等、自然資源の劣化や社会状況の変化により、地域の自然は生かされず、さらに地域の衰退に拍車がかかっているのが現状である。このため、これらの地域の唯一、最大の資源と言っても過言でない「豊かな生物多様性に根ざした地域の生態系」を保全・活用し、地域の活性化の起爆剤とすることが緊急の課題である。

これらの状況を踏まえ、自然の保全・活用に関する『人材・プログラムづくり』及び『基盤づくり』を実施することで、地域の雇用を創出・確保し、国内外の観光客を呼び込み、元気な地域の再生と活性化につなげるもの。

2. 事業計画

(1) 人材・プログラムづくり 160百万円(0百万円)

自然資源の保全・持続可能な利用のルールづくり、資源活用プログラムの推進等の活動を通じて、地域経済の自立と活性化へ寄与する取組を進めるとともに、ガイド等人材育成に取り組む。

(2) 基盤づくり 740百万円(0百万円)

国立公園等において、山岳環境の保全のための対策や鳥獣被害対策等、自然の保全や活用を進めるとともに、エコツーリズムに活用する情報提供拠点等の基盤づくりを実施する。

3. 施策の効果

地域住民が自分たちの自然資源の価値を再認識し、その保全と活用を図ることにより、地域社会・地域産業が活性化する。また、地域の人々を人材育成、若しくは直接雇用することにより、過疎地域における雇用の拡大につながる。

生物多様性の保全・活用による元気な地域づくり事業

900百万円

【現状と課題】

山村や離島等において、過疎を初めとする社会経済的な疲弊が顕著
シカなどの鳥獣被害やオーバーユースなどによる自然観光資源の劣化・魅力の喪失
自然資源の保全活用を進める人材の不足
地域のビジョン・ルールや魅力的な資源活用プログラムの不足
外国人来訪者対応策の不足(外国人旅行者数は2007年までの5年間で1.6倍に増加)

【目的】

「疲弊した地域」を「元気な地域」に変える起爆剤として、地域の生物多様性を保全し、活用することにより地域経済の自立と活性化に寄与。
(1)自然資源の保全・持続可能な利用のルールづくりなどの活動、ガイド等の人材育成に取り組むことで、地域経済を活性化。
(2)豊かな生物多様性が存在する国立公園等において、保護管理や質の高い利用サービス等を行うとともに、エコツーリズムに活用する情報提供拠点等の基盤づくりを実施する。

【施策の位置付け】

新成長戦略(基本方針)
(平成21年12月閣議決定)
環境経済成長ビジョン
(平成22年4月)
生物多様性国家戦略2010
(平成22年3月閣議決定)

1 人材・プログラムづくり

エコツーリズムを通じた地域活性化事業(160百万円)

自然資源の保全、魅力ある資源活用プログラムの開発、持続可能な利用のルールづくりなどエコツーリズムの活動を通じて、地域経済の自立と活性化へ寄与する取組を進めるとともに、ガイド等の人材育成に取り組む。

2 基盤づくり

生物多様性の保全と活用による国立公園活性化事業費(65百万円)

生物多様性の屋台骨とされる国立公園の、特に山村や離島等の過疎地を中心に、公園管理の一環として、シカ等の鳥獣被害対策等も含む自然環境の保全管理や利用者サービスのグレードアップの活用策を図ることにより、疲弊した地域の活性化を支援する。また、国立公園の所在する山村や離島において深刻な雇用状況の改善にも資するもの。

山岳環境保全対策事業(175百万円)

生物多様性豊かな山岳地域の環境保全とその活用を推進するため、以下の事業を行う。

- (1)山岳環境保全と適正な登山に向けた計画の立案及び受益者負担に向けた合意形成・普及啓発等の取組を行う事業
- (2)高い公共的機能が認められる民間山小屋等における、緊急を要するし尿対策・安全対策の実施経費を助成する事業

エコツーリズム基盤施設整備事業(500百万円)

国立公園のエコツーリズムに意欲的な地域において、エコツーリズムの基盤となる情報提供拠点、自然資源の保全・活用に係る施設等を集中的に整備する。

効果

自然資源の保全と活用を進めることによって、地域の住民が自分たちの資源の価値を再認識、社会経済的に疲弊した地域社会そのものが活性化
シカなど鳥獣被害やオーバーユースによる自然環境の劣化が抑制、回復される。

エコツアーガイドによる経済効果(屋久島のケースでは、年間3.6~4.6億円、全国で実施した場合、年間3,300~4,200億円)

地域の人々を人材育成、若しくは直接雇用することによって、過疎地域における雇用を拡大

(新)日光国立公園「那須平成の森」管理運営体制構築事業

48百万円(0百万円)

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

平成20年3月に宮内庁から環境省に所管換えされた「那須平成の森」の一部施設を平成23年春から一般に供用し、ここでガイドツアーや自然体験プログラムの提供、施設案内、自然環境モニタリング等を行うことで、「那須平成の森」が、国民が自然を体験し、自然を学び、自然と人間の共生のあり方を学ぶためにふさわしい場所となるよう、管理運営を進めていく。

2. 事業計画

(1) 「那須平成の森」自然環境モニタリング

「那須平成の森」の一般供用後の変化を継続的にモニタリングし、自然環境の保全や利用のあり方について検討する。

(2) 「那須平成の森」自然体験活動の推進

「那須平成の森」のフィールドにおいて、専門の解説員の案内・指導の下に行う少人数グループのエコツアーや炭焼き体験、森林管理体験等の自然体験プログラムを行うとともに、ビジターセンター等で自然環境や歴史等に関する展示やイベントを計画・実施し、所管換の趣旨に沿った利用環境を国民に提供する。

(3) 「那須平成の森」開園記念式典の開催

平成23年春に予定する那須平成の森の開園を記念し、各界関係者臨席の下、式典を開催する。

事業内容	H23	H24	H25	H26	H27
(1) 「那須平成の森」の自然環境モニタリング	→				
(2) 「那須平成の森」の自然体験活動の推進	→				
(3) 「那須平成の森」開園記念式典の開催	→				

3. 施策の効果

所管換の趣旨に沿って、「那須平成の森」を国民が自然に直接ふれあえる場として活用していく。



那須平成の森

天皇陛下のお考えを受けて、平成20年3月に宮内庁から環境省に所管換された旧那須御用邸地(約570ha)。「天皇陛下御在位20年記念行事」の一環で、保全整備を行っており、平成23年春から一般供用開始の予定。

1. 「那須平成の森」自然環境モニタリング



自然環境調査

3. 「那須平成の森」開園記念式典の開催



開園記念式典

2. 「那須平成の森」自然体験活動の推進



専門解説員によるエコツアー・自然体験プログラム

「那須平成の森」を国民が自然に直接ふれあえる場として活用するための体制を構築。

国立公園等における協働型管理運営推進事業

83百万円（55百万円）

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

国立公園の利用者のニーズは社会的な変化を反映して刻々と変化しており、利用実態も多様化している。また、利用施設の安全管理等、地域とともに取り組むべき課題も多い。

本事業においては、関係機関、公園事業者、住民団体等、国立公園に関わる多様な主体が、地域が目指す国立公園像を共有し、協働してこの実現にむけた取組を推進する。また、この過程を通じて、これら多様な主体との協働による新たな管理運営体制を構築し、質の高い国立公園サービスの提供を目指す。

2. 事業計画

(1) 協働型管理運営推進事業

対象とする国立公園の利用実態を調査するとともに、多様な関係者の参画を得て協議会を設置し、地域ごとに連携して取り組む具体的な課題や対策を共有して魅力ある国立公園づくりを目指す。

また、全国の自然公園への協働型管理運営体制の導入を目的に、この成果を手引として取りまとめる。

(2) 公園管理団体育成事業

NPO法人等民間団体の公園管理への参画促進を目的とした「公園管理団体」制度を推進するために、公園管理団体の新規指定の促進及び既指定の公園管理団体の活動支援を行う。

事業内容	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
(1) 協働型管理運営体制構築事業	→						
	4公園		4公園		4公園		
(手引作成)		2公園		2公園		2公園	
		事例収集		作成		公表	
(2) 公園管理団体育成事業	→						

3. 施策の効果

多様な主体との協働による管理運営の実現と効率的・効果的な公園事業の執行により、質の高い国立・国定公園サービスを提供する。

国立公園等における協働型管理運営推進事業



国立・国定公園内で、利用者数の低迷や経済状況の悪化より、必要な維持管理や更新が行われない施設が増加。

利用実態を踏まえた計画の見直しが必要
管理運営体制の強化が必要

協働型管理運営体制の構築について
率先した取組が必要

COP10決議
地域関係者を保護地域の計画や
管理に参画させるべきとの内容
が盛り込まれた。

多様な主体とともに
協働型管理運営体制を構築



多様な主体と
情報や課題を共有

公園管理団体の指定促進



施設計画の見直し



協働型管理体制の構築



質の高い国立公園サービスの提供

特定民有地買上事業費

117百万円（244百万円）

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要

- (1) 我が国の自然公園は、土地の所有権に関わりなく指定する地域指定制の公園であるため、その区域内には多くの民有地が存在している。生物多様性保全の屋台骨としての役割を積極的に担う国立公園においても核心地域において民有地が多数所在している。
- (2) 他方、国立公園等内では、その区域の自然を保護するため、自然公園法等に基づき、建物又は工作物の構築や立木竹の伐採等の各種の行為を規制しており、土地所有者の権利保護との関係を調整する必要が度々生じている。
- (3) このため、生物多様性保全の観点から、国立公園等のうち自然環境保全上特に重要な地域であって、民有地であるために当該土地を買い取らない限り私権との調整上厳正な保護管理が図られない地域を対象として、土地及びその上に所在する立木を含めて国が直接買上げを行うことにより、これら地域の保護管理の強化を図る。

2. 事業計画

<平成17～21年度>

- ・国指定名蔵アンパル鳥獣保護区内の民有地買上

<平成22年度>

- ・吉野熊野国立公園「大峰山地区」の民有地買上予定

<平成23年度>

- ・支笏洞爺国立公園「有珠山西山火口地区」の民有地買上予定

3. 施策の効果

国立公園等のうち自然環境保全上特に重要な地域内に所在する民有地を公有地化することにより、国立公園等の適正な保護管理を促進する。

特定民有地買上事業

I 制度の概要

国立公園等内では、その区域の自然を保護するため、自然公園法等に基づき、建物又は工作物の構築や立木竹の伐採などの各種の行為を規制しており、土地所有者の権利保護との関係を調整する必要が度々生じている。

本事業は、国立公園特別保護地区等内に所在する民有地のうち、自然環境保全上特に重要な地域であって、買上要件に該当するものを、国が直接買上げを行う制度である。

II 買上対象地

- (1) 国立公園 特別保護地区、第一種特別地域 ()
- (2) 国指定鳥獣保護区 特別保護地区であって国内希少種の個体等の生息地
- (3) 生息地等保護区 管理地区
- () 地種区分未定であっても、第一種特別地域に相当する価値があるものとして取り扱われてきたことが明らかな地域を含む。

III 買上要件

法による規制行為についての許可を得ることができないため、土地の利用に著しく支障を来していること。

所有者から買上げの申出があること。

() 我が国の自然公園は、土地の所有権に関わりなく指定する地域制公園であり、その区域の中には多くの民有地が存在している。このため、自然保護対策上重要な民有地のうち、私権との調整上、緊急に買い上げなければ保護が図れない地域の適正な保護・管理を行うために買上げを行うものである。

IV 国の予算措置

- (1) 土地測量費
- (2) 立木調査費
- (3) 不動産鑑定料
- (4) 不動産購入費

V 取得した土地等の管理

本事業により取得した土地等については、国の行政財産として適正な管理の下におき、厳格な保護を図る。

自然公園等事業費〔公共〕

9,512百万円(10,718百万円)

自然環境局自然環境整備担当参事官室

1. 事業の概要

自然と共生する地域づくりを推進するため、直轄事業により、国立公園の重要な公園事業、国指定鳥獣保護区の保全事業、及び国民公園等の整備について着実に実施する。また、自然環境整備交付金により、地方公共団体が行う国定公園等の整備を支援する。

2. 事業計画

(1) 国立公園等の直轄事業

下記事業について重点的に実施する。

自然再生事業

失われた自然を積極的に取り戻すため、自然再生事業(国指定鳥獣保護区の保全事業を含む)を更に推進。

人と地球にやさしい集団施設地区整備事業

国立公園の利用拠点である集団施設地区において、ユニバーサルデザインに対応する整備、二酸化炭素排出削減に資する施設の再整備を引き続き実施。

人と自然が共生する国立公園重点整備事業

観光道路やロープウェイ等を利用し、多くの利用者が訪れる地区及びその周辺フィールドを対象に、利用者による自然生態系への影響を軽減し、適正かつ質の高い利用を推進するための施設の整備を引き続き実施。

那須平成の森保全整備事業

日光国立公園那須地域において、国民が自然を体験し、自然を学び、自然と人間との共生のあり方を学ぶための保全整備を引き続き実施。

生態系維持回復事業

自然公園法の改正(平成21年6月)によって設けられた「生態系維持回復事業」の制度を活用し、国立公園における生態系管理のための施設の整備を引き続き実施。

国立公園エントランス整備、国民保養温泉地整備事業

国立公園の主要な入口における情報提供施設の整備、国民保養温泉地での自然とのふれあいを推進する施設整備(散策路、標識等)を引き続き実施。

(2) 国民公園等の直轄整備

新宿御苑の観賞温室の建て替えを実施する他、皇居外苑、北の丸公園、京都御苑及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑に係る施設の整備を実施。

(3) 国定公園等の交付金事業(交付率:45%、交付先:都道府県)

地方の行う国定公園事業等について支援を実施。

3. 施策の効果

国立・国定公園等における自然環境の保全・再生及び国民の安全・安心な自然とのふれあいの場の整備を推進。

自然公園等整備事業(国立公園等)

人と地球にやさしい集団施設地区整備事業



ユニバーサルデザイン
を採用した園路の整備



太陽発電設備等の自然
エネルギーの活用

人と自然が共生する国立公園重点整備事業



多くの利用者が訪れる
地区における公衆便所
等の整備



質の高い登山道等の
整備

自然再生事業

(国指定鳥獣保護区保全事業含む)



サンゴ群集の再生

自然生態系が消失、変容した箇所
の自然環境の再生、修復を実施。

国民保養温泉地整備



温泉地周辺の自然環境や温泉地独
特の自然環境にふれあうための施
設を整備

生態系維持回復事業



生態系管理のための施設(防鹿
柵等)を整備

エントランス整備事業



国立公園に関する情報を効果的
に行うために国立公園入口標識
を整備

那須平成の森保全整備事業



那須高原ビジターセンター(完成予想図)

那須御用邸用地(平成20年3月宮内
庁より所管替え)において、自然体験
活動拠点及びフィールド等の保全整
備を重点的に整備

(新) 日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事業
～ 廃棄物処理・リサイクルシステムをパッケージとして海外展開～
[1, 130百万円]

600百万円(0百万円)

上段 [] 書は、環境研究総合推進費の中で計上している「静脈産業の海外展開に資する技術開発」(530百万円)を加えた額。

廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室
企画課リサイクル推進室
廃棄物対策課
産業廃棄物課

1. 事業の概要

現在、アジアの途上国では、急速な経済発展に反して廃棄物の適正処理が追いつかず、環境汚染が懸念される状況にあり、一部の途上国において不適切な廃棄物処理が行われている例が報告されている。

また、我が国は、これまで廃棄物処理、リサイクルに係る時代の要請に応じて静脈産業、技術を向上させてきており、その結果として我が国静脈産業は環境保全及び循環資源において先進的な技術を有している。

こうした先進的な我が国静脈産業を、特に廃棄物の急増が予測されるアジアを視野に海外展開し、世界規模で環境負荷の低減を実現するとともに、我が国経済の活性化につなげる必要がある。

このため、まずは、我が国静脈産業を海外展開するための戦略を策定し、我が国静脈産業の戦略的な海外展開を促進する。

また、政府、自治体、事業者等が相互に連携しながら、廃棄物処理・リサイクルシステムをパッケージ化して海外展開することにより、高い技術をもった先行グループによる我が国静脈産業の海外展開の実績づくりを進める。

さらに、先行事例に続き、我が国静脈産業の海外展開を進めるため、次世代の海外展開、静脈メジャーを担う静脈産業の育成を支援する。

2. 事業計画

静脈産業の戦略的海外展開促進 14百万円

有識者、学識経験者、産業界関係者等による戦略会議を設け、既に海外展開を視野に入れて活動している事業者への支援策、次世代の海外展開、静脈産業を担う事業者の育成支援等、アジアを視野に入れた日系静脈産業のより効果的な育成・展開支援のための戦略を策定する。

日系静脈産業メジャーの海外展開支援

(1) 日系静脈産業海外展開事業化促進事業 190百万円

事業展開対象国での具体的事業展開支援(フィージビリティ調査(事業運営方法、必要経費、環境保全効果等))、その後の円滑な運営を促進するための支援(能力開発事業、枠組構築等)を行う。

- (2) 日系静脈産業海外展開支援基盤整備事業 49百万円
日系静脈産業が海外展開を検討する参考となるよう、対象国廃棄物処理方法、廃棄物量等の国別情報のデータの収集・分析を行うとともに、アジア各国において我が国静脈産業の周知・普及事業（パビリオン等）を行う。

- (3) 日系静脈メジャーの海外展開に資する次世代廃棄物処理技術開発 530百万円
途上国でも利用可能な、焼却施設における熱利用の推進、ごみ収集から処分までのトータルの温室効果ガス排出量の最小化、ごみ処理システムの低コスト化・高度化のための技術開発により、地球規模の環境保全に貢献する。
(環境研究総合推進費の中で計上)

次世代の海外展開を担う静脈産業の育成

- (1) 民間企業の新たな循環ビジネスモデル確立支援 253百万円
未利用資源の有効利用技術を有する民間企業が、次世代の静脈産業メジャーとして成長し海外展開していけるよう、市民、自治体、排出事業者等による資源を含む廃棄物の回収システムの構築、付加価値が高い製品を安定的に供給できる再資源化ビジネスの構築、及び回収・再資源化システム全体での採算性の実証を行うための実証事業の実施によりビジネスモデル構築を支援するとともに、その取組を広く共有することで循環ビジネス全体の底上げにつなげる。
具体的には、以下の支援事業を行う。
・ 廃棄物選別の高度化を通じた高付加価値かつCO2排出量の少ないリサイクル鉄製造ビジネス
・ 安価でCO2排出量の少ない廃ペットボトル回収システム構築及び再ペットボトル化ビジネス 等

- (2) 日系動脈産業の進出と連動する静脈産業育成支援事業

94百万円

日系動脈産業の進出と連動する静脈産業を育成するため、廃棄物を処理する側の優良化とその差別化や、廃棄物を排出する側が優良産廃処理業者に積極的に廃棄物処理を委託する社会的インセンティブを有する仕組み作りを行うなどして、優良産廃業者が産廃処理市場で積極的に支持される循環ビジネスを構築支援する。

3. 施策の効果

我が国の経験、知見を活用した、途上国における制度構築と事業展開が一体となった廃棄物処理・リサイクル実施システムの事業展開推進手法が具体事例に基づき形成され、それに続く国内における新たな循環ビジネスモデルの確立とその展開も進むことにより、今後の我が国静脈産業のアジアでの展開が促進される。これによりアジアでの循環型社会構築と環境負荷低減及び我が国経済の活性化が期待される。

日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事業

[1,130百万円]
600百万円(0百万円)

効果

- ◆ 廃棄物処理・リサイクルシステム、技術がアジアに普及
 - ▶ アジアにおける環境負荷低減
- ◆ 静脈産業のアジア展開
 - ▶ 我が国経済の活性化

静脈メジャー

先行グループ



海外展開メジャー

次世代グループ



次世代の海外展開

基盤戦略 14 百万円

関係者が連携して、アジアを視野に入れた日系静脈産業のより効果的な育成・展開のための戦略を策定

我が国の廃棄物処理・リサイクルシステムをパッケージとして海外展開 190百万円

大臣合意など政府レベルの基本的枠組みのある国に対する先行グループの海外展開促進

具体的な海外事業展開を想定した
フィージビリティ調査
現地での海外展開の枠組み構築のための関係者合同ワークショップ
現地静脈産業の円滑運営のため関係者への研修

情報基盤の整備 49百万円

海外展開可能性国の情報収集・分析(国内に海外展開情報提供)
我が国静脈産業技術の海外情報発信(アジア諸国の興味醸成)

静脈産業の海外展開に資する技術開発
530百万円を環境研究総合推進費にて計上

途上国でも利用可能な、廃棄物処理・リサイクルシステムの低コスト化・高度化等の技術の開発

次世代静脈産業メジャーの育成 347百万円

1. 未利用資源の有効利用技術を有する民間企業が海外展開していけるよう、ビジネスモデルの確立を支援

高付加価値・低炭素型の鉄リサイクル
ペットボトルの再ボトル化 等

2. 高リサイクルに取り組む産廃業者、排出事業者を適正に評価する手法の確立等を通じた静脈産業の育成支援

事業者の差別化に向けた適正評価手法の確立とその実施
産廃業者と排出事業者の協働に向けた情報の収集・分析

アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業

137百万円(152百万円)

廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

1. 事業の概要

我が国は、G8において3Rイニシアティブを展開し、またアジア3R推進フォーラムを提唱し設立するなど、廃棄物管理・3Rに関する国際的議論を推進してきており、引き続き国際社会において循環型社会構築にリーダーシップを取り、我が国の制度、システム、技術を海外に積極的に紹介し、国際社会に大きく貢献することが重要である。

このため、我が国の知見・技術を活用して、アジア、さらに世界的な3Rの実行を推進するため、3R推進国際協力プランを立案し、その実施を図るとともに、特にアジアにおける3R推進のための体制整備や情報共有をはじめとする取組を展開する。

2. 事業計画

(1) 3R推進国際協力プランの検討

3Rの推進と資源の持続可能な管理とを関連づける国際的な議論の潮流を踏まえ、資源の有効活用による環境負荷低減の観点を含めた国際的な循環型社会構築の方向性に関する3R推進国際協力プランを策定し、これに基づく国際協力を推進する。

(2) アジア各国の低炭素・循環型社会構築の計画的推進支援

廃棄物の発生量が増大し質も多様化するアジア各国が、温暖化対策にも配慮しつつ廃棄物管理や3Rを推進するための計画立案実施の支援を行う。

(3) 南東・東アジア環境と保健に関する地域フォーラム廃棄物作業部会における活動経費

「南東・東アジア環境と保健に関する地域フォーラム」の下に設置されている廃棄物作業部会の作業計画に基づく活動として、医療廃棄物及び都市廃棄物の優良事例の共有、域内途上国における廃棄物の適正処理・3Rのため

の優良取組事例の支援等を行う。

(4) 3 R ナレッジハブ整備強化事業

アジア各国での 3 R 施策推進のための知識基盤として構築された「3 R ナレッジハブ」において、3 R 関連技術・政策・国際協力の人材・組織の情報整備等を行う。

(5) アジア循環型社会構築検討調査費

アジアにおける 3 R ・廃棄物関係者・専門家間での連携と情報共有を促進、並びに各国のリサイクル制度等の政策の発展を踏まえ、東アジア全体での循環型社会の実現に向けて、課題、政策手段の検討評価を行う。

3 . 施策の効果

我が国のイニシアティブによるアジア 3 R 推進フォーラム等の国際枠組を活用した戦略的な 3 R 国際協力の推進

アジア各国における 3 R ・廃棄物の適正処理能力の向上

我が国の先進的な 3 R 技術・システムの国際的な展開

政策担当者レベル、研究者レベルでのアジア各国間の連携の強化

3 R に関する国際的な研究の推進による科学的基盤の強化

G 8 等での 3 R 推進の取組においてリーダーシップを発揮

アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業

アジアでの廃棄物に関する課題

廃棄物の発生の拡大と質の多様化

廃棄物や循環資源の国境を越えた移動

資源価格の高騰

アプローチ

- ・各国協調の取組
- ・各国取組における3Rの優先化
- ・3Rの具体的な行動の実践
- ・各主体 政府(国、自治体)、事業者、大学、NGO、住民 の能力形成・参加・協力

多国間協力の下での取組

二国間協力

アジア3R推進 フォーラム

南東・東アジア 環境と
保健に関する閣僚級地
域フォーラム

UNEP資源パネル
(世界的な研究者によるパネル)

各国の3R国家戦
略策定を支援

3Rナレッジハブ
循環技術の拠点整備
研究ネットワーク体制

H23予算事項

3R推進
国際協力
プランの
策定

アジア3R推進 フォーラムの活動 促進

- ・フォーラムの下での各主体のネットワークの推進支援
- ・各主体の活動推進

南東・東アジア環境と保健 に関する地域フォーラム廃 棄物作業部会における活動

- ・医療廃棄物、都市廃棄物の優良事例の共有、分析
- ・パイロット事業

持続可能な資源管理
に関する国際パネル
への対応

3Rナレッジハブ整備
強化事業

アジア各国の低炭
素・循環型社会構
築の計画的推進
支援

東アジア低炭素・循環型社会政策検討評価調査

廃棄物等の越境移動に係る国際的環境問題対策費

66百万円(73百万円)

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の概要

近年、資源循環の活性化に伴い、廃棄物等の輸出入は増加傾向にある。このような中、循環資源や中古製品の輸出においては、脱法的に廃棄物等が輸出され、国外で環境上不適正な処理に伴う環境汚染を引き起こすことが懸念されている。また、アジアにおける循環型社会の構築に向けて、廃棄物等の適正処理を前提条件として、資源の有効利用を促進する必要性も指摘されている。

本事業は、廃棄物等の輸出入管理における我が国の国際的責任を果たすため、事業者等に対する国内外規制の周知徹底や不正輸出防止対策の強化等を行うとともに、アジア圏における資源循環の重要性を踏まえた今後の廃棄物輸入の展開方策の検討を行うことを目的とする。

2. 事業計画

(1) 廃棄物輸出入管理の強化(関連法の施行体制の強化)

バーゼル法及び廃棄物処理法に基づく手続きの適正化・円滑化のため、法に基づく規制内容や規制対象物について、事業者等への周知徹底を図る。また、相手国の関係法制度・運用状況に関する調査を行い、税関等と連携した輸出入管理に活用するとともに、広く一般に向けて情報提供を行う。

(2) 不正輸出等の対策のための業務

不正輸出の水際対策強化のため、不正輸出が疑われる貨物に関する情報を管理し、税関等の関係者とリアルタイムで共有するための「廃棄物等輸出入管理システム」の改良・維持管理を行う。また、アジア圏の資源循環を背景に、特に取引量の多い廃棄物等に関して、法の規制対象となる範囲、要件等を明確化し、実際の水際対策において活用を図る。

(3) 資源循環を踏まえた廃棄物輸入のあり方に関する検討

廃棄物処理法改正による輸入申請資格者の拡大に伴い、循環資源確保の

観点も踏まえ、廃棄物輸入に関する考え方の整理と輸入許可に係る適切な審査体制の構築を行う。このため、取引先となるアジア各国の環境保全及びアジア圏での資源循環の観点から、廃棄物輸入のあり方について調査、検討を行う。

3．施策の効果

<アウトプット>

- ・輸出入事業者等に対するバーゼル法及び廃棄物処理法の周知目的の冊子
- ・アジア各国の関係法令等データベース（ウェブサイト上に掲載）
- ・「廃棄物等輸出入管理システム」の改良・維持管理
- ・バーゼル法及び廃棄物処理法の規制対象物に関する判断基準
- ・今後の廃棄物輸入のあり方に関する展開方策

等

<アウトカム>

- ・廃棄物等の不法輸出入の未然防止
 - 輸出事業者等のバーゼル法等に係る義務への理解の促進
 - 税関と連携した廃棄物等不正輸出の水際対策の強化
- ・アジア圏での廃棄物の適正処理及び資源循環への貢献

等

廃棄物等の越境移動に係る国際的環境問題対策費

輸出入管理の円滑化

- 不正輸出入の防止に向けた、輸出事業者向け説明会や輸出入案件に係る事前相談の実施
- 輸出相手国の関係法制度・運用状況に関する情報提供

事業者向け説明会



輸出入の事前相談



不正輸出対策の強化

- 「廃棄物等輸出入管理システム」による地方税関等との不正輸出情報の即時共有
- 規制対象廃棄物の明確化(中古品と偽っての不正輸出防止)

貨物検査



中古利用目的と称したテレビ



廃棄物輸入のあり方検討

- アジア各国の環境保全及びアジア圏での資源循環の観点から、廃棄物輸入のあり方についての調査、検討

アジアの
環境保全 / 資源循環



国外廃棄物



国内リサイクル

1. 事業の概要

個別リサイクル法の制定等により我が国の循環利用量は着実に増加してきたが、循環利用がなされないまま焼却・埋立処分されたり、海外に流出している未利用循環資源が、依然として多く存在している。これらの資源を国内で有効利用することができれば、循環型社会の構築のみならず、二酸化炭素の排出削減にも大きく寄与するものと期待される。

未利用循環資源を今後一層活用していくためには、社会全体の負担軽減の観点からも、法制度を導入して特定の循環利用を推進するという従来のアプローチに加え、現行制度下でも民間ビジネスとして成立し得る様々な循環利用の導入普及を支援していく必要がある。

このため、例えば、民間事業者単独の取組では、必要とする循環資源を回収・再利用するシステムを組むことが困難だったり、経済性や技術面での市場ニーズの検証が十分できないなどの理由で、事業化に至らない循環利用について、その事業化に向けた実証支援を行うことにより、新たな循環ビジネスの確立と、国内の他の事業者への普及を通じた循環ビジネス全体の底上げを図る。

2. 事業計画

未利用の循環資源の有効利用に資する事業であるが、民間事業者単独では経済性や技術面等の課題により事業化が困難なものを募集し、概ね3年間の事業として、毎年数件採択する。具体的な事業例としては、次のようなものを想定している。

廃プラスチックリサイクルの品質向上支援事業

リサイクル製品の市場拡大のため、リサイクル製品を製造する事業者がどの程度の品質のペレット等を求めているかの調査等及びリサイクル製品の高品質化のモデル事業を行う。

使用済製品等のリユースビジネス推進事業

市町村と事業者の連携による粗大ごみのリユースモデル事業等を行い、その経済性や環境保全効果等、また、優良なリユース業者に求められる条件等を整理する。

自動車リサイクル連携高度化支援

樹脂の材料リサイクルやレアメタルのリサイクル等を念頭に、解体業者をはじめとする関係者の連携により、リサイクル技術と解体技能、選別

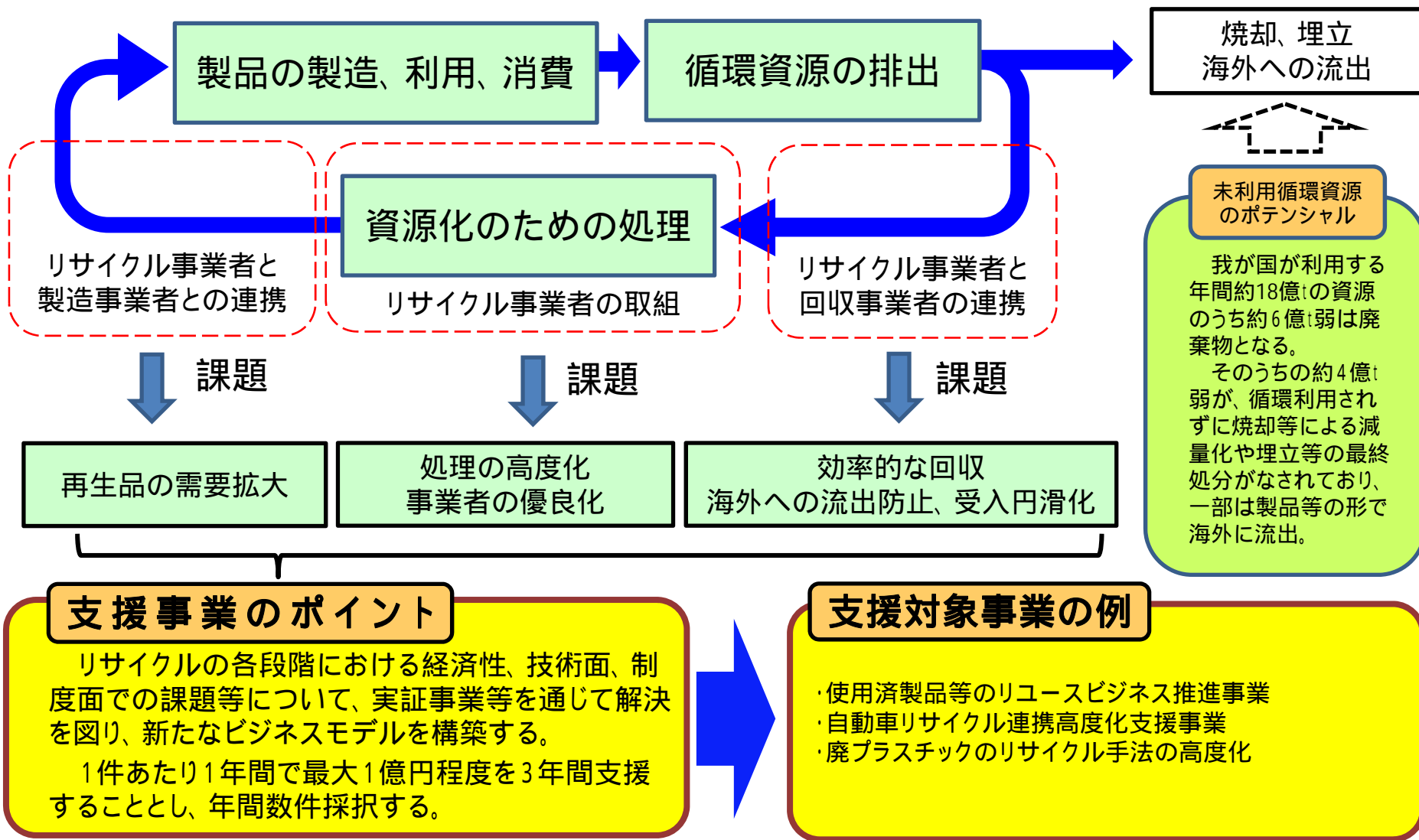
技術のマッチングの試行を通じたリサイクルの効果と経済合理性の検証を行う。

3．施策の効果

民間事業者がより高度な3Rを行いうるシステムを構築し、ビジネスとして成立させることにより、我が国の循環資源の一層の活用を通じて、循環型社会形成推進基本計画の資源生産性やリサイクル率の目標達成、経済の活性化、温室効果ガスの削減等に寄与することが期待される。

循環型社会づくりビジネス支援事業

先駆的なリサイクルビジネスに取り組む事業者の課題解決を支援すること等により、循環型社会づくりの中核的役割を担う静脈産業を育成していくとともに、国内で発生する二酸化炭素排出の大幅な削減を目指す。



リデュース・リユースを重視した3R強化・促進プログラム「見える化」推進費

48百万円(36百万円)

廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

1. 事業の概要

平成21年度内閣府世論調査によると、ごみ問題への関心は高い一方で、3R行動の実施状況については、マイバッグ持参等を除き、未だ50%未満に留まっている。特に、循環型社会形成推進基本法に定める廃棄物・リサイクル対策の優先順位に従い、リデュース、リユースを重視して、高い水準にある国民のごみ問題への関心や3Rに対する意識を具体的な行動に結びつけるための仕組み、条件整備を一層進める必要がある。

このため、3R行動による環境負荷削減効果を見える化するための手法等を開発し、広く国民に3R行動の効果を「見える化」することにより、国民の行動を促し、環境負荷削減と経済成長を両立させたより質の高い循環型社会の形成を図る。

2. 事業計画

リデュース・リユースの消費者等の意識・実態調査

製造業者や小売業者等と連携して、消費者等の意識・実態調査を実施し、リデュース・リユースの重点化の方向を明確化する。

3Rによる環境負荷削減効果の見える化指標及び簡易計算手法の開発
個別の製品、品目、行動等の評価結果を集積し、可能な限り全体を統合的に「見える化」する指標、計算手法を開発する。

見える化指標を用いた「見える化ツール」の開発・普及

の手法を用いた3R行動効果の簡易測定ツールを提供する。

循環型連携事業の評価手法開発実証事業

地域で行われている循環型社会を支える連携協働の取組の効果を評価・測定する手法の開発、実証事業を行う。

循環型社会に向けた普及啓発事業の実施

見える化手法や効果の高い取組を全国大会等を通じて普及啓発する。

3. 施策の効果

3R行動の見える化によるわかりやすく、正確な情報の提供により、事業者、国民の3R行動を促進し、環境負荷削減と経済成長を両立させたより質の高い循環型社会に向けた取組の加速化が図られる。

リデュース・リユースを重視した3R強化・促進プログラム「見える化」推進

背景

第2次循環計画(H20.3閣議決定)の取組指標目標(H27年度)

- ・廃棄物の減量化等の意識を持つ・・・国民の約90%
- ・廃棄物の減量化等について行動する・・・国民約50%

< H21年度世論調査 >

意識→92.4%

行動→マイバッグ持参、詰め替え製品の購入等を除き、多くは未だ50%未満

意識と行動の乖離

3R環境負荷削減の見える化の推進による3R行動の更なる促進

製造業者や小売業者等と連携した、消費者等の意識・実態調査による重点化の明確化

事業者・消費者に向けて

個別の3R行動の見える化

個別の3R効果の見える化手法の開発

個別の製品、品目、行動の評価結果を集結し、3R行動プロセス全体効果が見える化する指標、計算手法を開発

見える化ツールの開発・普及

個別の3R行動効果の測定ツールの提供

地域の取組に向けて

地域の連携協働の取組の全体効果の見える化

取組全体の効果の見える化手法の開発

地域で行われている循環型社会を支える連携協働の取組の効果(廃棄物削減効果、GHG削減効果等)を評価・測定する手法の開発

評価手法の実証事業

見える化手法そのものや効果の高い取組を全国大会等を通して普及啓発

見える化によるわかりやすく、正確な情報に基づく3R行動の促進

循環型社会形成推進交付金（浄化槽分を除く）〔公共〕

31,235百万円（35,125百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

1．事業の概要

市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援することにより、循環型社会の形成を図ることを目的とする。

2．事業計画

（1）交付対象施設

- ・ マテリアルリサイクル推進施設
（不燃物、プラスチック等の資源化施設、ストックヤード 等）
- ・ エネルギー回収推進施設
（ごみ発電施設、熱回収施設、バイオガス化施設 等）
- ・ 高効率ごみ発電施設
（ごみ発電を高効率に行う施設）
- ・ 高効率原燃料回収施設
（生ごみ等のバイオガス化を高効率に行う施設）
- ・ 有機性廃棄物リサイクル推進施設
（し尿・生ごみ等の資源化施設）
- ・ 最終処分場
- ・ 漂流・漂着ごみ処理施設
- ・ 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業
- ・ 廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業 等

（2）交付率

交付対象経費の1/3。ただし、高効率ごみ発電施設等の一部の先進的な施設については1/2。

3．施策の効果

市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備が推進されることにより、地域における循環型社会の形成推進が図られる。

廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業

789百万円(1,300百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
廃棄物対策課

1. 事業の概要

廃棄物処理業者等が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設及び高効率なバイオマスエネルギー利用施設の整備事業について補助を行うものである。平成23年度からは、廃棄物処理法改正(平成22年5月)により熱回収施設設置者認定制度が創設されたことを受けて、廃棄物焼却炉に高効率熱回収設備を導入する事業への補助制度を新設する。また、廃棄物収集車の低炭素化を図るため、地方公共団体及び民間事業者を対象として、電動式塵芥収集車(パッカー装置を電動化した塵芥車)を導入する事業への補助制度を新設する。

2. 事業計画

民間事業者(一定以上のエネルギー利用効率を有する以下の施設等)

廃棄物高効率熱回収

廃棄物燃料製造

バイオマス発電

バイオマス燃料製造

バイオマス熱供給

ごみ発電ネットワーク

バイオマスコージェネレーション

熱輸送システム

民間事業者又は地方公共団体

低炭素自動車導入(下線は、新規要求)

～ : 施設の高効率化にともない追加的に生じる施設整備費
(ただし、補助対象となる施設整備費の1/3を限度)

、 : 補助対象となる施設整備費の1/2

: 電動式塵芥収集車(パッカー装置を電動化した塵芥車。電動化と併せて車体をハイブリッド化又はCNG化する場合を含む。)を導入する事業について、通常車両との差額の1/2

3. 施策の効果

高効率な熱回収の促進等により、廃棄物エネルギーのさらなる利用拡大が進むとともに、廃棄物・リサイクル分野の温室効果ガス排出量が削減され、循環型社会と低炭素社会の統合的実現が推進される。

廃棄物処理エネルギー導入・低炭素化促進事業

概要

- 廃棄物処理業者等が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設及びバイオマスエネルギー利用施設の整備事業について補助。
- 廃棄物処理法改正(平成22年5月)により熱回収施設設置者認定制度が創設されたことを受けて、廃棄物焼却炉に高効率熱回収設備を導入する事業への補助制度を新設。
- 廃棄物収集車の低炭素化を図るため、地方公共団体及び民間事業者を対象として、電動式塵芥収集車(パッカー装置を電動化した塵芥車)を導入する事業への補助制度を新設する。

対象事業

(下線部は、新規要求)

民間事業者

- | | |
|------------------|------------|
| <u>廃棄物高効率熱回収</u> | 廃棄物燃料製造 |
| バイオマス発電 | バイオマス燃料製造 |
| バイオマス熱供給 | ごみ発電ネットワーク |
| バイオマスコージェネレーション | 熱輸送システム |

～ : 施設の高効率化にともない追加的に生じる施設整備費
(ただし、補助対象となる施設整備費の1/3を限度)
、 : 補助対象となる施設整備費の1/2

民間事業者 又は地方公共団体

低炭素自動車導入

: 電動式塵芥収集車(パッカー装置を電動化した塵芥車。電動化と併せて車体をハイブリッド化又はCNG化する場合を含む。)を導入する事業について、通常車両との差額の1/2

循環型社会と低炭素社会の統合的実現

(新) 廃棄物系バイオマス利用推進事業

46百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

1. 事業の概要

廃棄物・リサイクル行政の目的は、これまでの生活環境の保全及び公衆衛生の向上を前提としつつ、循環型社会の形成へと変遷しており、さらに地球温暖化対策に資することが求められている。

平成18年3月に見直された「バイオマス・ニッポン総合戦略」や平成19年6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」等においても廃棄物系バイオマスの利活用を推進することとされている。また、平成21年6月には「バイオマス利用推進基本法」が成立し、同法に基づく基本計画が検討されているところである。同計画の中でバイオマスの種類ごとの目標値を定めることとされており、今後、目標の達成に向けて廃棄物系バイオマスについてより一層の利用を進める必要がある。

本事業では、バイオマス推進基本法に基づくバイオマス活用推進基本計画において、バイオマスの種類毎の利用率等の目標が定められる予定であるため、これらの目標を達成するために必要な技術や施策等のロードマップを作成するとともに、環境負荷(CO2、排水処理、悪臭、残さ最終処分量等)、資源の有効利用、経済性等の観点から、バイオマス利活用に係るコスト、温室効果ガス排出削減効果等の算定、ケーススタディを実施し、市町村に対して最新の技術動向を踏まえて、最適なバイオマス利活用技術を提示する。

2. 事業計画

(1) 平成23年度

バイオマス利活用に関する技術情報の収集・整理、目標達成に必要な施策の抽出

(2) 平成24年度

ロードマップの作成、廃棄物系バイオマスの具体的かつ実践的な再生利用手法の提示

3. 施策の効果

バイオマスの種類毎に、バイオマス活用推進基本計画に定められる予定の目標を達成するための具体的な方策について検討を行うとともに、地域特性に応じた合理的かつ実現可能な廃棄物系バイオマスの大幅な利活用の促進を図ることと、廃棄物系バイオマスについてより一層の利用を進める。

廃棄物系バイオマス利用推進事業

背景

・循環型社会及び低炭素社会の実現のために、廃棄物系バイオマスの利用が重要。

・平成21年6月にバイオマス活用推進法が成立。現在、同法に基づくバイオマス推進計画の策定に向け関係省庁で検討中。

・同計画では、バイオマス種類毎の利用率等の目標が定められる予定である。

(食品廃棄物の利用率は27%。そのうち、家庭系の食品廃棄物の利用率は約6%。)

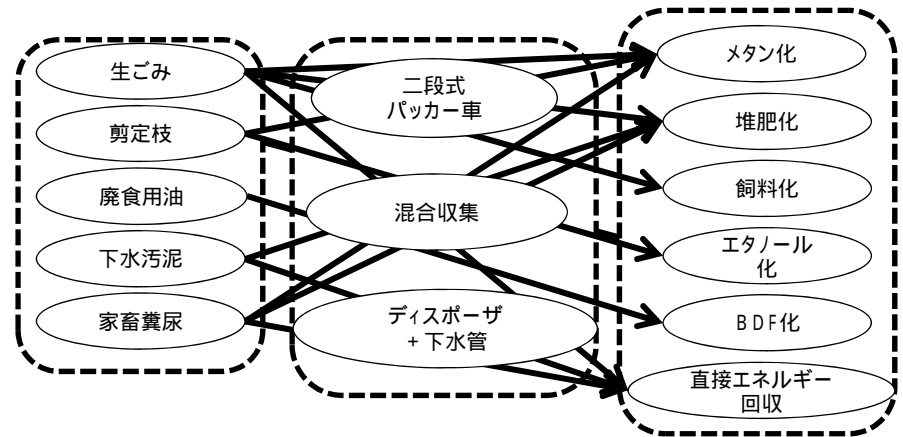


図. バイオマスの利活用オプションの例

事業内容

1. バイオマス活用推進基本計画の目標達成に向けたロードマップの作成

廃棄物分野において必要な技術や施策及びこれらの導入時期の見込み等を示したロードマップを作成し、具体的な対策を進めていく必要がある。

2. 最適なバイオマス利活用システムの提示

最新の技術知見を踏まえ、市町村の規模・地域性に応じた最適なバイオマス利用のあり方を提示し、各市町村における取組を加速させる。

表. 食品廃棄物の発生及び処理状況(19年度)

(単位: 万t)

	発生量	処分量				
		焼却・埋立処分量	再生利用量			計
			肥料化	飼料化	その他	
一般廃棄物	1,642	1,371			271	
うち家庭系	1,119	1,055			64	
うち事業系	522	316	109	56	41	
産業廃棄物	307	43	108	132	24	
合計	1,948	1,414			535	

地域特性に応じた合理的かつ実現可能な廃棄物系バイオマスの大幅な利活用の促進を図る

(新) 不法投棄跡地等利用推進事業費補助金

100百万円(0万円)

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の概要

本補助金は、不法投棄等の支障除去等事業が完了した事案の跡地等の利活用方策として、都道府県等が行う地球温暖化防止に資するエネルギー供給のインフラ整備等の事業を支援することで、これら跡地の利活用を進めるとともに、廃棄物の最終処分場の立地等の促進を図るものである。

2. 事業計画

(1) 事業内容

モデル地域の選定(不法投棄等支障除去等事業跡地又は埋立終了後の最終処分場の中から当事業の関連施設を設置する地域を選定)

地球温暖化防止に資する再生利用可能エネルギー等の最新知見の収集・整理・取りまとめ

モデル区域の跡地利活用方策設計のための事前調査(モデル区域に係る情報収集、土地の調査・分析等)

利活用方策モデル案の設計

不法投棄跡地等利用推進事業の実施(再生可能エネルギー関連施設の設置・稼働、維持管理手法等の検証)を内容とする事業

(2) 補助率：1 / 2

(3) 補助先：都道府県及び廃棄物処理法上の政令市

3. 施策の効果

本補助金により、「負の遺産」と化している不法投棄等の支障除去等事業が完了した跡地や最終処分場の跡地について、これらを活用した地球温暖化防止に資するインフラ整備等を行うことにより、「負の遺産」を解消することができるとともに地域のイメージアップを図ることができる。また、最終処分場の跡地を有効活用することで当該施設に対する負のイメージを払拭し、新設が難しい廃棄物の最終処分場の立地の促進を図ることができる。

不法投棄跡地等利用推進事業費補助金

100百万円(0百万円)

- ・ 不法投棄等の支障除去等事業が完了した跡地等の利活用が進まず、「負の遺産」化
- ・ 「負のイメージ」がある最終処分場の立地が困難

以下の事業を行う都道府県等に対して国庫補助

《不法投棄等の跡地等における地球温暖化防止に資する利活用方策検討に係る事業》

モデル地域の選定(不法投棄等支障除去等事業跡地又は埋立終了後の最終処分場)

地球温暖化防止に資する再生利用可能エネルギー等の最新知見の収集・整理・取りまとめ

モデル区域の跡地利活用方策設計のための事前調査(モデル区域に係る情報収集、土地の調査・分析等)

利活用方策モデル案の設計

不法投棄跡地等利用推進事業の実施(再生可能エネルギー関連施設の設置・稼働、維持管理手法等の検証)



不法投棄等の支障除去等事業の跡地



跡地等における太陽光パネル設置の例
(但し、当該地は廃棄物が地下にある土地ではなく、ドイツ・ボルナの工場の跡地)

- ・ 補助率: 1 / 2
- ・ 補助先: 都道府県、廃棄物処理法上の政令市
- ・ 実施対象: 23年度は4地域を予定

- ・ 不法投棄等の跡地等の利活用促進・「負の遺産」の解消
- ・ 最終処分場に対する「負のイメージ」の払拭・立地促進

(新) 廃棄物処理の3R化・低炭素化改革支援事業

57百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

1. 事業の概要

これまで、廃掃法基本方針に基づく3つのガイドライン(有料化手引き、会計基準及び廃棄物処理システム指針)の策定や高効率発電の交付金メニューの追加等により一般廃棄物処理の高度化を図ってきた。

しかし、粗大ごみを除く生活系ごみを有料化している市町村数は6割程度、人口比では4割程度であり、熱回収についても欧米諸国と比べて小規模施設が多く効率が低い。

2020年に温室効果ガス25%削減という目標を達成するためにはあらゆる分野において削減努力が必要であり、廃棄物・リサイクル分野においても更なる高度化により廃棄物の減量、再生利用、温室効果ガス排出削減等を推進することが必要である。

これらのことから、ごみ処理有料化、処理の広域化、収集運搬の効率化、低公害車の導入、より大規模な熱回収といった一般廃棄物処理における3R・低炭素化等について、現状の把握、優良事例の抽出、課題の検討等を行い、次の段階へと進めるために必要な施策の検討を行うとともに、上記施策を踏まえた3つのガイドラインの改正、制度改正の必要性の検討を行う。

2. 事業計画

(1) 平成23年度

一般廃棄物処理における更なる3R化・低炭素化への方策検討

(2) 平成24年度

3つのガイドラインの改正、一般廃棄物処理における3R化・低炭素化方策の取りまとめ

3. 施策の効果

市町村における廃棄物処理の更なる3R化・低炭素化を促進するための方策を検討し、制度改正、ガイドライン化、施設整備計画等への反映を図ることで、廃棄物・リサイクル分野において更に市町村の取組を高度化させ、廃棄物の減量、再生利用、温室効果ガス排出削減等を推進する。

廃棄物処理の3R化・低炭素化改革支援事業

3つのガイドライン（平成19年6月策定）

一般廃棄物会計基準

- ・コスト分析の標準的手法を示し、社会経済的に効率的な事業となることを支援

一般廃棄物処理有料化の手引き

- ・有料化の進め方を示し、経済的インセンティブを活用したごみ減量、リサイクルを支援

一般廃棄物処理システムの指針

- ・標準的な分別収集区分
- ・再資源化・処理の考え方
- ・処理システムの評価手法 等を示し、処理の必要性の明確化等を支援

課題

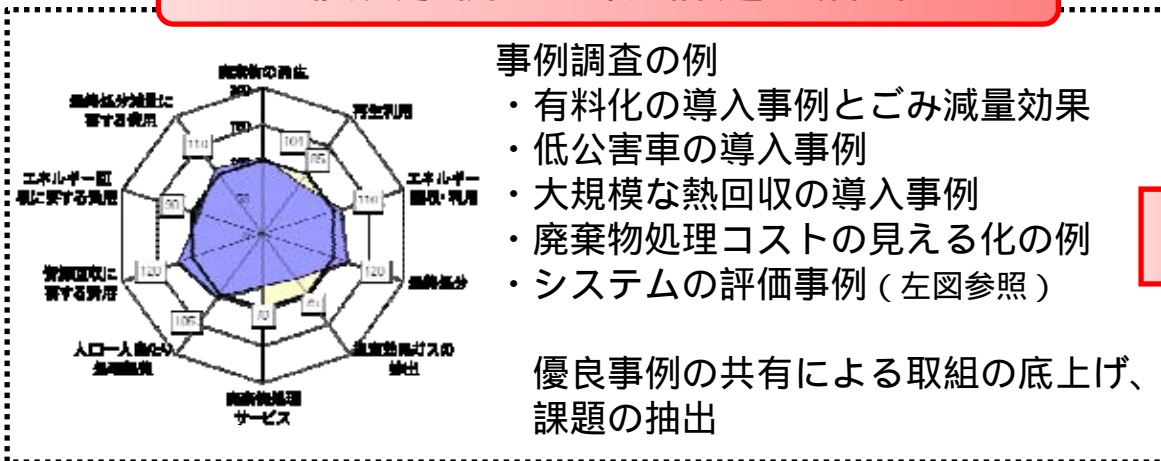
一般廃棄物会計基準を導入している市町村は少数

生活系ごみ（粗大ごみ除く）を有料化している市町村数は6割程度（人口比で4割程度）

熱回収の推進等更なる温暖化対策が必要

廃棄物処理の更なる高度化に向けて

優良事例の共有・課題の抽出



3つのガイドラインの充実・強化

- ・市町村の活用状況を踏まえた3つのガイドラインの充実・強化
- ・会計基準に基づく財務書類作成支援ツール等の改良
- ・制度改正や各種計画への反映を検討

(新) 2030年循環型社会のグランドデザイン検討・実現事業

10百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

1. 事業の概要

循環型社会の構築に向けては、低炭素社会、自然共生社会との統合や環境と経済の両立などを考慮しつつ、長期的な視野で循環型社会の姿を明確化し、必要な施策を検討することが求められている。

また、平成20年3月に閣議決定された第2次循環型社会形成推進基本計画は、5年程度を計画期間としており、次期計画の見直しに向けても、循環型社会の将来像を踏まえた具体的な施策の推進が不可欠である。

このため、将来(2030年目途)のあるべき循環型社会のグランドデザインを描き、そこから現在を振り返ることで、今後必要となる具体的施策の検討、実施の基礎とする。

2. 事業計画

2030年の循環型社会のグランドデザイン検討調査・策定

物質循環に係る環境及び経済社会状況等について、国内外の研究成果等も活用しながら調査分析を行い、有識者等による意見も踏まえ、物質循環、経済情勢等を統合的に検討し、2030年の循環型社会のグランドデザインを策定する。

グランドデザインに基づく物質フローの定量的評価

2030年の物質フローを定量的に解析するモデルを開発し、2030年の物質フローを試算し、有識者等による評価、分析を行い、のグランドデザインに反映させる。

次年度以降は、グランドデザインの実現に向けたロードマップの策定を経て、第3次循環型社会形成推進基本計画の見直しを進める。

3. 施策の効果

将来(2030年目途)のあるべき循環型社会のグランドデザインを描くことで、目指すべき循環型社会の構築に必要な具体的施策の立案、実施が可能となる。

2030年循環型社会のグランドデザイン検討・実現事業

循環型社会の構築

第1次循環計画
(H15年～)

第2次循環計画
(H20年～)

バックキャストिंग



2030年循環型社会グランドデザインから現在を振り返り、今後必要となる具体的施策につなげる。

2030年循環型社会のグランドデザイン

を目指す社会

- 物質循環を巡る社会像
- 物質循環の姿
- 各主体の役割

将来社会像とあるべき姿を組み合わせた循環型社会の像
そのときの各主体の役割等を示すことにより、**2030年循環型社会のグランドデザイン**を示す。

2030年の物質フローを定量的に解析するモデルの開発による具体的な姿

グランドデザイン実現に向けたロードマップの策定等を経て、**第3次循環型社会形成推進基本計画の見直し、循環型社会構築に向けた施策対策の企画立案に活かす。**

廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

1．事業の概要

第2次循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月閣議決定）に位置付けられた「地域循環圏」について、これまでの調査や検討成果を踏まえ、課題、評価の考え方及び推進施策等を盛り込んだ『地域循環圏の高度化・発展戦略』を策定する。

また、各地域で策定した地域計画を促進するため、革新性等を有する先進的な取組について、技術やシステムの高度化などモデル事業として支援するなど、循環型社会を低炭素社会、自然共生社会と一体的に構築していくために地域循環圏を総合的・計画的に実現する。

2．事業計画

（1）地域循環圏高度化、発展戦略策定

これまでに実施した廃棄物の適正処理、効率的・効果的な資源循環を前提とした「地域循環圏」の形成を推進するためのフィージビリティ調査及び地域計画策定のための調査を踏まえ、複層的な地域循環圏を念頭に地域循環圏を計画する際の評価指標、評価プロセス、ケーススタディについて論点整理を行い、望ましい地域循環圏のあり方と課題・方策や地域循環圏の評価の考え方及び推進施策の方向性を盛り込んだ『地域循環圏の高度化・発展戦略』を策定する。

（2）地域循環圏形成事業

地域循環圏の具体化に向け策定した地域計画に基づき、CO₂等の温室効果ガス排出量削減等にも寄与し、循環型社会ビジネスの活性化のため社会性・事業性・革新性を有する先進的な取組について、技術やシステムの高度化などモデル事業として支援するとともに、成果を優良事例として全国に情報発信する。

3．施策の効果

各地域において、構想段階から関係主体が連携・協働し、かつ、地域計画に基づく具体的な事業実施を行うことで、その地域の実情や循環資源の性質に応じた、きめ細かな地域循環圏を実現することが可能となる。また、エコタウン地域を中核とした地域循環圏を構築することで、循環型社会ビジネスの振興も含めた地域活性化に役立つ循環型社会の形成促進につながる。

地域循環圏高度化・発展戦略について

位置づけ

第2次循環型社会形成推進基本計画(平成20年3月閣議決定)

循環型社会の構築に向けた施策のポイントの一つとして、「地域循環圏の構築」が掲げられている。

地域循環圏の高度化及び発展を促進するための具体的な施策戦略として策定する。
中央環境審議会循環型社会計画部会の決定事項とする。

戦略イメージ

地域循環圏のあり方

・目的、活用の方向・可能性 等

地域循環圏を計画する際の視点・指標

・見込まれる環境負荷削減効果、経済効果、関係者の参加 等

現状

現状からの発展・高度化の方向

発展・高度化に向けた課題

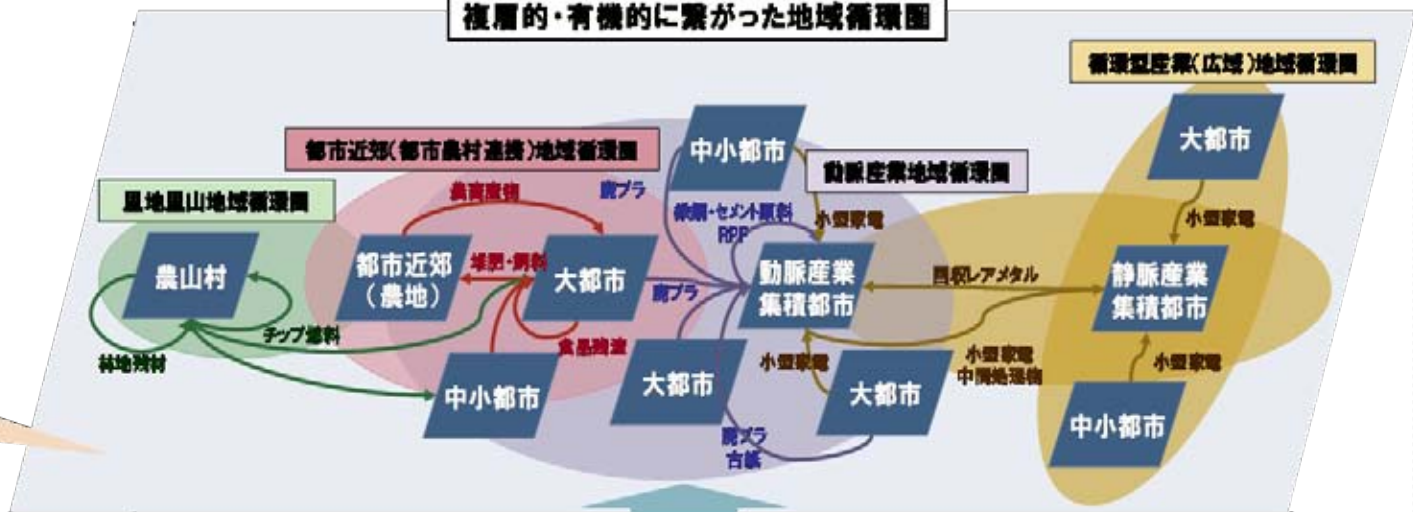
課題を踏まえた推進の基本指針(推進の柱)

具体的取組の提言

- 地域循環圏の高度化の方向性 -

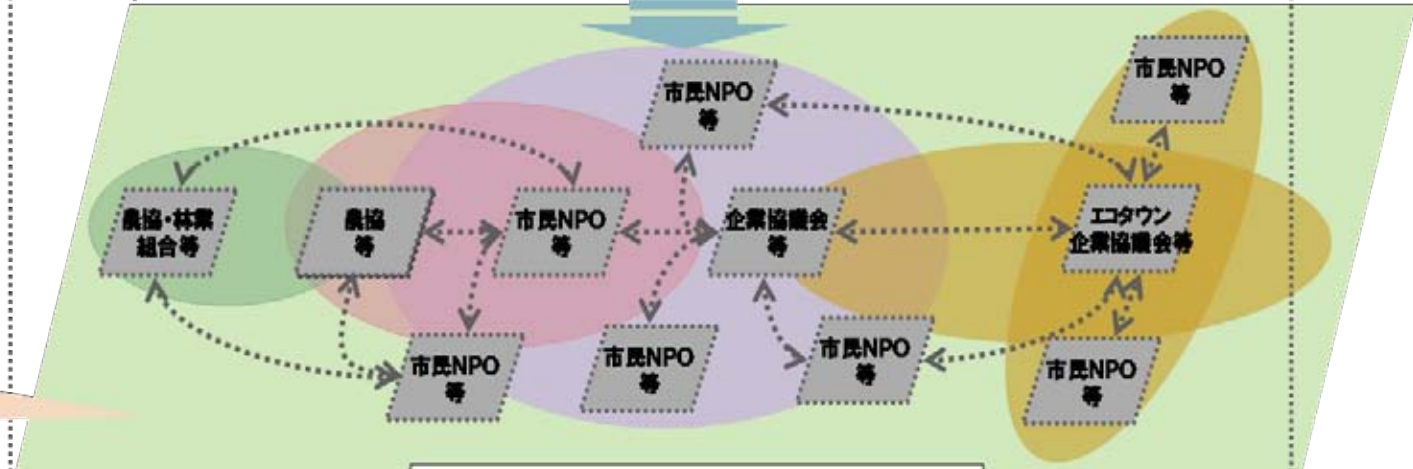
類型化した地域循環圏を複層的・有機的に繋げていくことで、多様かつ高度な循環(低炭素、資源の節約効果大、低コスト・高付加価値、高安定性等)を実現

複層的・有機的に繋がった地域循環圏



循環圏が複層的・有機的に繋がることにより、循環が多様化→効率化、安定化

地域循環圏を支える地域コミュニティ基盤



地域コミュニティ基盤の活用による循環の質的・量的向上→高品質化、安定化

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1．事業の概要

石綿やPCBなど、過去に使用されて製品中に残存する物質の適正処理が、後になって社会問題となる一方で、次々と新たな化学物質が製造・使用されている。

化学物質管理に係る近年の国際的動向として、水銀によるリスク削減のため法的拘束力のある文書（条約）の制定や残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約における新たな規制候補物質について議論されており、これら有害特性を有する化学物質等を含む廃棄物について、国際動向に対応し、適正な処理方策等について検討を進める。

また、新型インフルエンザに代表されるような新興感染症や在宅医療廃棄物等の感染性廃棄物等の適正処理についても、実態を踏まえた的確な対応を図る。

2．事業計画

(1) 水銀条約化対策

国内における現行の管理体制や処分方法等の技術に関する情報の整理を行うとともに、水銀条約化交渉の動向を踏まえて、我が国における余剰水銀や水銀含有廃棄物の環境上適正な処分方法等についての検討を行い、それを実行するための計画を立案する。

(2) 有害性が懸念される廃棄物の発生抑制・適正処理のためのライフサイクルマネジメントによる取組の推進

有害性や環境中への残留性の観点から一定の監視を要するとされている物質を中心に、廃棄時の環境リスクの観点から優先的検討項目リストを作成。

当該リストに従って、特別管理廃棄物への指定の是非、適正な処理方策等について、調査・検討を行う。

上記の検討結果を踏まえ、有害廃棄物の発生抑制・管理方策、関連する動静脈産業の連携促進施策についての調査・検討を行い、取りまとめる。

(3) マニュアル等に基づく取組実態フォローアップ

「在宅医療廃棄物の処理に関する手引き」等に基づく取組実態についてフォローアップを行い、必要に応じて見直し、改訂等の対応策を講じる。

3 . 施策の効果

環境中で有害性等が懸念される化学物質等の廃棄に伴うリスクを低減することにより、有害性が懸念される廃棄物による生活環境保全上の支障の発生などの社会問題化の未然防止を図り、安全・安心な社会を構築する。

(1) 水銀条約化対策

-水銀含有廃棄物の環境上適正な管理-

国内対策

現行の管理体制・処分技術
情報の整理

環境上適正な処理・処分
方法の検討



我が国における水銀含有
廃棄物の処理・処分対策

国際対策

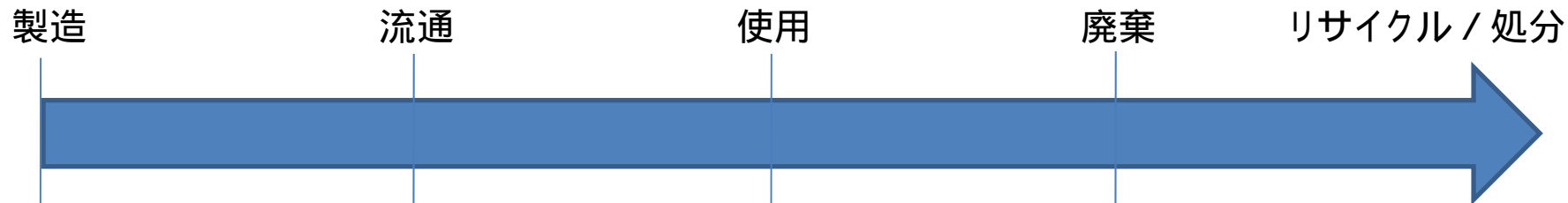
水銀条約化交渉の
最新動向等に基づく
バーゼル条約水銀廃棄物
管理技術ガイドラインの
修正・加筆作業



国際的な水銀含有廃棄物の
環境上適正な管理への貢献



(2) 有害性が懸念される廃棄物の発生抑制・適正処理のための ライフサイクルマネジメントによる取組の推進



有害な廃棄物の発生抑制・適正処理を可能とするシステムの構築(社会問題化の未然防止)
→ ライフサイクルでより一貫した対策を可能に

1 優先的検討物質の評価・選定
国内・海外において
製造・使用段階で
一定の監視を要するとされている化学物質を中心
に、廃棄時の環境リスク(発生量、適正処理困難性、
緊急度等)の観点から評価を行い優先的に検討すべき
物質を選定
Ex. POPs、化審法、水濁法、RoHS指令 ...

2 廃棄段階での適正な処理方策に係る検討調査
有害廃棄物に係る物性等基礎調査
有害廃棄物の特別管理廃棄物指定の検討
特別管理廃棄物等に係る適正な処理方法の検討
特別管理廃棄物の処理基準等の設定

3 ライフサイクルマネジメント推進に係る検討調査
ライフサイクル全体での発生抑制・管理方策
(Ex. 有害廃棄物を生じさせない製造工程、リサイクル容易な製品設計...)
関連する動静脈産業の連携促進施策 の調査・検討

PCB廃棄物適正処理対策推進事業

97百万円(107百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物対策課

1. 事業の概要

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進のため、PCB特別措置法に基づき保管事業者等から都道府県等に毎年度届け出されたPCB廃棄物の保管等の情報を集約することにより、全国の保管等状況を適切に把握する。

PCB廃棄物のうち、PCBを使用したトランス等で処理過程において漏洩のおそれがある物及び運搬が困難な物等、その処理が困難なPCB廃棄物の実態把握及び処理方策検討等を通じて、処理の本格化を図る。

PCBを使用していないとする廃電気機器等でその絶縁油が微量のPCBに汚染されたもの(微量PCB汚染廃電気機器等)及びその他の微量のPCBを含む廃棄物の処理について、中央環境審議会の取りまとめ報告を踏まえ、当該廃棄物の処理体制の整備等に必要な取組を推進する。

2. 事業計画

(1) PCB廃棄物データベースの構築・運営

- ・全国のPCB廃棄物の保管等状況に関する届出情報のデータベースを作成し全国のPCB廃棄物の保管量等を集計する。

(2) 処理困難なPCB廃棄物適正処理推進事業

- ・処理困難なPCB廃棄物の実態調査を実施するとともに、保管場所等での処理試験を実施し、当該廃棄物の安全かつ確実な処理の手順及び課題等を整理しとりまとめる。

(3) 微量PCB汚染廃電気機器等の適正処理推進事業

- ・微量PCB汚染廃電気機器等及び微量のPCBを含むその他の廃棄物について処理の実証試験を実施するとともに、絶縁油中の微量PCB簡易測定法について最新知見の収集等を行う。また、有識者からの意見を聴取しつつ、廃棄物処理法に基づく微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理認定に係る申請の審査を実施する。

3. 施策の効果

本調査の実施を通じて全国のPCB廃棄物の保管等状況の継続的な把握、処理困難なPCB廃棄物の安全かつ確実な処理の推進、微量PCB汚染廃電気機器等及び微量のPCBを含む廃棄物の安全かつ効率的な処理体制の構築が図られる。

PCB廃棄物適正処理対策推進事業

背景

PCB廃棄物の円滑かつ確実な処理に資する情報収集等

- ・ PCB特別措置法に基づく全国のPCB廃棄物の保管等状況の適切な把握の必要性

廃棄物の特性を踏まえた安全かつ効率的な処理の推進

PCBを使用した高圧トランス等のPCB廃棄物

日本安全事業株式会社による拠点的広域処理施設による処理

漏洩の恐れのあるもの、大型や設置場所等の制約から運搬が困難な物等の取扱が課題

微量PCB汚染廃電気機器等

中央環境審議会における処理方策に関するとりまとめ報告を踏まえた取組

無害化処理認定の審査、処理の安全性確認の実証、簡易測定法の活用等の必要性



トランス

事業内容

PCB廃棄物データベースの構築・運営

- ・ 全国のPCB廃棄物の保管等状況に関するデータベースの作成及び届出情報の集計・公表等

処理困難なPCB廃棄物の適正処理推進事業

- ・ 処理困難なPCB廃棄物の実態調査及び保管場所等での処理試験の実施
- ・ 安全かつ確実な処理に必要な手順及び課題の整理

微量PCB汚染廃電気機器等の適正処理推進事業

- ・ 微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理実証試験の実施及び知見の整理等
- ・ 廃棄物処理法に基づく微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理認定に係る申請の審査等
- ・ 絶縁油中の微量PCB簡易測定法の活用の推進に係る知見の収集等

クリアランス廃棄物管理システム整備費 20百万円(18百万円)

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の概要

クリアランス制度とは、原子力施設の解体や研究施設等から発生する放射性物質に汚染された物質のうち、放射線防護の観点から安全上問題がないクリアランスレベル以下であることが確認されたもの(クリアランス物)については、再生利用または通常の廃棄物として処分することを可能とする制度である。既に平成17年度の原子炉等規制法の改正により導入されているほか、本年5月に放射線障害防止法が改正され、2年以降の施行が予定されている。

クリアランス制度においては、クリアランス物の適正かつ円滑な処理を確保するため、制度運用に関する主務大臣への意見陳述など環境大臣の関与が法律上位置づけられている。本制度の導入にあたっては厳格な運用が求められており、環境省においては、関係省庁等との情報共有や排出されたクリアランス物のトレーサビリティを確保するための管理システムを運用するとともに、万一の事態が発生した場合の地方環境事務所による立入検査等を行うこととしている。

2. 事業計画

(1) 原子炉等規制法に基づくクリアランス物管理システムの運用

関係者と情報を共有し、クリアランス物に関する疑義が生じた場合等に、即座に履歴確認が出来るよう情報管理システムの情報登録、保守管理を行う。また、排出されるクリアランス物の性状や排出状況、取扱い形態に応じて、管理システムの改良や運用方法の変更を行う。

(2) 放射線障害防止法に基づくクリアランス物管理システムの運用

放射線障害防止法に基づき、クリアランス制度が導入されることとなったため、平成22年度に原子炉等規制法における情報管理システムをベースとした情報管理システムを新たに導入し、平成23年度より運用する。

(3) 放射線測定機器の調達・点検整備

地方環境事務所が立入検査時に用いる個人用線量計を購入し、また、放射線測定機器について点検整備を行う。

(4) 危機管理マニュアルの作成・運用等

地方環境事務所が立入検査する際に、高レベル放射線廃棄物の混入等の万一

の事態が発生した場合等に対応するための危機管理マニュアルの作成及び必要な改訂を行う。

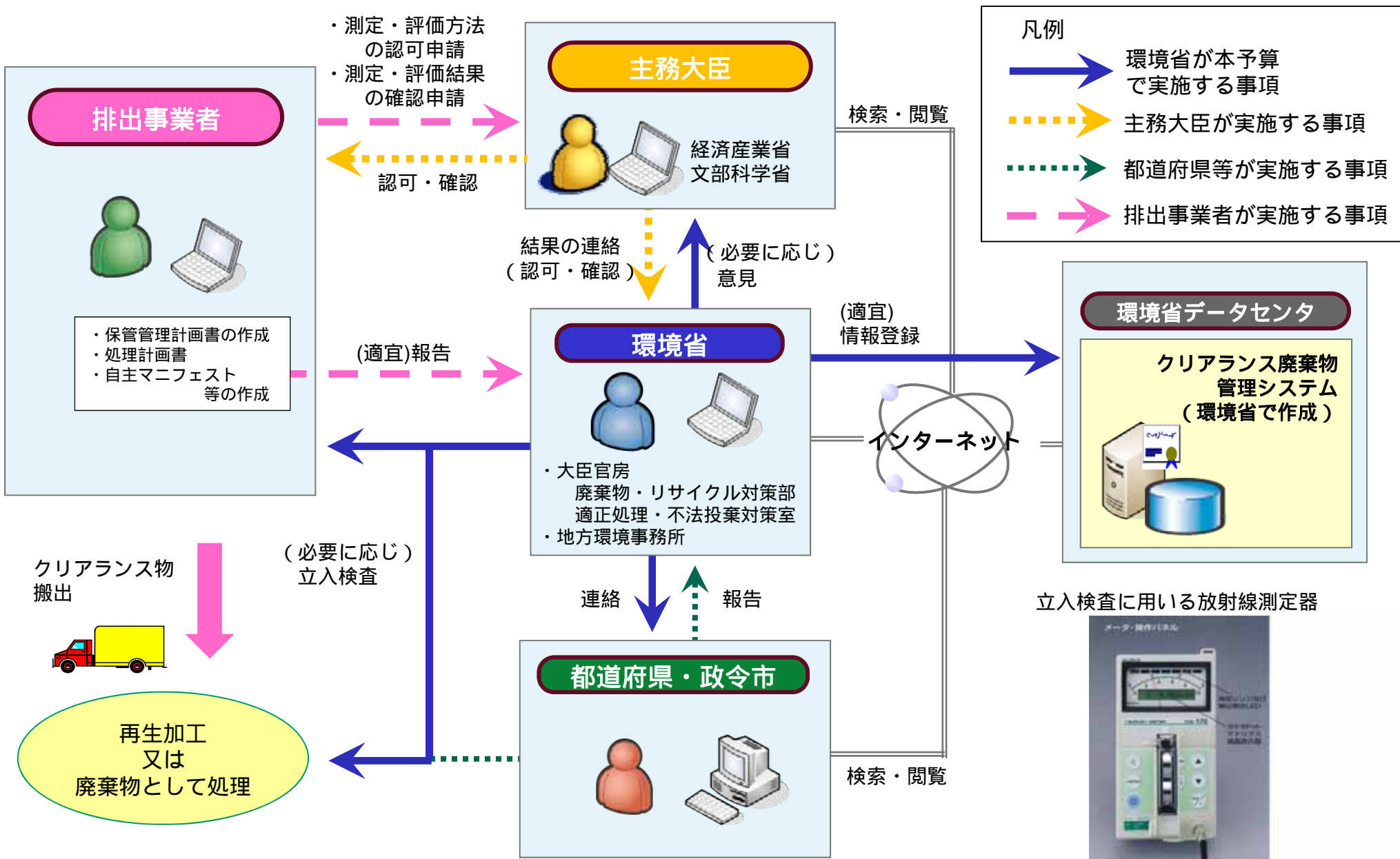
(5) 立入検査の実施に必要な技術の習得

立入検査を行って、クリアランス物の保管場所、中間処理施設、最終処分場等において、クリアランス物が適切に保管・処理・処分されていることを確認する。また、放射線の知識、測定機器の取扱及び万一の事態における対処方法等についての研修を実施し、立入検査の実施に必要な技術を習得する。

3. 施策の効果

クリアランス物のトレーサビリティを確保し、万一の事態への迅速かつ適切な対応を図る体制を整備することにより、クリアランス制度の社会的受容性が高まり、クリアランス制度の適正かつ円滑な運用が可能となる。

クリアランス廃棄物管理システム整備費



産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金

3,670百万円（3,670百万円）

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1．事業の概要

平成9年の廃棄物処理法改正により、環境大臣が指定する「産業廃棄物適正処理推進センター」に基金を設けて産業界からの自主的な出えんを求め、投棄者不明等の場合に生活環境保全上の支障の除去等の事業を代執行する都道府県等に資金の支援を行う制度が創設された。

また、平成9年の廃棄物処理法改正の施行日である平成10年6月17日より前に起きた不法投棄等事案に係る支障の除去等を計画的かつ着実に推進するため、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」が施行された。

本補助金は、これら不法投棄等の事案による生活環境保全上の支障の除去等の事業を行う都道府県等に対し、必要な経費を補助するものである。

2．施策の効果

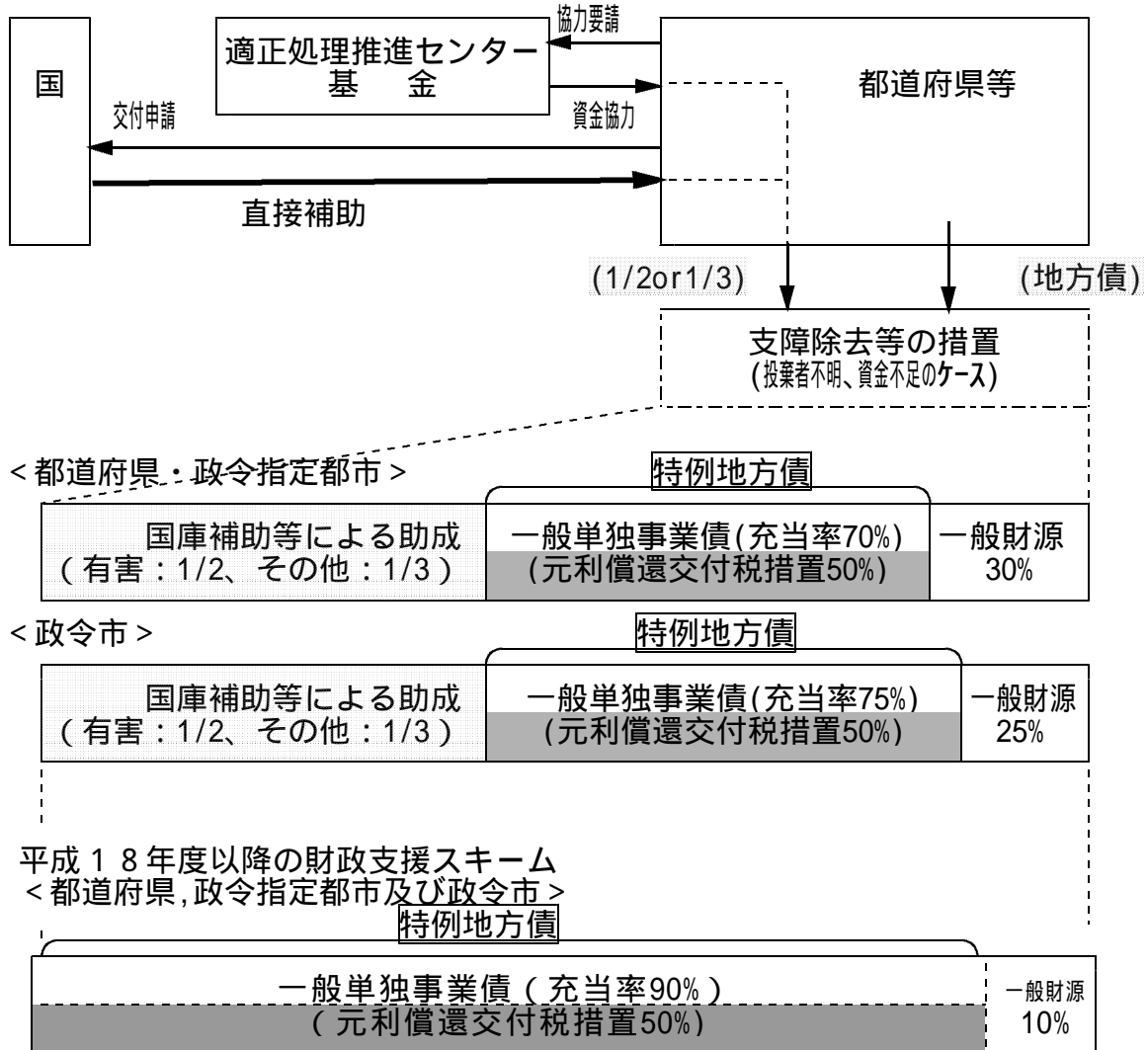
本補助金により、都道府県等による生活環境保全上の支障の除去等の事業が計画的かつ着実に行われることで、生活環境保全上の支障又はそのおそれのある産業廃棄物の不法投棄等の事案の減少及び産業廃棄物処理に対する国民の不信感の払拭や不安の解消が図られる。

3．備考

- | | |
|------------------------|----------|
| ・ 廃棄物処理法による基金補助 | 170百万円 |
| ・ 特定産業廃棄物支障除去等特措法による補助 | 3,500百万円 |

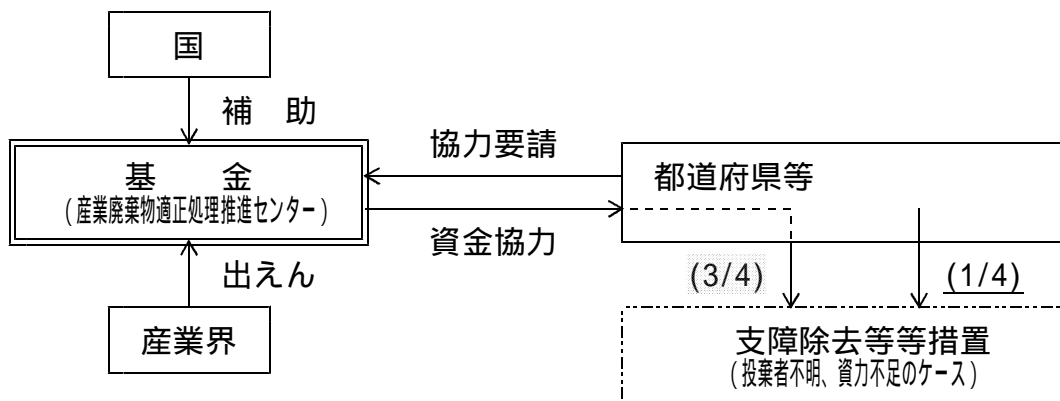
財政支援スキーム

1. 産廃特措法による基金スキーム【平成10年6月16日以前の不法投棄等】



(注) 平成18年度以降は、「三位一体の改革」に基づき、当該補助金のうち新規の原状回復対策事案に係る分が税源移譲に結びつく補助金として廃止され、併せて起債の特例措置については充当率が90%に引き上げられた。
 また、平成17年度までの対象事案についても、平成21年度からは一部を国から直接補助することとなった。

2. 廃棄物処理法による基金スキーム【平成10年6月17日以降の不法投棄等】



* 産業界：国：都道府県等 = 2：1：1

* 都道府県負担分(1/4)に対し、特交措置(算入率0.8)

水俣病総合対策関係経費等

12,510百万円(11,591百万円)

環境保健部企画課特殊疾病対策室
水俣病発生地域環境福祉推進室

1. 事業の概要

平成21年7月に成立し、公布・施行された「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置等の円滑な実施に向け必要な措置を講ずる。

また、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため、医療と地域福祉を連携させた取組を進めるほか、環境保全と地域のもやい直しの観点からの施策を推進する。

さらに、水俣病の経験と教訓を引き続き国内外に発信する。

2. 事業計画

(1) 水俣病被害者の救済のための措置

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置の方針に従い、円滑に救済策を実施するために必要な措置及び医療費・療養手当の支給、健康不安者への検診等の事業を行う。

水俣病被害者等医療費等支給事業

水俣病被害者等手当支給等事業

健康管理事業

水俣病被害者救済円滑化事業

(2) 医療・福祉及び地域振興に関する施策

水俣病発生地域における医療・福祉対策及び「もやい直し」・地域の振興を目指す多彩な活動を推進する。

胎児性水俣病患者や高齢化した水俣病被害者等の地域生活を支援する事業

離島等における医療・福祉レベルの向上のための事業

慰霊行事や地域のもやい直しを推進する事業

等

(3) その他

以下の事業を引き続き実施する。

- ・ 公害医療研究事業
- ・ 水俣病検診機器整備事業
- ・ 水俣病国際貢献推進事業
- ・ チッソ(株)に対する支援措置

3 . 施策の効果

すべての水俣病被害者が安心して暮らしていける環境づくり、もやい直しの推進、水俣病のような問題を二度と起こさないための教訓の伝達・継承に資する。

環境保健部企画課石綿健康被害対策室

1. 事業の概要

石綿健康被害救済制度における医学的判定を通じて、中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会に多くの、石綿健康被害に関する医学的情報が集められている。現時点においては医学的情報が紙媒体でしか蓄積できないことから、この貴重な医学的資料を二次利用可能な形で集約することが求められている。

特に、病理形態情報については、国際的にも類を見ない数の症例が集まるが、判定終了後には病理標本を医療機関に返却する必要があるため、数多くの判定を行っているにも関わらず、知見の集積が不可能であり、中皮腫症例の調査研究事業や医療機関への診断支援還元事業の実施が困難となっている。

本施策では、医学的判定のために提出された資料を段階的に電子情報として蓄積し、審議結果も併せた詳細なデータとして管理できる医学的統合データベースシステムを構築することにより、医学的判定業務の迅速な運営及び集約された医学的知見の有効活用を図ることを目的とする。

また、中皮腫認定症例中には、必ずしも石綿起因と考えられないものもあることが、5年間の制度運用の中で明らかとなってきたことから、若年発症症例や石綿ばく露歴が不明な症例について、組織学的な特徴、発生部位等を解析することで、石綿起因性との関連について明らかにする。

2. 事業計画

区 分	23	24	25	26	27
石綿関連疾患統合データベース構築事業					
バーチャルスライドによる病理形態情報の電子化・保存		→			
放射線画像情報の電子化・保存		→			
医学的統合データベースシステムの構築			→		
(医学的判定結果データベースシステムの運用)					→

3. 施策の効果

- (1) 石綿関連疾患の医学的判定に用いた資料の適切な管理や保存が可能となる。
- (2) 石綿関連疾患の医学的解析の基礎資料として、判定水準の質の向上、審査の迅速化等が可能となる。
- (3) 個々の申請事案についての医学的情報を分析することで、医療機関が診断の際に陥りやすい問題点などを明らかにすることが出来るようになる。
これを基にしたフィードバック事業等を通じて、医療機関の診断水準を向上することで、より効率的で迅速な救済が可能になる。
- (4) 石綿起因性の評価について、より適切な評価基準が設定可能となる。

石綿関連疾患統合データベース構築事業

(バーチャルスライドによる病理形態情報の電子化・保存)

現行の病理検鏡における問題点

- ・医療機関へ標本を返却するため、判定の根拠となった重要な資料が残らない。
- ・組織の形態的特徴に関する情報が蓄積できないため、将来的な研究に応用できない。
- ・検鏡が審査当日に限られ、かつ複数の者で同時検鏡できないことから、長時間の審議となる。
- ・審査に参加しない委員が知見を共有できず、判定水準にばらつきが生じている。
- ・配送時等の破損事故が生じており(年10件程度)、医療機関との信頼関係が大きく阻害される。

バーチャルスライドによる改善

- ・標本情報を電子データとして、管理・保存できる。
- ・調査研究、医療機関への適切なフィードバックのために活用できる。
- ・委員の事前検鏡による、効率的な審議会運営が可能になる。
- ・判定困難事例の共有でき、委員間の判定水準を均てん化できる。
- ・物理的に標本を提出する必要がなく、医療機関の協力が得られやすい。(破損事故の減少。)



茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業費

106百万円（110百万円）

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

1. 事業の概要

茨城県神栖市においては、通常自然界には存在しない有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸による環境汚染に起因すると考えられる健康被害が生じているが、ジフェニルアルシン酸による環境汚染を通じた人への影響等については、十分な科学的知見に乏しく、かつ、早急な対策が求められている状況にある。このような状況を踏まえ、ジフェニルアルシン酸による汚染が確認された井戸の水を飲用に供していた住宅に居住し、又は居住していた者であって、ジフェニルアルシン酸のばく露が確認された者（対象者）に対して、引き続き医療費等の給付及び健康管理調査等を実施するとともに専門家による調査研究を継続する。

2. 事業計画

事業内容	15～20年度	21年度	22年度	23年度～
医療費等の給付	→			→
健康管理調査等の実施	→			→
小児支援体制整備事業		→		→
調査研究の実施	→			→

3. 施策の効果

対象者に対して、健康診査を行うとともに、医療費等を支給することにより治療を促し、著しいばく露を受けたと認められる者に対して、病歴、治療歴等に関する調査等を行うことにより、発症のメカニズム、治療法等を含めた症候及び病態の解明を図り、もって、その健康不安の解消等に資する。

茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業

< 趣旨 >

神栖市における有機ヒ素化合物(ジフェニルアルシン酸)のばく露が確認できる者に対し、健康診査を行うとともに、医療費等を給付することにより、治療を促すことを通じて、当該者に係る症候及び病態の解明を図り、もってその健康不安の解消等に資する。

< 対象者 >

有機ヒ素化合物汚染井戸飲用住宅への居住要件を満たし、毛髪・爪検査等によりばく露が確認された者

専門家による検討会
(環境省)の審査を経て
確認

< 実施状況 >

申請受付開始日
平成15年6月30日

対象者数等
(平成22年12月16日現在)

医療手帳対象者 153名
(累計 157名)
うち健康管理調査対象者 29名

申請者数 565名
申請棄却者 408名
分析調査中等 0名

事業見直し等

・平成18年6月7日
平成18年度第1回臨床検討会
での意見を踏まえ、当初3年間実
施とされていた健康管理調査の
継続を決定

・平成20年5月22日
平成20年度第1回臨床検討会
での意見を踏まえ、平成20年7月
以降も事業を3年間継続すること
を決定

< 給付内容 >

医療手帳の交付

- ・医療費(自己負担分を公費負担)
- ・療養手当(通院:月15,000円、
入院:月25,000円)(併給なし)
- ・健康診査(年1回)(公費負担)

特に汚染の著しい井戸水の飲用者

→健康管理調査の実施(健康状態等に係る報告票の提出による調査を実施、病歴、治療歴等の調査を初年度に実施)

なし
入院歴

- ・健康管理調査費用(月20,000円)
- ・健康管理調査協力金(300,000円)【初年度当初】

あり
入院歴

- ・健康管理調査費用(月20,000円)
- ・健康管理調査協力金(700,000円)【初年度当初】

< その他 >

小児支援体制整備事業の実施

H20.6.30 ~
(医療手帳の交付を受けた15歳以下の者のうち、親権者等からの申請があった者を対象)

一人一人の成長過程に応じた支援体制を整備するため、医療・発達・教育・福祉等の多角的な観点から、支援の実施について調整を行う

公害等調整委員会での裁定及び臨床検討会での検討、事業の見直し等により変更となる可能性がある。

有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策

284百万円(284百万円)

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

1. 事業の概要

茨城県神栖市では、有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸を高濃度に含む巨大なコンクリート様の塊が発見されており、このコンクリート様の塊や周辺の高濃度汚染土壌を掘削・除去し、その処理を平成20年3月までに完了したところである。

しかしながら、汚染源周辺地域では、現在も地下水から1mg/L(ヒ素換算値：環境基準の100倍)以上の有機ヒ素化合物が依然として検出されるなど、高濃度の有機ヒ素化合物による汚染が確認されている。

このような状況を踏まえ、汚染源周辺地域を対象として、汚染地下水の処理による高濃度汚染対策を実施するものである。

また、対策終了後は高濃度汚染地下水処理施設の撤去及び土地の形状の原状回復を行う。

2. 事業計画

高濃度汚染対策は、平成15年12月の閣議決定に基づく対策の一環として、地域及び期間を限定して集中的に実施するものであり、平成20年度において、揚水による効果的な対策手法についての検証を終え、平成21年度より、汚染地下水を継続的に揚水し、その処理を実施している。

平成20年度～23年度 A井戸近傍において高濃度汚染対策を実施

3. 施策の効果

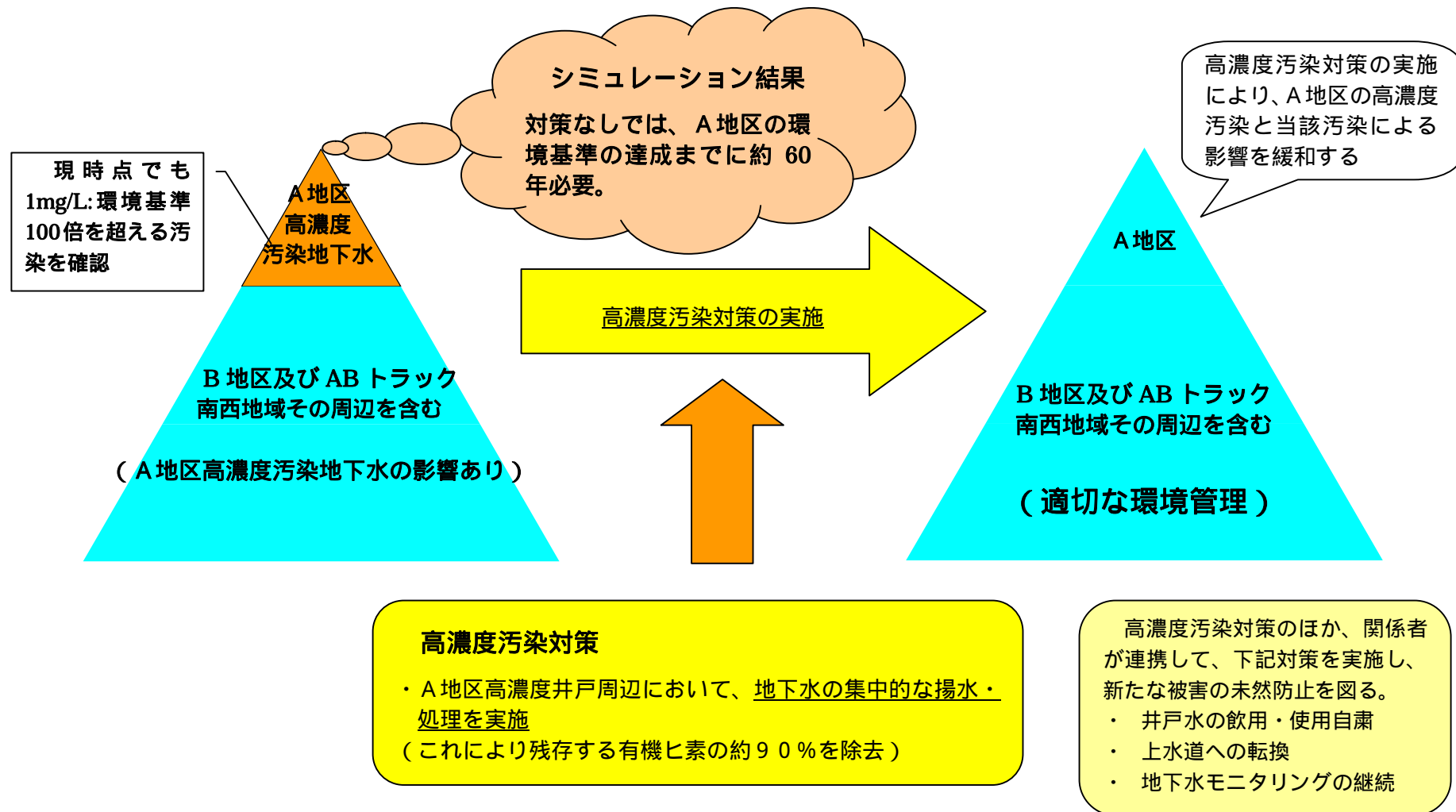
シミュレーションによれば、高濃度汚染対策を実施することにより、A井戸近傍の地下水中に残存している有機ヒ素化合物の約90%を除去することが可能とされている。

また、汚染地下水は、主として深層部の地下水の流れに沿って移動していることが確認されているが、高濃度汚染対策を実施することにより、これらの移動・拡散する有機ヒ素化合物の量を大幅に減らすことができ、健康被害の未然防止に資する。

有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策

A井戸周辺地域で確認されている高濃度の有機ヒ素汚染地下水について揚水・処理を行い、新たな被害の未然防止を図る。

対策終了後は高濃度汚染地下水処理施設の撤去及び土地の形状の原状回復を行う。



水・大気環境局大気環境課

1．事業の概要

有害大気汚染物質については、今年度に有害大気汚染物質に係る物質リストの見直しを実施する予定であることや、優先取組物質の一つである水銀の管理についての条約制定に向けての議論が開始されたこと、ストックホルム条約に基づく国内実施計画の改定が予定されていることから、より一層の排出抑制対策の推進を行う必要がある。

これらの状況を踏まえ、大防法第18条の22第3項に基づき、事業者による排出抑制の措置を促進し、地方公共団体の施策をさらに推進するため、排出抑制技術等に関する情報の収集・普及を行い、現在国内で広く利用可能な最良の技術を集積し、B A T (Best Available Technology) に係るガイドラインを作成する。

また、環境目標値を達成するための事業者の目安となる排出量抑制目標の算出方法に係る調査・検討を行い、地域における排出抑制対策を支援する。

2．事業計画

調 査 項 目	H22	H23	H24	H25
・有害大気汚染物質排出抑制対策推進事業				→

3．施策の効果

事業者の自主的取組を推進し、事業者と地方公共団体の連携による排出抑制対策を支援することにより、地域における有害大気汚染物質の効果的な管理の改善を推進する。

水銀条約等有害大気汚染物質対策に係る新たな取組

背景

新しい有害大気汚染物質の選定

平成22年度に最新の科学的知見に基づく有害大気汚染物質に係る物質リストの見直しを予定。

水銀条約制定に向けた政府間交渉の開始

水銀管理のための国際条約制定に向け、平成22年から政府間交渉会議が開催され、平成25年までに条約が制定される予定。

ストックホルム条約に基づく国内実施計画の改定準備

平成24年までに国内実施計画を策定する予定。

有害大気汚染物質対策をさらに推進する新たな取組が必要

以下の取組を新たに実施

BATガイドラインの作成・評価

・優良事例の収集や事例集の作成から一歩進み、現在国内で広く利用可能な最良の技術を集積し、BAT(Best Available Technology)に係るガイドラインを作成し、その排出量削減効果の定量的評価を実施する。

排出量抑制自主目標の設定

・環境目標値を達成するために、個々の事業者が目安となる排出量を自ら設定できるよう、算出方法の調査・検討を実施。

事業者における有害大気汚染物質の自主的な排出抑制対策を支援・推進

1. 事業の概要

微小粒子状物質（以下「PM2.5」という）については、平成21年9月に環境基準が設定された。これに基づき、平成22年3月には、地方自治体の測定局の設置の考え方等を示す事務の処理基準を改定し、今後3年を目処に、地方自治体を含むPM2.5の常時監視（モニタリング）体制の整備を図ることとした。

今後は、全国的なPM2.5のモニタリング体制の整備のため、地方自治体におけるモニタリング監視体制の整備の支援等を行うとともに、発生源や生成機構の把握及び対策の検討を行う必要がある。

このため、国設大気測定所における試験的なモニタリングに必要な機器の整備や自動測定機と標準測定法の等価性に係る試験を継続的に行うとともに、PM2.5の成分分析にも新たに取り組む。

また、発生源に関する調査を実施し、その結果とモニタリングの結果を踏まえて、PM2.5の発生源の寄与割合の把握及びシミュレーションモデルを用いた将来推計を行い、PM2.5対策の検討を行う。

2. 事業計画

調査項目	H22	H23	H24
(1) 大気環境モニタリング			
・ 試験的モニタリング（継続）			→
・ 成分分析（新規）		→	
・ 自動測定機の等価性評価に係る並行試験（継続）			→
(2) 発生源・生成機構の把握、対策の検討			
・ 発生源インベントリ調査（継続）			→
・ 発生源周辺調査（継続）			→
・ 発生源寄与割合の把握（新規）		→	
・ シミュレーションモデルの構築（継続）			→
・ 対策の検討（継続）			→

3. 施策の効果

全国的なPM2.5のモニタリング体制の構築の結果、国及び地方自治体による測定の実施、発生源寄与割合の把握及びシミュレーションモデルを用いた将来推計に基づいたPM2.5による大気汚染対策の強化が期待される。

微小粒子状物質（PM2.5）総合対策費

背景

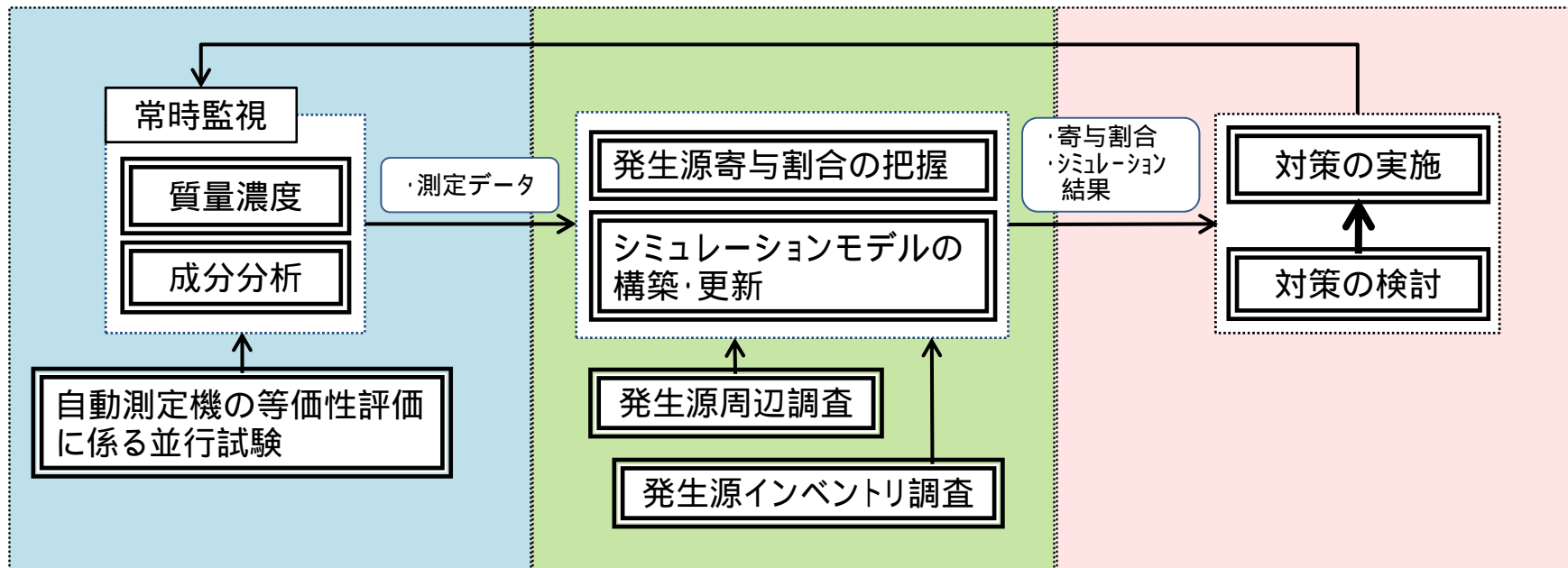
- ・PM2.5の健康影響に関する懸念
- ・欧米におけるPM2.5の環境目標値の設定

現状

- ・PM2.5の健康影響評価の検討
- ・大気環境モニタリングの試験的な実施



H21年9月に
環境基準を設定



PM2.5による大気汚染対策の強化

水・大気環境局大気環境課

1. 事業の概要

石綿（アスベスト）は、大気汚染防止法（以下「大防法」という。）においては、飛散性が高いことから、吹付けアスベスト等を特定建築材料として指定し、吹付けアスベスト等が使用されている建築物の解体工事等を対象として作業基準を定めているところである。

近年、アスベストによる健康被害が社会問題化したこと等により、石綿製品製造工場は廃止された。従って、今後は建築物の解体工事等が主な発生源となっていくことから、建築物の解体工事等を中心に大気汚染の状況を引き続き把握するとともに、環境モニタリング手法（アスベストモニタリングマニュアル）とその測定結果の評価等に関する検討を行う。

また、現行の大防法では規制対象外のアスベスト含有成形板等の解体時における飛散状況の把握を行う。そして、国会等において、建築物の解体時に法律上必要な届出がなされていない事例があるという指摘があることから、モデル自治体を選定し、全ての建築物の解体現場等を調査することで、解体等の現場の実態（未届現場におけるアスベストの有無、作業基準の遵守状況等）を確認し、改善が必要な事項について対策を検討する。

さらに、我が国がこれまで培ってきた技術や知見をアジア諸国に移転する事により、アジア諸国におけるアスベストによる大気汚染防止に資する。

2. 事業計画

調 査 項 目	H22	H23	H24	H25
・アスベスト濃度モニタリング事業				→
・アスベスト飛散防止対策調査事業				→
・アスベストの飛散防止に関するモデル事業				→
・アジア諸国における石綿対策技術支援事業				→

3. 施策の効果

大気汚染の状況を把握し、国民に情報提供を行うことで国民の有する不安への対応を行うことができる。また、効果的な環境モニタリング手法とその測定結果の評価方法等を検討するにより、アスベストの大気への飛散の有無と汚染状況を効果的に把握できる。さらに、モデル自治体が解体現場等の調査を幅広く行うことで、大防法の遵守状況を把握することができ、今後のアスベスト飛散防止対策に資することができる。

アスベスト飛散防止総合対策費

目的

アスベストによる、**健康被害の未然防止対策**を推進する。

事業内容

大気汚染状況の把握

○アスベストによる大気汚染の状況を把握するとともに、測定方法の開発と測定結果の評価手法等を検討する

排出抑制対策の検討

○現行の大気汚染防止法では、規制対象外のアスベスト含有成形板等のアスベスト含有建材の解体時における飛散状況の把握を行う。
○「モデル自治体」において解体現場等を調査し、大気汚染防止法の遵守状況等を検証する(新規)。

国際貢献

○我が国が、これまで培ってきた技術や対策等の経験を活かして、各国におけるアスベスト対策の施策展開を支援する。

新規

アスベストの飛散防止に関するモデル事業

国会等において、アスベストを建築物から除去する際に大気汚染防止法上必要な都道府県知事等に対する届出がなされていない事例が存在する旨、指摘されている。

モデル自治体の選定

モデル自治体の条件
建築物の解体現場等において、立入検査権限及び測定を義務付けている条例を整備している自治体

解体現場等を調査し、未届現場におけるアスベストの有無、作業状況の遵守状況等を検証する

水・大気環境局大気生活環境室

1．事業の概要

近年、風力発電施設からの低周波音問題が社会的に注目されているとともに、風力発電施設をアセス法対象施設に追加することについて検討する予定であり、風力発電施設からの騒音・低周波音についての調査・予測・評価手法の検討・整理を行う必要がある。また、諸外国の規制手法と我が国の状況を踏まえ、風力発電施設からの低周波音対策ガイドライン（仮）を作成する。

2．事業計画

	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
風力発電施設からの騒音・低周波音の測定評価手法及び予測手法の検討に係る実態調査				
低周波音対策ガイドライン（仮）の作成				
低周波音測定評価方法講習会の実施				

3．施策の効果

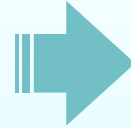
風力発電施設からの騒音・低周波音について、適切な方法で環境影響評価が行われる。

対策ガイドラインを用いることにより、今後建設される風力発電施設からの騒音・低周波音に係る苦情の発生をあらかじめ回避できる。

低周波音の影響に関する検討

背景・目的

温室効果ガスを2020年に25%削減するためには風力発電施設の着実な導入が求められている。



風力発電施設からの低周波音問題がマスコミや国会等で取り上げられ社会的に注目されており、これから設置される施設からの**低周波音問題の解決が喫緊の課題**である。

平成20年度

諸外国の事例調査

- ・低周波音の規制はないが騒音の規制はなされていた
- ・セットバックの1事例あり

平成21年度

苦情発生施設の実態把握調査

- ・愛知県豊橋市
- ・愛知県田原市
- ・愛媛県伊方町

戦略的公募研究平成22年度～

人への影響評価研究

- ・全国調査(情報収集)
- ・詳細調査(現地調査)
- ・被験者実験

平成22年度までの取組み

平成23年度以降の取組み

風力発電施設に係る低周波音対策ガイドラインを作成

- ・風の影響を考慮した風車特有の測定、予測、評価方法
- ・諸外国事例の適用可能性を検討

アセス法への風力発電施設の追加を検討

効果

・アセス法に追加予定される風力発電施設の騒音・低周波音の影響について、調査、予測、評価することができる。

スケジュール

- ・諸外国の規制、ガイドライン調査(平成20年度)
- ・苦情の発生している風力発電施設の実態把握調査(平成21～23年度)
- ・低周波音対策ガイドラインの作成(平成22～23年度)

自動車等大気環境総合対策費（うち将来対策検討費）

246百万円（202百万円）

水・大気環境局自動車環境対策課

1. 事業の概要

自動車等の移動発生源について、大気環境基準の達成状況を評価しつつ、自動車NOx・PM法やオフロード法等の制度の点検・見直しを適切に行うことにより、大気環境基準の達成に向けた総合的な対策を推進し、併せて温室効果ガスの効果的な削減を図る。

自動車については、自動車NOx・PM法に係る次期枠組みの検討に向けて、本年7月に「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について」中央環境審議会に諮問を行った。平成22年度が同法に基づく総量削減計画の目標年次となるため、大気汚染物質の将来予測等の必要な調査検討を行って、平成23年度内を目途に同計画の速やかな改定を行うとともに、法の規定に基づく制度全体の点検を行い、自動車大気汚染対策の次期枠組みについて、法の見直しの必要性も考慮しつつ検討を行う。

オフロード車については、平成23年にオフロード法施行5年の最初の見直し検討時期を迎えることから、規制効果の検証を行いつつ、地域主権大綱に基づく立入検査体制の見直しを踏まえ、法令見直しに係る検討を実施する。また、平成23年のPM規制強化に続く同26年のNOx規制強化に適切に対応するため、技術課題の検討、情報管理システムの改修等を行い、より効果的、効率的な規制実施を目指す。

船舶及び航空機については、NOx、SOx等排出ガスの排出量の推計や環境影響の調査から現行規制及び今後の段階的な規制強化による効果の検証を行うとともに、諸外国の新たな規制強化等の動向を調査して、我が国における船舶・航空機排出ガスによる環境への負荷の軽減を図るための規制や対策の調査・検討を行う。

2. 事業計画

項 目	H22	H23	H24
将来対策検討費			
ア 自動車大気汚染対策次期枠組み検討調査			→
イ オフロード特殊自動車排出ガス対策事業 (オフロード法施行5年法令見直し(効果検証含む)) (地域主権大綱に基づく立入検査体制強化検討) (規制強化に係る技術課題検討)	→ →	→	→
ウ 船舶・航空機排出ガス対策検討調査 (諸外国における動向調査) (排出ガス量推計・規制による環境影響検討)	→	→	→

3. 施策の効果

二酸化窒素(NO2)及び浮遊粒子状物質(SPM)に係る大気環境基準の達成、併せて関連する対策の推進に伴う移動発生源からの温室効果ガスの削減を図る。

自動車大気汚染対策次期枠組み検討調査

自動車NOx・PM法（平成13年制定 平成19年改正）
 対策地域における車両の保有制限（車種規制）
 国の総量削減基本方針・都府県の総量削減計画に基づく各種施策

自動車に起因する大気汚染防止のための特定地域における規制

H22年度

基本方針・計画における
目標年次

平成19年改正法附則第2条に基づく法・規定の見直し

政府は、(中略)目標の達成状況に応じ、(中略)法の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

H23年度

基本方針・計画及び
法の見直しが必要

平成22年7月
中央環境審議会に諮問

H22年度内の
基本方針の改定

自動車大気汚染対策の次期枠組みについて検討
 (次期総量削減計画の策定、自動車NOx・PM法の見直し等)

最新の環境濃度の動向や環境基準達成率等の解析・評価
 自動車からの大気汚染物質の将来排出量の予測
 施策の進捗及び効果の把握、追加施策の検討 など

次期総量削減計画の策定

H24年度～

追加対策の詳細検討、対策全体の次期枠組みの提案

法の見直しにあたっての検討
の調査の実施

大気環境の更なる改善・大気環境基準の達成

オフロード特殊自動車排出ガス対策事業

(オフロード法の見直し・地域主権に向けた調査・検討、情報管理システム改修)

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(通称オフロード法)(平成18年4月施行)

課題

中環審答申に基づく
排出ガス規制強化対応

使用過程車の排出ガス
性能維持等諸問題

型式届出・承認審査等
業務の効率的な運用

H22年度

- ◆規制強化に係る技術課題検討
(PM規制強化(H23)実施準備)
- ◆法施行5年見直し関連プレ調査

- ◆使用燃料実態調査
- ◆立入検査技術検討等業務

- ◆オフロード法情報管理システム改修検討(規制強化対応)

H23年度

対応事項

オフロード法施行5年における法令見直し
地域主権戦略大綱に基づく立入検査体制の見直し
PM規制強化適用開始、NOx規制強化(H26)適用準備開始
規制強化に対応した情報管理システム改修

法改正(H24
通常国会)等

- ◆オフロード法規制効果検証
(型式届出等実績、適合車普及状況、大気環境改善状況等…)
- ◆制度見直しに係る検討

- ◆NOx規制強化(H26)に係る技術課題検討

- ◆地域主権戦略大綱に基づく立入検査体制強化に係る検討

- ◆オフロード法情報管理システム改修実施
(規制強化対応)
+ 改修後ソフトウェア保守
(5カ年国債セット)

H24年度

- ◆改正法令フォローアップ業務
- ◆NOx規制強化(H26)実施準備

- ◆地域主権戦略大綱に基づく立入検査体制強化に向けた準備

- ◆システムハードウェア更新
(4カ年国債セット)

オフロード法に係る、より効果的・効率的な規制の実施 → 大気環境の更なる改善

1. 事業の概要

我が国の大気汚染の状況については、自動車排出ガス規制の強化等、種々の大気汚染防止対策が講じられ、改善傾向にあるものの、自動車NOx・PM法に基づく対策地域の一部等においては、環境基準が達成されていない測定局があることから、今後も引き続き排出ガス規制の強化を検討する必要がある。また、微小粒子状物質（PM2.5）や未規制物質についても、排出実態を把握し、必要に応じ対策を検討する必要がある。

自動車交通騒音についても、環境基準の達成状況は概ね横ばいの傾向であり、苦情も後を絶たない状況であるため、自動車単体への騒音規制の強化を検討する必要がある。

本事業では、以下のとおり自動車排出ガス低減対策及び騒音対策に係る実態調査を実施し、今後の規制の強化等について、その効果の評価等を踏まえ、検討を行う。

自動車次期排出ガス規制策定

- ・ 最新の重量車排出ガス規制適合車の排出ガス原単位調査を実施し、この結果を基に車種別の大気汚染への寄与度、規制による排出ガス低減効果を検証し、次期排出ガス規制の対象車種、規制値等を検討する。
- ・ 自動車メーカーによる環境技術開発の柔軟性を確保し、費用対効果を最適化するための新たな規制手法について、その効果、課題等を検討する。

自動車次期騒音規制策定

- ・ 定常走行時の騒音の主要な発生源であるタイヤについて、様々な車種用の交換用タイヤの騒音データを収集し、及びタイヤ単体騒音規制による道路交通騒音低減効果の評価・予測を実施し、タイヤ単体騒音規制の導入を検討する。

自動車からの微小粒子状物質・未規制物質等実態分析及び対策策定

- ・ PRTR法に基づく排出量算定のために、未規制物質の排出実態について調査するとともに、NOx後処理装置（尿素SCR等）装着車について、温室効果ガスであるN₂Oの排出実態等を調査し、対策を検討する。

- PM2.5の発生源として、自動車排出ガス中のPMの個数・成分等を調査するとともに、タイヤ粉じんの排出実態を調査する。
- 高度な排出ガス低減技術が導入されているディーゼル車にバイオディーゼル燃料を使用した場合の排出ガスへの影響を調査し、対策を検討する。

2. 事業計画

	23年度	24年度	25年度	26年度
自動車次期排出ガス規制策定 ・原単位調査 ・規制手法の見直し		→		
自動車次期騒音規制策定	→			
自動車からの微小粒子状物質・未規制物質等実態分析及び対策策定 ・自動車からの未規制物質対策関係 ・自動車からの微小粒子状物質対策関係 ・バイオ燃料使用時の未規制物質対策関係				→

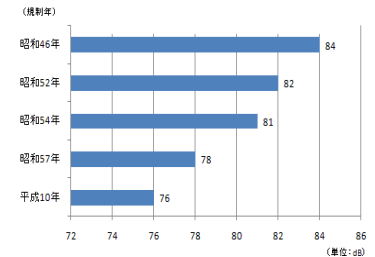
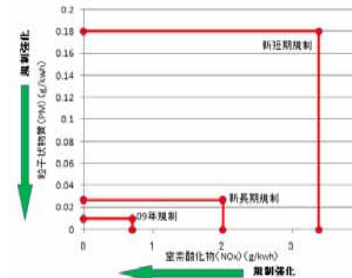
3. 施策の効果

- 排出ガス規制の効果評価・予測により、今後の排出ガス規制の重点化が可能となり、環境基準の達成が図られる。
- また、N20、タイヤ粉じん及びタイヤ単体騒音等の未規制の排出ガス、騒音の実態を把握することにより、環境基準の達成等に向けた今後の新たな規制に係る検討の促進が図られる。
- 自動車メーカーによる環境技術開発に係る投資の柔軟性を確保し、全体の費用対効果を最適化する観点で規制手法を見直すことにより、環境技術開発全体の効率化が図られる。

自動車排出ガス・騒音規制強化等推進費

現状・課題

- 自動車排出ガス・騒音規制の導入及びその強化により環境は改善傾向にあるものの、大気汚染や騒音に係る環境基準が依然として達成されていない状況
NOx(自排局):95%、騒音(幹線道路):83%(H20年度)
- 排出ガス後処理装置等、高度な排出ガス低減技術の導入により排出ガスの性状が変化し、未規制物質が増加する懸念



事業の概要

自動車次期排出ガス規制策定

- ディーゼル重量車排出ガス原単位の更新、2輪車の排出ガス低減技術の評価・規制による排出ガス低減効果の予測
- 企業平均規制、クレジット制度等新たな規制手法による効果・課題の検討

自動車次期騒音規制策定

- 高速道路走行時等の自動車騒音で寄与が高いタイヤ単体騒音の実態調査
- タイヤ単体騒音低減技術の評価
- タイヤ単体騒音規制による道路交通騒音低減効果の予測

自動車からの微小粒子状物質・未規制物質等実態分析

- PRTR法に基づく排出量算定のための未規制物質調査、排出ガス後処理装置導入に伴うN2O等調査
- PM个数・成分等調査、タイヤ粉じん調査
- バイオディーゼル使用時排出ガス調査

効果

- 次期排出ガス規制の策定等、現行排出ガス規制強化。
- N2O、タイヤ粉じん及びタイヤ単体騒音等、未規制の排出ガス・騒音に対する新たな規制の検討。
- 現行排出ガス規制体系と異なる、新たな規制手法による環境技術開発全体の効率化。

更なる排出ガス・騒音の低減・環境基準の達成

水・大気環境局自動車環境対策課

1．事業の概要

エネルギー効率が高く、CO₂の排出が少ない次世代自動車等の導入を積極的に推進していくことは、運輸部門における環境対策、特にCO₂排出抑制に大きな効果が得られるものである。

平成22年6月に閣議決定されたエネルギー基本計画では、オフロード車にあっては、2030年において全建設機械の販売に占めるハイブリッド車等の割合を4割とすること、乗用車にあっては、新車販売に占める次世代自動車の割合を、2020年までに最大で50%、2030年までに最大で70%とすることを目指すこととしている。

また、同じく6月に閣議決定された新成長戦略においても、「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」の重要な項目として、次世代自動車の普及促進等が位置づけられている。

これらのことから、次世代自動車等の導入促進を図ることが必要不可欠である。とりわけ低炭素化・低公害化が遅れているオフロード車については1台当たりのCO₂排出量が多いことから、燃料消費量25%～50%削減が見込めるハイブリッドオフロード車の普及を図ることにより、低炭素化と低公害化を加速する必要がある。

2．事業計画

本格的な普及に至っていない先進的な次世代車を対象に、以下の導入費用の補助を行う。

民間団体が行う

ハイブリッドオフロード車（油圧ショベル、フォークリフト等の公道を走行しない特殊自動車のうち、内燃機関・電動機・蓄電装置の組み合わせにより、エネルギー回生機能を備えたもの）の導入時における通常車両との価格差の1/2補助

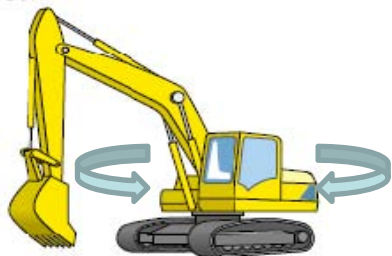
3．施策の効果

市場投入初期段階にあるハイブリッドオフロード車の導入を支援し、特殊自動車類のCO₂削減対策として定着化を図ることにより、オフロード車からのCO₂及び大気汚染物質の削減を図る。

先進的次世代車普及促進事業

ハイブリッドオフロード車を導入する事業 (通常車両との価格差の1/2を補助)

～ オフロード車は建設業、農業、産業用等、様々な業種で幅広く利用～



ハイブリッド油圧ショベル

車体上部の旋回運動の減速時に
エネルギー回生

燃費改善は約25%

約10トン-CO2/台・年



ディーゼルハイブリッド フォークリフト 等

車体前後進運動の減速時に
エネルギー回生

燃費改善は約40～50%

約12トン-CO2/台・年

1台の導入でハイブリッド乗用車約20台分の効果！

燃料電池自動車等を導入する事業 (導入費用の1/2を補助) 継続分のみ



燃料電池自動車



水素自動車

走行時におけるCO2排出量はゼロ！

率先的な取組を行う者を対象に初期導入を促進し、本格的普及につなげる効果

(新)窒素、りんの排水規制に係る全国閉鎖性海域一斉点検

13百万円(0百万円)

水・大気環境局閉鎖性海域対策室

1. 事業の概要

水質汚濁防止法等により、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある海域として、日本全国88箇所の閉鎖性海域が定められており、栄養塩類である窒素及びりんの含有量について排水規制が行われている。

この排水規制が始まって10年以上が経過したことから、88海域以外の閉鎖度の高い海域も含めた海域における栄養塩類等の水質や赤潮発生状況等について実態を把握し、窒素及びりんの排水規制をより適したものに改正することなどを見据えた検討を行う。

また、平成25年9月に期限を迎える窒素、りんの暫定排水基準に係る検討も合わせて実施する。

平成23年度は、次年度以降で詳細に検討すべき海域を抽出するための水環境状況等による閉鎖度の高い海域のスクリーニングを実施する。

2. 事業計画

調査項目	H23	H24	H25
水環境状況による閉鎖度の高い海域のスクリーニング	→		
各海域に最適な規制制度の検討			→
窒素、りんの暫定排水基準に係る検討			→

3. 施策の効果

現在の水環境の状況や海域の特性等に合わせた適切な排水規制等を検討し実施することにより、全国の閉鎖性海域の特性等に応じた、より適切な環境管理を図ることができる。

窒素、リンの排水規制に係る全国閉鎖性海域一斉点検

水質汚濁防止法等により、日本全国に88箇所の閉鎖性海域が定められており、栄養塩類である窒素及びリンについて排水規制が行われている。

この排水規制が始まって10年以上が経過したことから、88海域以外の閉鎖度の高い海域も含めた全国の海域について実態を把握し、窒素及びリンの排水規制をより適したものにすることなどを見据えた検討を行う。

平成23年度

閉鎖性海域 (全88海域)

以下の制度が適用されている。

窒素・リンの排水
規制(88海域)
総量削減
(東京湾、伊勢湾、
大阪湾、瀬戸内海)



一斉点検 (スクリーニング)

以下の状況を調査し、規制の緩和もしくは強化の必要性が高い海域を抽出する。
赤潮の発生状況
水質の状況
発生負荷量の状況
生態系の状況(漁獲量含む)
等

適切な規制の検討

抽出された海域について、シミュレーションによる将来予想等も活用しながら、その海域に最も適した規制の在り方を検討する。

規制の適用

対象海域の追加等
適切な規制値の適用
総量削減制度の適用

その他候補海域 (閉鎖度等により抽出)

窒素、リンの暫定排水基準に係る検討

合わせて、平成25年9月に期限を迎える窒素、リンの暫定排水基準について、暫定基準が設定されている業種の実態調査を実施し、暫定基準の撤廃も含めた適切な暫定基準を検討する。

水・大気環境局水環境課

1. 事業の概要

湖沼の水質環境基準(COD)の達成率は、他水域と比べて、50%程度と低く、湖岸の人工化や漁獲量の低下もあり、湖沼の水質や生態系については、地域の望ましい湖沼像となっていない。

一方、湖沼流域では下水道等の污水处理施設の普及が進捗しており、今後、大幅な湖沼への流入汚濁負荷の低減が望めない状況であり、湖沼の内部生産や底泥からの溶出等の汚濁メカニズムに対応し、自然浄化機能を活用した水質保全対策が必要である。

このため、水質、水量、水生生物、水辺地等を含む湖沼の良好な水環境を目指し、健全な水循環の構築のための方策及び汽水湖の汚濁メカニズムの検討を行う。

(1) 健全な水循環の構築のための方策

湖沼の水環境保全のため、自然浄化機能を活用し、健全な水循環の構築の方策を検討する。

- ・公募した湖沼において、ヨシ群落等の水辺植生や内湖の創出、底質改善を図る覆砂等の自然浄化機能を活用した事業を実施する。
- ・上記事業の実施により、生物多様性の保全や水質改善の効果を検証するとともに、水質予測の精度向上を図り、自然浄化機能を活用した手法の有効性を検討する。

(2) 汽水湖の汚濁メカニズム

海水の混合による流動、内部生産、底泥の溶出が複雑である汽水湖について、汚濁メカニズムや効果的な水質保全対策の検討を行う。

2. 事業計画

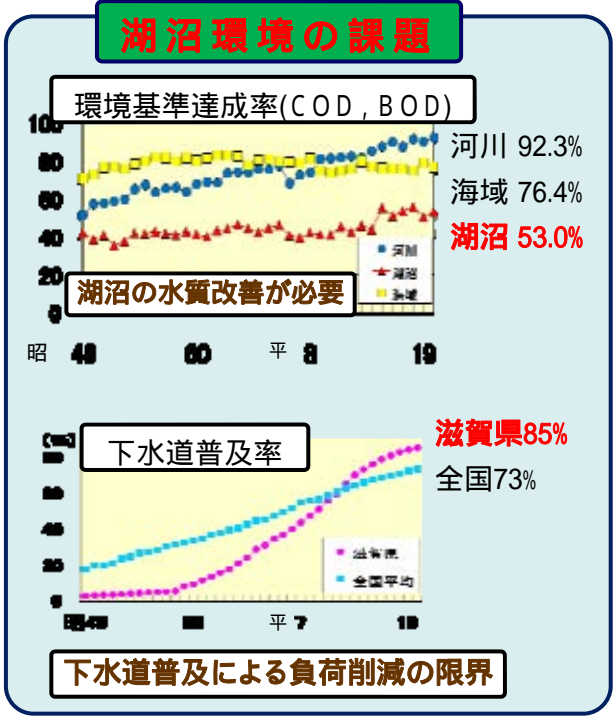
調査項目	H23	H24	H25
(1) 健全な水循環の構築のための方策	←		→
(2) 汽水湖の汚濁メカニズム	←		→

3. 施策の効果

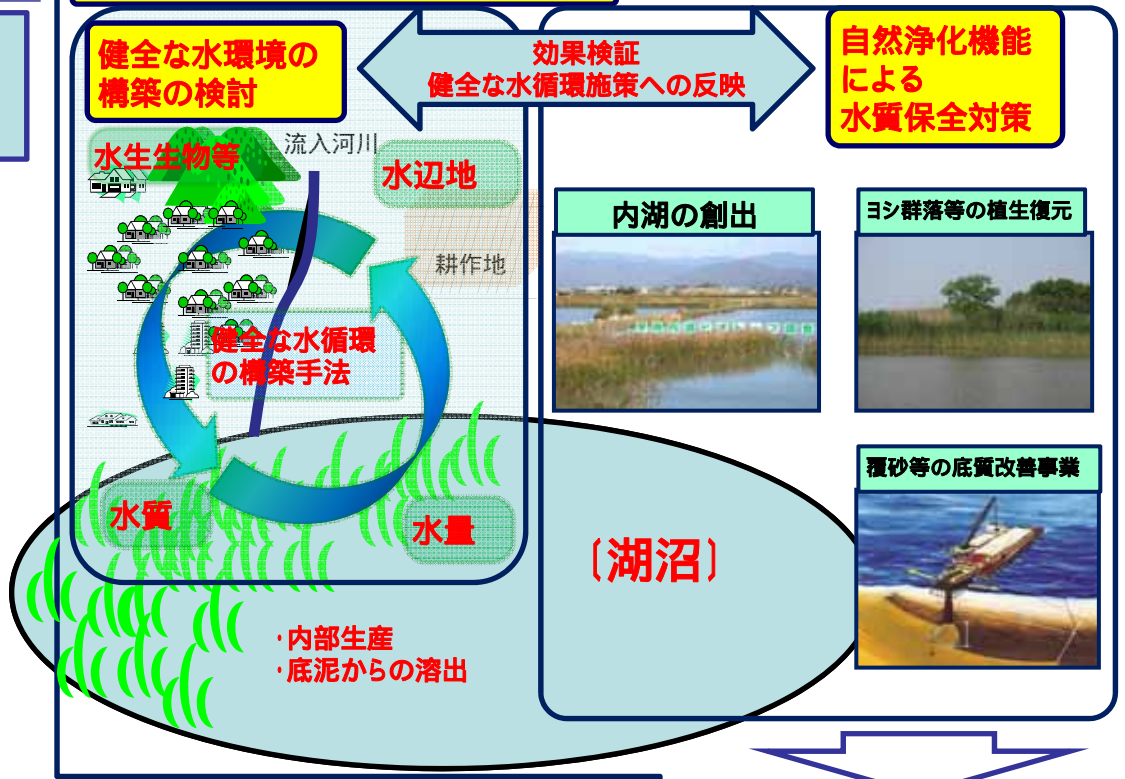
効果的な湖沼水質保全方策について、実証事業や必要な調査・検討を行い、水質保全の一層の推進、湖沼流域の健全な水循環の推進を図る。

湖沼流域水循環健全化事業

湖沼の水質改善、生物多様性の保全が必要
 下水道整備等が進捗 大幅な汚濁負荷削減が望めない
 湖岸の人工化、漁獲量の減少 生態系の保全対策が必要



健全な水循環の構築のための方策



健全な水循環の構築のための方策 汽水湖の汚濁メカニズム

汽水湖の汚濁メカニズム

汽水湖の特徴
 魚介類の生産性が高く、特有な生態系
 潮汐の影響を受け、流動が複雑
 塩分躍層による**貧酸素水塊の発生**

汽水湖の例：穴道湖・中海(島根県・鳥取県)



事業場所の候補例



湖沼流域の健全な水循環の構築
 ・湖沼水質の保全 ・生物多様性の保全
地域の望ましい湖沼像の実現

1. 事業の概要

近年においても、工場・事業場が原因と推定される地下水汚染事例が毎年継続して確認されていること等から、平成22年8月に、環境大臣から中央環境審議会に対し「地下水汚染の効果的な未然防止対策の在り方について」諮問し、現在、地下水汚染未然防止小委員会において審議している。

この審議結果等を踏まえ、地下水汚染に関係する施設等の構造や点検管理等に関する必要な調査、検討を行い、地下水汚染の未然防止に係る新たな制度を適正に執行するための技術的手法に関する指針等の策定について検討する。

事業内容

- (1) 地下水汚染の未然防止に係る新たな措置（省令等）や技術的指針等を検討するために必要な情報を得るため各種調査を実施する。
 - ・各種施設、床面に関する構造や材質に関する措置、被覆処理状況、耐用年数、更新費用など、構造面に関する詳細調査
 - ・各種施設、床面のひび割れや配管等の継目等からの漏出の有無等の点検管理、不具合対策に関する技術に関する詳細調査
 - ・有害物質を飛散・流出させないための作業工程、運搬等の取扱いに係る措置、保管・管理方法などの詳細調査
 - ・諸外国の上記3項目に関する詳細調査
- (2) 地下水汚染の未然防止に係る措置（省令等）及びそれらを適正に執行するための技術的手法に関する指針等の策定について検討する。

2. 事業計画

調査項目	H21	H22	H23
地下水汚染原因等の実態調査	→		
地下水汚染の未然防止に係る制度・措置の検討		→	
新制度に対応するための技術的な手法に関する指針等の検討			→

3. 施策の効果

本事業の実施の結果、地下水汚染の未然防止に係る措置が充実し、技術的な手法が示されることにより、自治体・事業者による地下水汚染の効果的な対策が推進される。

地下浸透の防止による地下水汚染対策推進費

背景

近年においても、工場・事業場が原因と推定される地下水汚染事例が毎年継続的に確認されている。

環境大臣から中央環境審議会に対し、「地下水汚染の効果的な未然防止対策の在り方について」諮問。現在、地下水汚染未然防止小委員会で審議中。

平成21年度

工場・事業場が原因と推定される地下水汚染事例について実態調査

平成22年度

地下水汚染の未然防止対策の現状、他法令の制度に関する調査
地下水汚染の未然防止に係る制度(法令等)の検討

平成23年度

新たな制度に対応するための技術的指針等を検討するために必要な情報を得るための詳細調査(構造等に関する措置・対策の技術、費用等)
地下水汚染の未然防止に係る措置(省令等)及びそれらを適正に執行するための技術的手法に関する指針等の策定について検討

目標

地下水汚染の未然防止に寄与

水・大気環境局土壌環境課

1. 事業の概要

自主的な調査も含めた土壌汚染の把握の機会の拡大、発見された土壌汚染を適切に管理するための区域の分類化と必要な対策の明確化、掘削除去の防止とやむを得ず搬出された汚染土壌の適切な管理の徹底などを柱とする改正土壌汚染対策法（以下「改正法」という。）が、平成22年4月1日より施行された。

改正法を着実かつ円滑に施行するため、土壌汚染調査・対策手法等の技術的課題等を抽出し、より適切な調査・対策手法等を検討する必要がある。

また、改正法において、自然由来の汚染土壌も法の対象とされたところであり、土地の土壌汚染が自然由来か人為由来かによって調査対象範囲や指定される区域が異なるため、自然由来の汚染土壌に係る科学的知見の収集やその判定方法等の検討を行う。

2. 事業計画

調 査 項 目	H 2 1	H 2 2	H 2 3
ア．土壌汚染調査・対策手法検討等調査			
（１）土壌汚染調査・対策手法の検討			→
（２）自然由来の汚染土壌に係る科学的知見の収集やその判定方法等の検討			→
イ．土壌汚染対策優良化促進業務			→
ウ．搬出汚染土物流管理対策検討調査			→
エ．土壌汚染の自主調査に関する状況把握及び促進支援検討業務			→

3. 施策の効果

市街地における土壌汚染調査・対策手法等に係る技術的課題を抽出し、より適切な調査・対策手法等を検討する等を通じて、改正法の着実かつ円滑な施行を図り、もって土壌汚染による人の健康被害の防止を図る。

土壤汚染調査・対策手法等検討費

< 背景 >

平成22年4月より改正土壤汚染対策法（改正法）が施行された。
改正法の施行にあたり、現場で様々な課題が発生。

< 事業内容 >

・課題を解決し、改正法の着実かつ円滑な施行をするために・・・

ア．土壤汚染調査・対策手法等調査

・自然由来の汚染土壤に係る科学的知見の収集
やその判定方法等の検討

重金属等

砒素

鉛

フッ素

ホウ素

イ．土壤汚染対策優良化促進業務

・合理的なオンサイト措置の普及促進による
掘削除去偏重の是正

ウ．搬出汚染土物流管理対策検討調査



エ．土壤汚染の自主調査に関する状況把握及び促進支援検討業務

< 施策の効果・目的 >

・これらの検討を通して・・・



改正土壤汚染対策法の着実かつ円滑な施行

土壤汚染による人の健康被害の防止！！



1. 事業の概要

現在、農薬登録制度では、水域生態系への影響について、農地から流出した農薬の環境中濃度が指標生物種に対する毒性値を超えるかどうかを評価している。

しかし、従来の農薬があらゆる生物に毒性を示した一方、近年、より安全性の高い農薬が開発され、ごく特定の生物種にしか効果のない農薬が出回るようになってきた。この場合、従来の代表的な指標生物種に対する試験では毒性が現れないため、生態系の中で影響を受けやすい生物種への影響を把握できないことが懸念される。

また、農薬の環境中濃度は、標準的なモデルケースにおける予測濃度であり、地域により農薬の使用状況や農地の利用形態が大きく異なるなどの地域差を十分考慮していない。

他方、欧米では、統計学的手法を活用して毒性評価や環境中濃度の予測の課題に対応するため、一定数の生物種の実測から推定した全ての種に対する毒性値と、地域差を考慮して推計した環境中濃度を比較することで、定量的かつ信頼性の高い評価を行う手法が検討されつつある。

本事業では、我が国における新たな農薬の水域生態系への影響評価手法を確立するため、統計学的手法を活用した毒性評価や環境中濃度の算定方法の開発を行う。

(1) 諸外国における統計学的手法を用いた環境影響評価制度の調査

(2) 毒性評価に統計学的手法を導入するための生物試験の実施

全ての生物種についての毒性評価を統計学的に算定するために必要な、試験対象生物種の探索、当該生物種に対する毒性試験、を実施。

(3) 環境中濃度の算定に統計学的手法を導入するためのモデル開発

環境中濃度の算定式の各パラメータについて地域差を考慮するためのモデルを開発。

(4) 統計学的手法を用いた水域生態系へのリスク評価手法の検討

(1)～(3)の成果を踏まえ、我が国にとって最も適切な新たなリスク評価手法を検討。

2. 事業計画(5カ年)

	H23	H24	H25	H26	H27
諸外国の制度の調査	—		▶		
毒性評価に係る生物試験	—				▶
環境中濃度算定のモデル開発		—			▶
水域生態系リスク評価手法の検討			—		▶

3. 施策の効果

本事業により毒性評価や環境中濃度を定量的に算定できれば、農薬の影響評価の信頼性が向上する(農薬に感受性の高い生物種の評価も可能となる)。

また、生態系への農薬の影響の度合いも定量的に示すことができれば、農薬の安全性の段階的評価が可能となり、使用者が農薬や農薬の使用方法を選択する上で有益な情報となるほか、より安全な農薬の開発の促進にも資する。

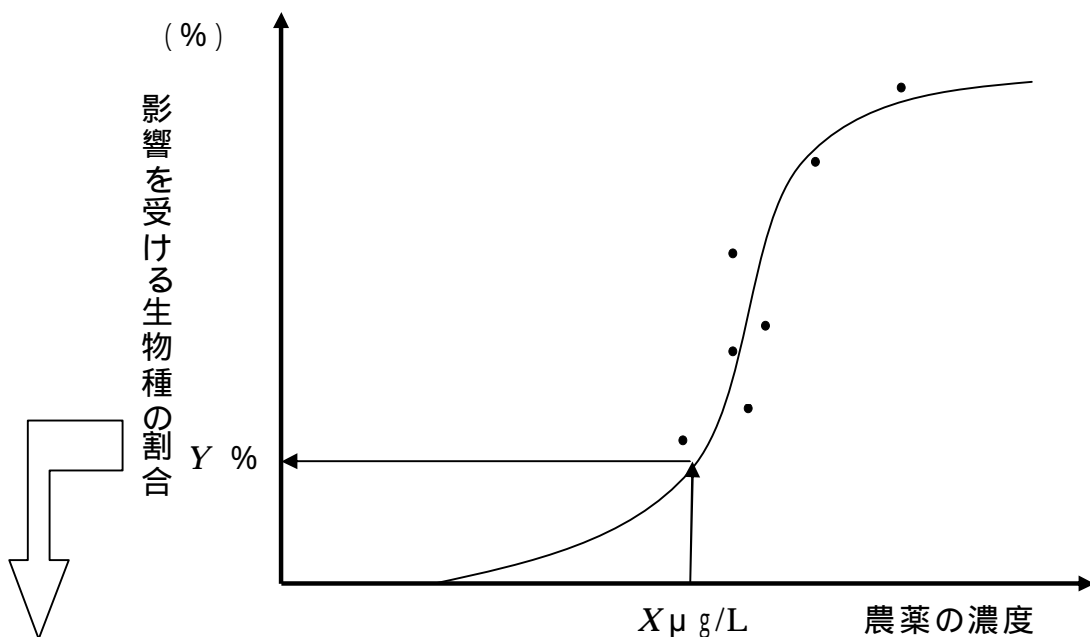
農薬水域生態リスクの新たな評価手法確立事業
(水域生態系において農薬影響の生物種による違いを把握する手法の確立)

現行: 代表的な試験種のみ毒性を評価

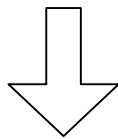
(魚類: コイ、甲殻類: ミジンコ、植物: 緑藻)

問題: 毒性影響は種によって異なるため、影響を受けやすい種を見逃してしまうおそれ

(コイとニジマス、ミジンコとエビ、藻類と高等植物など)



農薬の濃度から何%の種に影響が出るかを推定



生態系を構成する種の全体に対する影響の大きさを定量化

➤ 生態系への負荷が少ない営農の実現

(農薬の種類の変更、使用量の削減、飛散対策の強化など)

農薬ごとに水生生物への影響の程度を比較

➤ 環境負荷の小さい農薬の差別化

(【農薬メーカー】新規農薬の開発の促進、【農薬使用者】生態系への負荷のより小さい農薬の選択の促進)

循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）〔公共〕

10,527百万円（11,688百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

1．事業の概要

湖沼等公共用水域等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水対策を推進し良好な水環境や健全な水循環を確保するため、浄化槽整備に対する国の助成制度の一層の充実・強化を図る。

この他、内閣府に計上されている地域再生基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金）により浄化槽整備を推進。

改正内容

単独処理浄化槽撤去費の助成対象の拡大

現在、単独処理浄化槽の撤去跡地に合併処理浄化槽を設置する場合のみ撤去費を助成している。

しかし、施工上の制約により単独処理浄化槽の撤去跡地に合併処理浄化槽が設置できない場合であって同一敷地内に浄化槽が設置される場合についても新たに撤去費の助成対象となった。

これにより、適切な施工による転換が図られることとなった。

2．事業計画

助成率：1 / 3（一部事業1 / 2）、助成先：市町村等

3．施策の効果

浄化槽の整備推進により、湖沼等公共用水域等における生活排水対策が進み、良好な水環境や健全な水循環が確保できる。

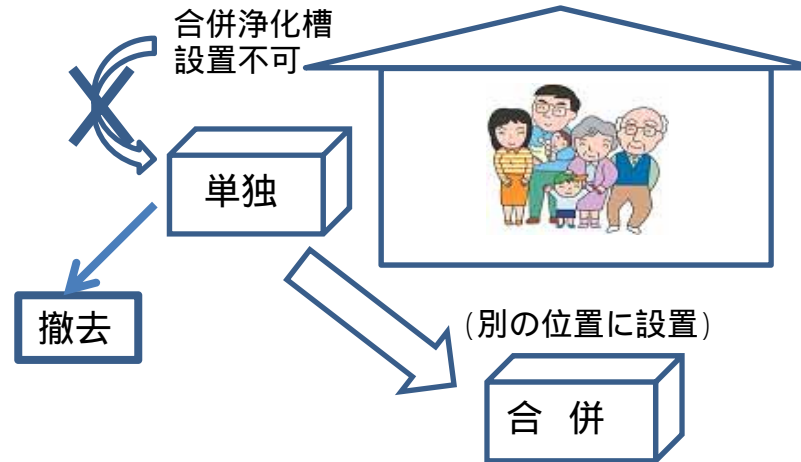
浄化槽の整備促進(公共)

単独処理浄化槽等撤去費助成対象の拡大

施工上の制約により、単独処理浄化槽の撤去跡地に合併処理浄化槽が設置できない場合であって同一敷地内に浄化槽が設置される場合についても、新たに撤去費の助成対象とする

合併処理浄化槽は単独処理浄化槽より大きな容量であるため、撤去跡地にそのまま入らないので、設置に当たっては十分な設置スペースの確保などが必要となるが、場合によって施工上の制約から設置出来ないケースが発生する。(道路等の境界に単独処理浄化槽があり合併処理浄化槽の設置スペースが確保できない場合、土圧等の関係から施工上合併処理浄化槽の設置が無理と考えられる場合など)

この場合には、撤去跡地以外での設置を行った場合でも撤去費の対象とする。



浄化槽整備への支援(平成23年度予算案) 循環型社会形成推進交付金 約110億円(全国分)

この他、内閣府に計上されている地域再生基盤強化交付金(污水处理施設整備交付金)により浄化槽整備を推進



(新)民間活用による新たな浄化槽整備・管理のあり方検討調査費

7百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

1. 事業の概要

生活排水未処理人口約2千万人の解消を図る上で、人口分散地域で下水道等の集合処理施設と比べ効率的で速やかな整備が可能な浄化槽の役割は重要である。

しかし、近年の景気低迷等による住宅の新規戸数の減少や地方自治体の財政難等により浄化槽整備は思うように進捗していない状況である。特に、単独処理浄化槽により水洗化されている世帯については合併処理浄化槽への転換工事費負担や維持管理費用の高いことがネックとなり転換に積極的ではない。また、11条検査の受検率低迷など維持管理を巡る課題も山積している。

今後の合併処理浄化槽の整備を推進する上で、財政が限られる中で効率的な浄化槽整備を進め、また、管理においても設置者のニーズ等を踏まえた柔軟な対応を図るため、民間活力を用いた新たな整備・管理手法の検討を行い、その結果を踏まえ官民が連携して整備の促進・適正な管理に取り組んでいくこととする。

2. 事業計画

(1) 民間活用による新たな浄化槽整備・管理のあり方に係る検討等

(平成23年度)

ア 民間活用による新たな浄化槽整備・管理のあり方検討会(仮称)の開催
民間業者を活用して効率的な浄化槽整備、適正な管理を行うため、業界団体(メーカー、保守点検業者、清掃業者等)、地方自治体、学識経験者、等の関係者を参集の上、そのあり方や内容を中心に検討を行う。

検討テーマ(案)

- ・(個人設置者への)貸付事業
- ・(個人からの委託による)市町村の浄化槽整備代行事業
- ・PFI事業の活用(より民間活用が可能な整備方式の検討)
- ・浄化槽市町村整備推進事業における指定管理者制度の活用、等

(2) 民間活用に係るモデル事業等の実施(平成24年度)

3. 施策の効果

民間活力を利用した新たな整備・管理手法を活用した浄化槽の整備促進、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進、及び適切な維持管理の確保を通して、健全な水環境を確保する。

民間活用による新たな浄化槽整備・管理のあり方の検討について

浄化槽整備・管理での課題

社会・経済状況の変化

- ・景気低迷で新規住宅着工の減に伴う浄化槽設置数の減少
- ・人口減社会への対応

自治体の状況

- ・地方を中心に汚水処理施設の未普及人口が2千万人(解消が必要)
- ・財政難等による支援の限定
- ・浄化槽整備・管理におけるノウハウの欠如

設置者を巡る課題

- ・設置費用の負担大(特に転換費用)
- ・保守管理費用での負担感
- ・定期検査(11条)の受検率低迷(適切な管理の確保が必要)

今後の社会経済状況に適した新たなビジネスモデルの検討

自治体の整備・財政等状況に応じた、民間活力の活用による整備手法の検討

設置者の立場に立った、浄化槽の設置・管理手法の検討(負担軽減等)

新たな整備・管理の手法が求められる → 民間活力を活用して推進

新成長戦略の趣旨(「PPPの活用」「地域資源の活用」等)に則り、環境産業である浄化槽事業の活性化を図る

し尿処理システム国際普及推進事業費

16百万円(20百万円)

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

1. 事業の概要

日本は、水洗トイレに活用できる衛生的な個別し尿処理システムである浄化槽や、し尿を衛生的に集中処理できるし尿処理施設など、海外では例を見ない日本発の優れた技術を有するとともに、途上国で普及する場合に必要な低コスト技術についても独自の経験と技術を有している。

一方で、世界では25億人の人々が衛生的なトイレを使用できない状況にあり、国連「水と衛生に関する諮問委員会」がとりまとめた「橋本行動計画」の実現に向け、日本のし尿処理に関する歴史的知見、技術、処理システム等の途上国に対する支援が求められている。平成20年の「国際衛生年」には、世界各国で水と衛生に関する問題提起がなされ、世界の人々がし尿の衛生的な処理を利用できるよう取組を求められている。

また、平成21年には、日本の衛生関係機関が連携してアジア・太平洋地域の衛生分野の国際拠点となることがアジア太平洋水フォーラムから承認され、「日本サニテーションコンソーシアム」(JSC)として発足したところであり、日本の技術・知見の発信やアジア等諸国とのネットワーク等にJSCを活用・支援するとともに、国内の関係者が国際展開のため広く連携することが一層重要となってきた。

このため、平成23年度においては、国際ワークショップ等による国際ネットワークの充実化、官民連携による展開も視野に入れたし尿処理システムの現地技術化や技術移転・人材育成の具体化を図ると共に、そのための国内体制の構築やJSCの活用・支援を図り、日本のし尿処理技術の普及に向けた一層の取組を展開する。

2. 事業計画

- し尿処理に関する国際ワークショップの開催
- し尿処理現地技術化研究の推進
- し尿処理に関する技術移転の推進
- し尿処理に関する国際展開のための国内体制の構築

3. 施策の効果

国連ミレニアム開発目標(ターゲット10「平成27(2015)年度までに、衛生施設(トイレ)を継続的に利用できない人々の割合を半減する」)に貢献する。

し尿処理システムの国際普及について

展開の流れ

し尿処理に関する
国際ネットワーク

し尿処理
現地技術化研究

し尿処理に関する
技術移転

<国際ワークショップの開催>

- ・各国の実状の把握
- ・各国担当部局とネットワークづくり
- ・必要とする制度・技術の意見交換

21
・
22
年度

<国際ネットワークの確立・維持>

- ・定期的な国際ワークショップ
- ・国際会議への発信等

<衛生分野国際普及拠点へ協力>

- ・アジア太平洋水フォーラムの
進める衛生分野の人材・組織
ネットワークの構築等を支援

<国際ネットワークの確立・維持>

- ・国際ワークショップ、発信等

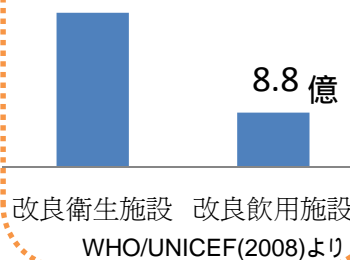
<日本サニテーションコンソーシアム(JSC) との連携・支援>

- ・ネットワーク維持へのJSCの活用
- ・日本の知見・優良事例の提供

23
年度
~

し尿処理
現地技術化研究

衛生施設へアクセス
できない人口 (2006)
25 億



し尿処理に関する国際展開のための国内体制の構築

- ・現地の気候、文化、社会的状況等に即した技術の検討
- ・移転システムの具体化、人材育成含め技術移転手法を検討
- ・国内検討体制の構築等 (専門家や関係機関等)

- ・プロジェクト化に向けた検討・推進チームの構築

プロジェクト化の検討・推進

(し尿処理現地技術化研究、技術移転の推進)

- ・現地に適した技術の開発や実地に根付く維持管理方法の検討
- ・官民連携した技術の定着手法(ビジネス展開)の検討
- ・維持管理技術者の養成プログラムの構築

ミレニアム開発目標 「2015年(27年)までに、安全な飲料水と基礎的な衛生施設を持続可能な形で利用できない人々の割合を半減させる」に貢献

水・大気環境局 水・大気環境国際協力推進室

1. 事業の概要

環境汚染対策と温室効果ガスの削減を同時に達成するコベネフィット・アプローチは、急速に発展している途上国が温暖化対策へ参画するために有効である。構築を含む本アプローチ推進のため、連携基盤（アジア・コベネフィット・パートナーシップ）を構築し、アジア地域内の行政機関・国際機関等と連携しつつ、以下の業務に取り組む。

各国がこれまで実施してきた本アプローチに資する施策及び技術を共有するための、セミナー等の開催による本アプローチの普及

アジアの主要排出国のコベネフィット型事業の発掘・形成に向けた途上国のニーズ調査・案件発掘、環境改善効果（定量的把握手法）の確立及び能力向上の実施

大気汚染物質と温室効果ガスを同時に削減する解析モデルや越境大気汚染等に関する研究の蓄積を有する、国際応用分析システム研究所（IIASA）の研究活動への支援

2. 事業計画

調 査 項 目	H 2 2	H 2 3	H 2 4
コベネフィット・アプローチの普及			→
コベネフィット型事業に向けた協力推進			→
国際応用分析システム研究所拠出金			→

3. 施策の効果

パートナーシップの構築を通じて、アジアの主要排出国へのコベネフィット・アプローチの普及、事業形成がなされるとともに、応用分析の専門機関を支援することにより、低公害・低炭素社会が推進される。

4. 備考：予算内訳（概数）

コベネフィット・アプローチの普及	20,145千円（32,621千円）
コベネフィット型事業に向けた協力推進	59,823千円（47,379千円）
国際応用分析システム研究所拠出金	72,000千円（ 0千円）

コベネフィット・アプローチの推進

(グローバルな環境問題)

- ・地球温暖化に代表されるグローバルな環境問題の拡大と多様化
- ・急速な成長を続けるアジアにおける環境問題の発生

< アジア・コベネフィット・パートナーシップ >

◆ コベネフィット・アプローチの普及

- ・環境汚染対策と温室効果ガス削減を同時に達成するコベネフィット・アプローチは途上国が気候変動対策に取り組む上で有効。
- ・アジア各国がこれまで実施してきたコベネフィット・アプローチに資する施策・技術を共有することによる、本アプローチの普及を図り、低公害・低炭素社会の構築に貢献。
- ・対象者は、アジア諸国の環境所管官庁及び国際機関関係者など。



< 案件発掘・形成 >

◆ コベネフィット型事業の推進

- ・事業の発掘、環境改善効果の把握、能力向上等



< 事業実施 >

- ・CDMを利用したコベネフィット実現促進・支援事業
- ・新クレジットメカニズム及びCDM/JIに係る実現可能性調査
- ・JICA等によるODA、民間ベースのCDM事業



< 解析モデルの開発 >

国際応用分析システム
研究所 (IIASA) への拠出

- ・大気汚染物質と温室効果ガスを同時に削減する解析モデルの開発などへの貢献
- ・酸性雨などの越境大気汚染問題への貢献

(新)日中 窒素・リン処理を含めた分散型排水処理モデル事業

66百万円 (0百万円)

水・大気環境局 水環境課

1. 事業の概要

水質汚濁、特に富栄養化が深刻化している中国の農村地域等において、窒素・りんを含めた分散型排水処理モデル事業を実施し、農村地域等の現地の実情にあった水環境管理技術の普及促進方策にかかる協力を行うものである。

これまでの窒素・りんの水質総量削減に係る日中共同研究等を踏まえ、中国は第12次5ヶ年計画の新たな拘束性目標としてアンモニア性窒素を選定する見通しであり、従来の協力に比べて窒素・リンの処理にはより高度な技術を要するため、本モデル事業により日本の技術が採用されることにより、日本企業の中国市場進出を促進する。

また、中国では急激な経済発展に伴い水質汚濁が進行しており、特に深刻な渤海や黄海の汚濁は潮流の影響により日本近海に到達することも懸念されており、本事業の実施により我が国の近海の海域環境にも寄与するものである。

2. 事業計画

調査項目	H23	H24	H25	H26
・農村地域での窒素・リン排水処理技術の適性調査			→	
・モデル地域における排水処理技術の適用			→	
・窒素・りん排水処理技術の実証調査			→	
・技術の普及促進方策の検討				→
・キャパシティビルディング実施				→

3. 施策の効果

- ・モデル事業対象地域における水質汚濁、富栄養化の改善。
- ・モデル事業を通じた実態把握や適用可能技術の検証を通じて、次期5ヶ年計画（H28策定予定）で窒素・りんに関する総量規制が盛り込むことが可能となり、中国全域にその効果が及ぶ。
- ・日本の水関連企業の海外における受注機会拡大
- ・中国水質改善に伴う我が国海域環境への影響の低減

日中 窒素・リン処理を含めた分散型排水処理モデル事業

これまでの協力(H20~22)

○地域に適応した分散型排水処理技術

- 中国6地域においてモデル事業による排水処理技術の実証調査を実施
- 現地の資材を利用できること
- 建設費・維持管理費が安いこと
- 地元が容易に維持管理できること



整備したモデル施設の状況(左:江蘇省泰州市,右:重慶市)

○事業スケジュール

H20 H21 H22 **H23** H24 H25 H26 H27~

窒素・リンの水質総量削減に係る日中共同研究

- 日中共同研究レポートの作成(日本の経験、法制度を伝達)
- 山東省威海市(米山ダム)で、水質総量削減計画の策定



富栄養化の例(雲南省デン池)

中国国内の計画策定状況

第11次5ヶ年計画(H18-H22)

- COD排出総量10%削減の義務化
- ※人口の7割が集中する農村部は対象外

第12次5ヶ年計画(H23-H27)

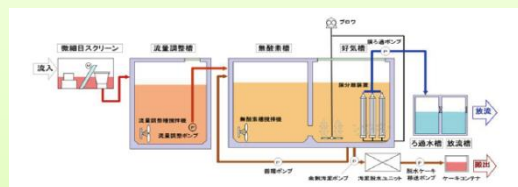
- 農村部における分散型排水処理施設の建設推進
- アンモニア性窒素の総量規制

第13次計画

新規協力:窒素・リンの処理(高度処理)

窒素の除去

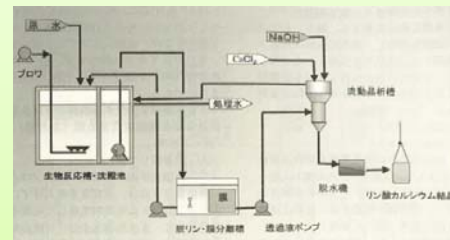
- ◆ 生物学的処理法
 - 硝化脱窒法(硝化液、膜処理etc)



- Anmmox法
- ◆ 物理化学的処理法

リンの除去

- ◆ 生物学的りん方法
 - 嫌気無酸素好気法、嫌気好気活性汚泥法
 - フォストリップ法



- ◆ 物理化学的方法(凝集沈殿、晶析法etc)

従来の協力より高度処理ニーズが高い

日本企業の中国市場への進出の呼び水に

○1箇所/年

設計 施工 モニタリング 評価・引渡

○以降1~2箇所/年

設計 施工 モニタリング 評価・引渡

- 中国でのWS
- 国内セミナー

事業
サイト
選定

設計 施工 モニタリング 評価
引渡

1. 事業の概要

2025年には水ビジネス市場は110兆円の成長が見込まれる一方、その大半を占める管理運営や施設建設部門において日本企業のシェアは低い。また、日本企業は管理運営に関する経験が少ないため、国際入札に必要な参加資格要件を満たすことができず、競争の土俵にすら上れない状況にある。

本事業では、汚水処理事業単独ではなく水道事業と一体となって整備することにより資金回収リスクを低減するとともに、システム全体としての水環境の改善・水循環の健全化を図る「日本型ビジネスモデル」の構築を図る。パイロットケースとして、相手国政府との政府間合意に基づき、企画計画から維持管理まで、浄水から汚泥処理までを一体化したモデル事業をアジアの地方中小都市において実施する。実施に当たっては、厚生労働省や国土交通省による上下水道事業の国際展開と適宜連携を図る。

2. 事業計画

調査項目	H23	H24	H25	H26
・対象国におけるフィージビリティスタディの実施	→			
・モデル事業の計画・設計	→			
・モデル事業の建設		→		
・モデル事業の維持管理・モニタリング		→	→	
・日本国内企業を対象としたセミナーの実施			→	
・キャパシティビルディング実施				→

3. 施策の効果

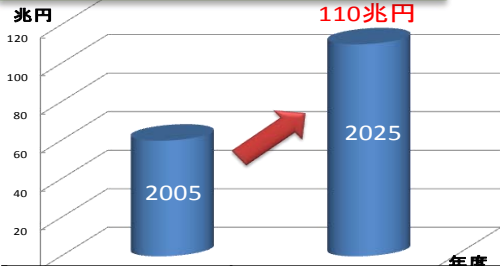
- ・ M D G s (安全な飲料水、衛生施設の継続的な利用) 達成への貢献
- ・ 日本の水関連企業の海外における受注機会拡大

アジア水環境改善モデル事業

背景

- 水ビジネス市場は2025年には**110兆円**へ成長見込み(うち約4割がアジア)
- 世界人口 67億人のうち、9億人(うちアジア 5億人)が安全な水を、26億人(うちアジア 19億人)は衛生設備を利用できない状況

水ビジネス市場の今後の伸びとその内訳



市場規模 (2025)	分野
100兆円	水インフラ管理運営
10兆円	施設建設
1兆円	機器、素材、膜

グローバルウォータージャパン吉村氏の資料を環境省にて一部加工

要素技術(機器・素材)は高い技術力を有しているが、当該分野は1兆円市場

「110兆円」市場への参入に向けた課題と戦略

課題

- 日本では管理運営は公共部門が実施、民間部門に管理運営のノウハウ蓄積が少ない
- 諸外国が提示する入札参加資格がない

戦略

- 水道事業と汚水処理事業の組み合わせにより、システム全体として水循環の改善と効率的な料金回収を図る

→ 「日本型ビジネスモデル」の構築

実施スケジュール

H22

- アジア水環境ネットワーク(WEPA)の場で対象国を検討

H23

- 対象国における**フィジビリティスタディー**の実施

H24

- モデル施設の計画・設計

H25

- モデル施設の建設

H25

- モデル施設の維持管理モニタリング

- キャパシティビルディング
- 国内企業を対象としたセミナーの実施

具体的施策

- 原水の浄水から汚泥処理までの各段階で、企画・計画から運営・維持管理を一体化したビジネス展開を目指し、アジアの地方中小都市で政府間合意に基づくモデル事業を実施



※各段階で、企画・計画から**要素技術の導入**・施設の設計・施工、**運営・維持管理**までを一体化

- 現地適応型技術の開発、維持管理を行うコンサルタント及び現地技術者の育成を併せて実施

水・大気環境局総務課環境管理技術室

1. 事業の概要

我が国の公害克服経験をもとに、環境汚染対策技術・モニタリング技術について、規制体系整備・人材育成などとパッケージにしてアジア諸国に普及・展開することを目的とし、以下のとおり調査・検討及び2カ国間協力を実施する。

中国・ベトナム・インドネシアを対象とした技術・法制度整備・人材育成のパッケージ施策の具体的取組内容の検討

中国・ベトナム・インドネシアの状況に応じたパッケージ施策を推進するための二国間協力事業の実施

アジア各国と協調した環境対策技術等の実証・認証制度の構築支援
< 拡充 >

2. 事業計画

調査項目	H21	H22	H23	H24	H25
パッケージ施策に係る調査・検討			→		
パッケージ施策推進のための二国間協力事業の推進				→	
環境対策技術等の共同実証・認証制度の構築支援					→

3. 施策の効果

我が国の公害克服経験に基づく環境対策技術等のアジア諸国における普及・展開が、各国の状況に応じた規制体系の整備・人材育成と併せて推進され、アジア諸国の環境汚染問題の解決と環境分野における日本のリーダーシップの発揮につながる。さらに、我が国の環境対策技術等をベースに、アジア各国と協調した実証・認証制度を構築することにより、我が国の環境産業の国際競争力の強化が図られる。

日本モデル環境対策技術等の国際展開

< 日本の現状 >

- ◆現地の規制・制度の実施体制が不十分であり、技術導入への意欲に乏しい
 - ◆現地事情に応じた技術カスタマイズが不十分
- 高い技術力を持つも、アジア諸国への市場開拓が不十分

< アジア諸国の現状 >

- ◆規制・制度の実施体制、人材能力が不十分
 - ◆技術の客観的な評価システムが未確立
- 大気汚染・水質汚濁等の環境汚染の深刻化

日本企業等への現地の技術ニーズ情報等の提供



技術導入、制度整備、人材育成等の支援



～官民一体で日本の「環境対策・モニタリング技術」の普及・展開を「制度」の整備・「人材」の育成とのパッケージで推進～

環境技術普及のための対象国(中・越・尼)におけるパッケージ施策の検討
パッケージ施策推進のための二国間協力の推進(政策研究・人材育成)
アジアにおける環境対策技術等の実証・認証制度の構築支援

施策の効果

< 日本 >

- 日本の環境対策技術等の普及・展開が、規制・制度の整備や人材育成等と一体的に促進
 - 日本の技術の持つ優位性がアジアで評価
- 環境産業の国際競争力強化

< アジア諸国 >

- 規制・制度の実施体制強化、環境対策技術の導入・普及、環境管理能力の向上
- 環境対策の進展

1. 事業の必要性、概要

近年、東アジア地域の急速な発展に伴い、酸性雨や光化学オキシダントなど我が国に対する越境大気汚染の深刻化が懸念されており、国際的連携の下での長期継続的なモニタリングによる監視と各国における発生源対策の推進等に係る国際協力の強化が必要になっている。

また、我が国への黄砂の飛来頻度の増加の伴い、黄砂に関する科学的な実態解明が求められており、平成22年5月に開催された第12回日中韓三カ国環境大臣会合において、黄砂及び大気汚染を含む今後5カ年の優先協力10分野に関する「環境協力に係る日中韓三カ国共同行動計画」が採択され、今後の協力と対策の強化が合意されている。

このため、国内における越境大気汚染に関するモニタリングを継続的に実施することにより、越境大気汚染による環境影響の防止に寄与するとともに、東アジア地域における大気汚染に関する国際協力を通じ、東アジア地域における大気汚染問題の解決に向けた取組を推進する。

2. 事業計画（業務内容）

（1）中国における大気汚染対策協力事業（平成22年度～）

16百万円（18百万円）

日本の公害経験や未然防止、被害救済等の情報や、NOx総量規制や低NOx燃焼技術・脱硝技術等の日本が有する制度・技術・ノウハウについて中国に対して情報発信するとともに、中国におけるNOx排出削減のためのセミナーの開催及び中国における大気汚染対策の強化に向けた調査・研究を実施する。

（2）越境大気汚染モニタリング推進費（平成14年度～）

241百万円（269百万円）

酸性雨の長期的な影響を把握するため、越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画に基づくモニタリング（大気、土壌植生、陸水）を継続的に実施する。また、黄砂実態解明調査を通じ、より多くの黄砂事例について、総合的な実態解明を進める。

（3）東アジア大気汚染防止戦略検討調査費

57百万円（79百万円）

東アジア大気汚染防止政策枠組みの検討（平成21～25年度）

有識者からなる検討会を設置し、東アジアの大気汚染を防止するための政策枠組みの検討をより具体化する。

東アジア大気汚染排出現況調査（平成21～25年度）

東アジア各国における大気汚染排出状況について、各国政府と協働で産業界等への調査を実施する。

パイロットスタディの実施（平成23～25年度）

大気汚染排出現況調査の結果を踏まえ、対象国において、科学的知見に基づく大気汚染防止計画の策定を支援し、効果を検証する。

（４）東アジアモニタリングネットワーク（EANET）将来発展推進事業

40百万円(47百万円)

越境大気汚染シミュレーションモデル開発・検証事業（平成23年度～）

越境大気汚染に関するシミュレーションモデルの改善及び精緻化を図るため、モデルの比較・検証を行う国際ワークショップを開催・運営する。

東アジア越境汚染調査研究費（平成23～25年度）

微小粒子状物質及びオゾンの越境汚染の実態を解明するため、簡易測定法等を活用し、EANET参加国と協力し東アジア地域での汚染実態を把握するとともに、我が国への越境大気汚染を解析する。

東アジア酸性雨モニタリングネットワーク設立基盤強化・発展事業（平成21～23年度）

日本の環境技術をEANET参加国へ普及するため、酸性雨及び大気汚染の観測等に関する専門家を派遣し、モニタリングの技術指導を行い、技術向上等を図る。

（５）越境大気汚染対策に係る日中韓協力事業費(拡充)

33百万円(19百万円)

黄砂対策推進事業（平成23～26年度）

日中韓三カ国での黄砂共同研究を実施し、黄砂モニタリング・早期警報システムの構築及び発生源対策を推進する。

越境オゾン汚染対策推進事業（平成23～26年度）

日中韓三カ国でのオゾン汚染に関する共通理解を図るため、日中韓で協力し、科学研究ワークショップを開催するとともに、オゾン濃度の長期トレンドに関するモニタリング結果の検証・解析を行う。

3．施策の効果

越境大気汚染の影響緩和・国際的な共通理解の形成及び東アジアにおける国際協力の推進。

黄砂対策推進事業

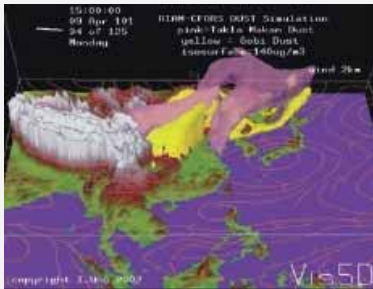
背景

- 平成22年5月の第12回日中韓三カ国環境大臣会合において、黄砂を含む共同行動計画が採択され、黄砂の防止及び対処の取組を一層推進する必要性が強調。
- 長期的な対策として発生源地域において黄砂が発生する地表面状況の改善が必要。

事業概要

早期警報システムの構築等

黄砂特定事例に係る観測データの共有と黄砂予測モデルの精度向上に関する取組を共同研究を推進。



【数値シミュレーションの例】

発生源対策の推進

生態系被害回復に係る成功要因を解析し、発生源対策を分類、整理。教訓や最新知見を得るため、国際セミナーを開催。



【植生回復の例】

狙い

・北東アジア地域における黄砂対策に関する地域協力の推進



越境オゾン汚染対策推進事業

背景

- ・平成22年5月の日中韓三カ国環境大臣会合において、大気汚染防止を含む共同行動計画が採択され、**オゾン汚染に関する具体的な研究協力を推進**。
- ・バックグラウンドにおけるオゾン濃度の上昇要因は明らかになっていない。今後、効果的な対策を講じる上では、モニタリング結果の検証・解析等が必要。

事業概要

研究協力の推進

- ・オゾン汚染メカニズムの実態解明や共通理解の形成に資するよう、国際ワークショップを開催する等、研究協力を推進。



オゾン汚染メカニズムの実態解明

- ・オゾン濃度の長期トレンドに関するモニタリング結果の検証、解析等を行い、効果的な対策へ貢献。



狙い

- ・北東アジア地域の大気汚染防止
- ・国際的な共通理解の形成
- ・国際的な研究の強みを生かした補完・協働関係の構築

水・大気環境局大気環境課

1. 事業の必要性、概要

東アジア地域においては、急速な経済成長に伴う硫黄酸化物等の排出増加による酸性雨問題が深刻化しつつある。このような状況のもと、東アジア地域における酸性雨問題の状況に関する共通理解の形成促進等を目的に、2001年1月から「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)」が本格稼働を開始しており、現在の参加国は13カ国となっている。

今後の国際協調に基づく酸性雨原因物質削減対策に向け、EANETの役割は重要であることから、拠出金を負担し、環境先進国としてこの分野をリードしていく必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

EANETは、①東アジア地域における酸性雨問題の状況に関する共通理解の形成促進、②酸性雨防止対策に向けた政策決定に当たっての基礎情報の提供、③東アジア地域における酸性雨問題に関する国際協力の推進を目的としており、共通の手法を用いた酸性雨モニタリングデータの収集・評価、精度保証・精度管理活動の推進、参加国への技術支援と研修プログラムの実施等を行っている。

我が国は、本ネットワークに参画するとともに、参加国として必要な経費の拠出を行っている。

3. 施策の効果

EANETの活動を推進することにより、東アジア地域における酸性雨問題の現状と将来について、参加各国間の共通認識が醸成され、国際協調による東アジア地域全体の酸性雨対策が期待される。

東アジア酸性雨モニタリングネットワーク (EANET)

< 発足の背景 >

- ・東アジア地域における近年のめざましい経済成長等に起因して、酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出量が増加しており、今後もさらなる増加が予測されていることから、影響の深刻化が懸念。
- ・東アジア地域における酸性雨問題に関する地域協力体制の確立を目的として、2001年1月からEANETが本格稼働を開始。

< 参加国 (13カ国) >

カンボジア、中国、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、フィリピン、韓国、ロシア、タイ、ベトナム

< 目的 >

- ・東アジア地域における酸性雨問題の状況に関する共通理解の形成促進。
- ・酸性雨防止対策に向けた政策決定に当たっての基礎情報の提供。
- ・東アジア地域における酸性雨問題に関する国際協力の推進。

< 活動概要 >

- ・共通の手法を用いた酸性雨モニタリングの実施
(大気汚染物質のモニタリングも実施)
- ・データの収集、評価、保管及び提供
- ・精度保証・精度管理(QA/QC)活動の推進
- ・参加国への技術支援と研修プログラムの実施 等



1. 事業の必要性、概要

平成21年7月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（以下「海岸漂着物処理推進法」という。）」が成立し、同法に基づき、海岸漂着物対策が推進されている。同法の下、海岸漂着物等の発生状況の把握、発生原因に関する調査等政府としての責務を果たしていく必要がある。

また、同法成立時の附帯決議においては、同法の海岸漂着物等となっていない漂流・海底ゴミについて、「回収及びその適正な処理についても積極的に取り組むこと」、「地方公共団体及び漁業者等をはじめとする関係団体と連携するとともに、それらに必要な財政的支援等にも努めること」とされている。

漂着ゴミについては、引き続き全国的・経年的な状況把握や原因究明等を行うとともに、漂流・海底ゴミ対策については、被害が認められる地方自治体からの要望も高まっており、また生態系への影響も懸念されることから、国として、状況把握、原因究明、対策手法等の検討を行う。

2. 事業計画（業務内容）

（1）漂着ゴミ対策総合検討事業

国による総合的な海岸漂着物対策実施を推進するため、以下の検討を行う。

① 漂着ゴミ状況把握事業

地方公共団体や民間団体等の各主体と連携し、我が国の漂着ゴミの状況を把握する上で必要な地点において、漂着ゴミのモニタリングを行い、全国的・経年的な漂着ゴミの状況等を把握する。

② 漂着ゴミ原因究明事業

主要漂着ゴミを対象に発生実態や流出状況等を追跡した原因究明調査を行う。また、外国から流入する海洋ゴミの国際的な発生源対策のため、北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）を通じた海洋ゴミの発生源管理のための会合での議論に活用できる情報を収集する。

③ 漂着ゴミ国外流出対策事業

我が国から流出するごみの国外における影響に関する調査・検討を行う。

(2) 漂流・海底ごみ対策総合検討事業

漂流ごみについて、全国において漁業関係者等へのヒアリング等により、その被害の概況を把握・分析し、緊急的に対策が必要な地域を把握する。加えて、全国から代表的地域を選定し、現状の実態と影響を把握するため、アンケート調査、回収調査等を実施し、今後の対策を検討する。

海底ごみについても、併せて調査・検討を行う。

3. 施策の効果

漂流・漂着・海底ごみの実態把握、原因究明等の推進により、各地域の漂流・漂着・海底ごみ対策が推進される。

漂流・漂着・海底ゴミに係る削減方策総合検討事業

(1) 漂着ごみ対策総合検討事業

漂着ごみ状況把握事業

- ・漂着ごみのモニタリング
- ・全国的・経年的な漂着状況、対策状況の把握

効果的な漂着ごみ対策に関する施策の立案

漂着ごみ原因究明事業

- ・主要ごみの発生実態調査(国内及び海外)
- ・流出状況の追跡調査
- ・海外の発生源に係る情報収集

実効的な発生抑制対策の実施

漂着ごみ国外流出対策事業

- ・太平洋地域における影響調査
- ・国際的な協力体制の検討

発生源対策に係る国際協力体制の構築

(2) 漂流・海底ごみ対策総合検討事業

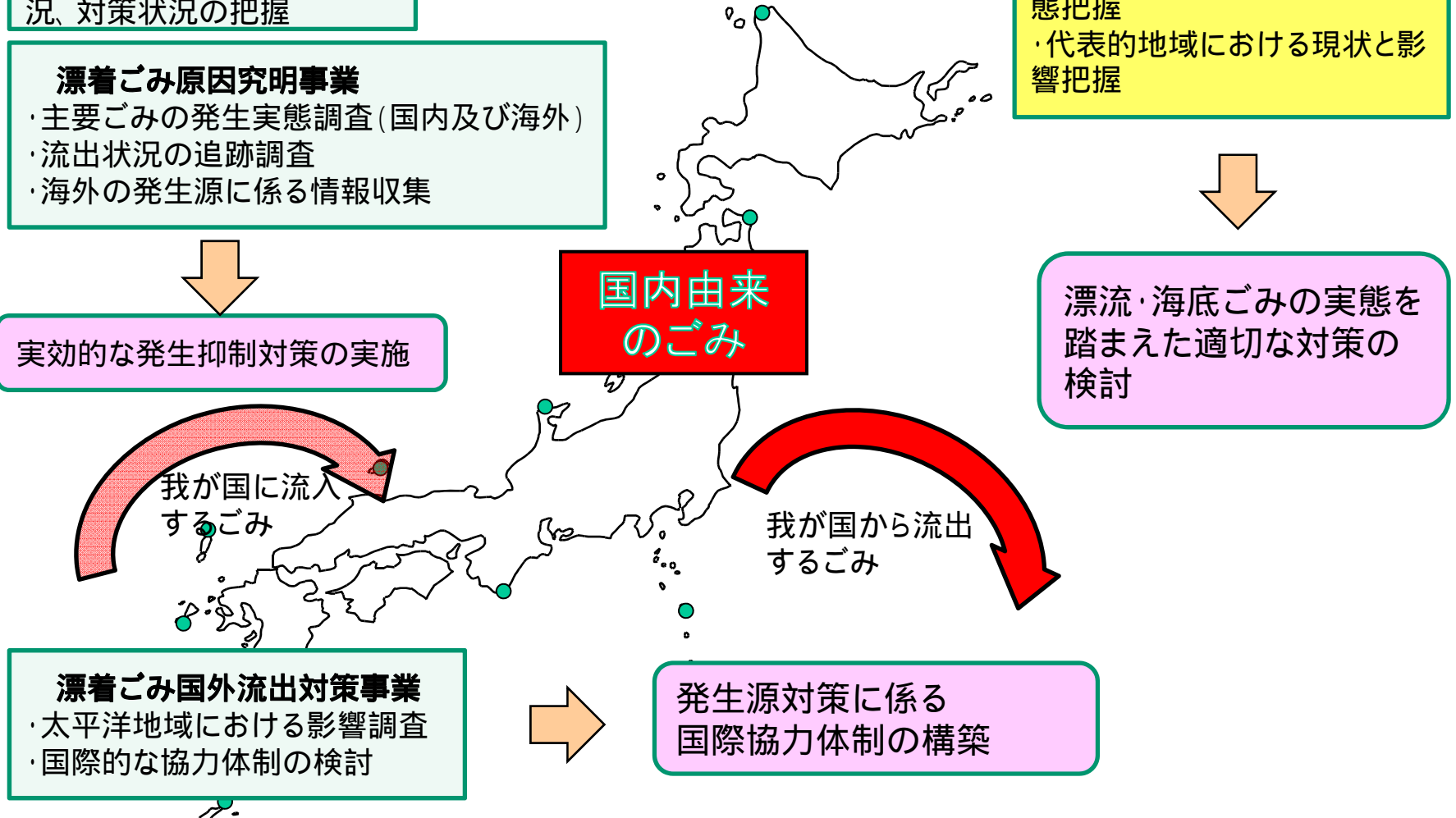
- ・漁業関係者等へのヒアリング等による被害状況・取組の実態把握
- ・代表的地域における現状と影響把握

漂流・海底ごみの実態を踏まえた適切な対策の検討

国内由来のごみ

我が国に流入するごみ

我が国から流出するごみ



優先評価化学物質等のリスク評価等実施・向上事業

65百万円（51百万円）

環境保健部企画課化学物質審査室

1. 事業の概要

改正化審法に基づき、平成23年4月1日より、優先的にリスク評価を行うべき「優先評価化学物質」を選定し、それらの物質について有害性や環境汚染のおそれがあるかどうかを判定するためのリスク評価を順次実施する。本事業は、これらの具体的な手法を確立するためのもの。

他方、化学物質やその含有製品を長期間使用した場合やそれらの廃棄段階を考慮していないといった問題も指摘されていることから、これらの段階における化学物質のスクリーニング評価手法及びリスク評価手法についての検討を含め、スクリーニング・リスク評価の実施状況をフォローアップしつつ課題等を抽出・分析し、より包括的・効率的なものとなるよう手法の向上に向けた検討を行う。

2. 事業計画

平成23年度

- ・化審法に基づくリスク評価の順次実施
- ・化学物質及び含有製品の長期使用・廃棄段階におけるリスク評価手法の検討
- ・当面のスクリーニング・リスク評価手法の課題の抽出・分析

平成24年度

- ・化審法に基づくリスク評価の順次実施
- ・化学物質の製造から廃棄までの全段階でのスクリーニング・リスク評価手法の試行・改良

平成25年度～

- ・改良したリスク評価手法によるリスク評価の順次実施

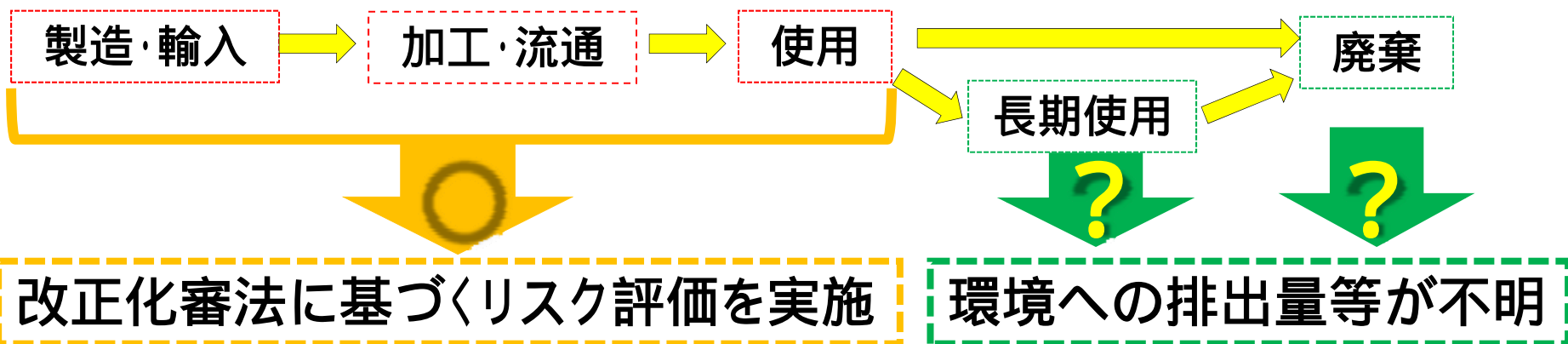
3. 施策の効果

化学物質の製造段階から廃棄段階までのすべての段階を考慮にいたった包括的かつ効率的なリスク評価手法を確立し、「持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)2020年目標」(注)の確実な達成を図る。

(注) 2002年9月に開催されたWSSDにおいて合意された世界共通の中長期目標：「2020年までに全ての化学物質による健康及び環境への悪影響を最小化する」

優先評価化学物質等のリスク評価等実施・向上事業

65(51)百万円 [H23(H22)]



→ 製造から廃棄までの全段階を通したリスク評価手法が必要

【概要】

化学物質及び含有製品の長期使用・廃棄段階におけるリスク評価手法の検討

当面のスクリーニング・リスク評価手法の課題の抽出・分析

化学物質の製造から廃棄までの全段階でのスクリーニング・リスク評価手法の試行・改良

化学物質の製造～廃棄までの包括的なリスク評価の実現

(新) 高濃縮性化学物質による生態系への影響対策検討業務

24百万円(0百万円)

環境保健部企画課化学物質審査室

1. 事業の概要

2010年3月の「生物多様性国家戦略2010」において、生態系への影響のおそれがあるものとして化学物質が挙げられており、生態系保全のためには、化学物質の適切なリスク評価及び管理の推進が不可欠である。第一種特定化学物質は濃縮性が高く、鳥類などの高次捕食動物に多大な影響を与える可能性があるが、生態系を保全する観点からの高濃縮性を考慮したリスク評価・管理手法は確立されていない。このため、このような手法を確立し、生態系保全の観点からリスク管理を進めていく必要がある。

そこで、第一種特定化学物質等の高濃縮性化学物質について、環境中の濃度が高い地域、及びその生態系での指標種を選定して、必要な毒性試験、実態把握調査を行うなど必要な情報収集を行う。また、収集した情報を用いて、高濃縮性を考慮した生態系全体の適切なリスク評価手法の検討、試行を行った上で、生態系全体や生物多様性の保全を視野に入れた適正なリスク管理を実現するための化学物質対策について、検討を行う。

2. 事業計画

平成23年度

- ・国内外における化学物質の生態系保全のためのリスク評価手法等の調査
- ・環境中の濃度が高い地域及び指標となる生物種を選定と毒性試験の実施

平成24年度

- ・選定地域における実態把握調査の実施
- ・生態系保全のためのリスク評価手法の検討

平成25年度

- ・生態系保全のためのリスク評価の施行
- ・生態系保全の観点からの化学物質管理手法の検討

3. 施策の効果

高濃縮性化学物質による生態系のリスク評価及び管理手法について検討を進め、早期の確立を図る。

【新規】高濃縮性化学物質による生態系への影響対策 検討業務

24(0)百万円 [H23(H22)]

改正化学物質審査規制法

(2009年5月公布)

国内で**大量に製造**され、難燃剤として使用されている高濃縮性化学物質が、**鳥類**に対し**強い毒性を持つ**ことが判明

→ **国内における汚染状況の把握**
生態系に対する影響の評価 が必要

生物多様性国家戦略2010

(2010年3月閣議決定)

【課題】4つの危機

- ・人間活動や開発による危機
- ・里地里山など人間活動の縮小による危機
- ・**化学物質など人間により持ち込まれたものによる危機**
- ・地球温暖化による危機

高濃縮性化学物質(第一種特定化学物質等)による生態系全体への影響について適切なリスク評価・リスク管理が必要

【概要】

生態系保全のための化学物質のリスク評価手法等の国内外の調査
環境中濃度の高い地域及び指標種の選定と毒性試験の実施
高濃縮性化学物質のばく露地域での指標種に対する実態把握調査

- ・高濃縮性化学物質の有害性、濃縮性
 - ・対象種の生態系における位置づけ(栄養段階等)、生活史(繁殖手段、時期等) を考慮
- 高濃縮性化学物質によるリスク評価手法の試行

化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進事業

345 百万円 (255 百万円)

環境保健部環境安全課

1. 事業の概要

化学物質の内分泌かく乱作用については、未解明な部分が多く、環境省では、平成10年に「環境ホルモン戦略計画-SPEED'98-」、平成17年に「ExTEND2005」を策定し、各種取組を実施してきた。この成果として科学的な知見を蓄積し、評価のための試験法開発を進めることができた。一方、欧米諸国やOECDでは化学物質の内分泌かく乱作用の評価を促進する動きがある。

これらを踏まえ、環境省では、平成22年7月に「EXTEND2010」をとりまとめ、引き続き基盤的研究等を進める一方で、環境リスクの評価及び管理のため、評価手法の確立と評価の実施を加速化することとした。

本事業では、これを受けて、引き続き基盤的研究、試験法の検証、二国間協力等を進めつつ、平成23年度からは、内分泌かく乱作用が疑われる化学物質を選定して、これまでに開発した試験法を用いて試験を行い、影響評価やリスク評価を実施することを重点的に進めていく。

2. 事業計画

	22年度	23年度	24年度	25年度以降
(1) 基盤的研究				
(2) 野生生物の生物学的知見研究				
(3) リスク評価等検討推進				
・化学物質の内分泌かく乱の作用影響評価				
・試験実施				
・リスク評価				
(4) 試験法検証推進				
(5) 国際協力推進				

3. 施策の効果

化学物質の内分泌かく乱作用について、リスク評価手法を確立した上でその評価を進めることで、環境行政によるリスク管理の必要性を判断することが可能となり、環境リスクを効果的に低減することができる。

化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進事業

これまでの成果

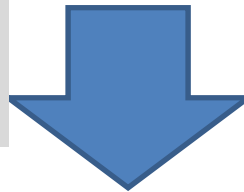
SPEED 98

優先して調査研究を進める必要性が高い物質のリストを作成した上で調査研究を実施し、4物質について魚類(メダカ)に対して内分泌かく乱作用を有すると推察される等の成果。

ExTEND2005

開発を進めてきた魚類、両生類及び無脊椎動物の試験法が、OECDにおける国際的なテストガイドラインとして採択される等の成果。

EXTEND2010の策定
(H22.7)



これまでの知見や開発された試験法を基に、**評価手法の確立と評価の実施を加速化する。**

今後の取り組み

内分泌かく乱作用等が疑われる化学物質を選定し、これまでに開発した試験法を用いて試験を行い、影響評価やリスク評価を進める。

まだ知見等が不十分な点も多くあり、引き続き基盤的研究、野生生物の生物学的知見研究、試験法の検証を実施していく。

日英共同研究等、二国間の国際協力事業を進める。

(新) 国民参加型の政策形成推進事業

2 百万円 (0 百万円)

環境保健部環境安全課

1 . 事業の概要

2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」(ヨハネスブルグ・サミット)の合意を受けて2006年の第1回国際化学物質管理会議(ICCM)で採択された国際的な戦略・行動計画であるSAICM(国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ)において、化学物質の環境安全に係る政策決定プロセスへの多様な主体の参加と、それによる政策の透明性・説明責任の確保が国際的に求められている。

このため、本事業では、国民、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体が参加する「化学物質と環境政策対話(仮称)」を設置し、参加メンバー自らの運営による議題設定、意見交換等を通じた政策提言を試行的に実施するものである。

2 . 事業計画

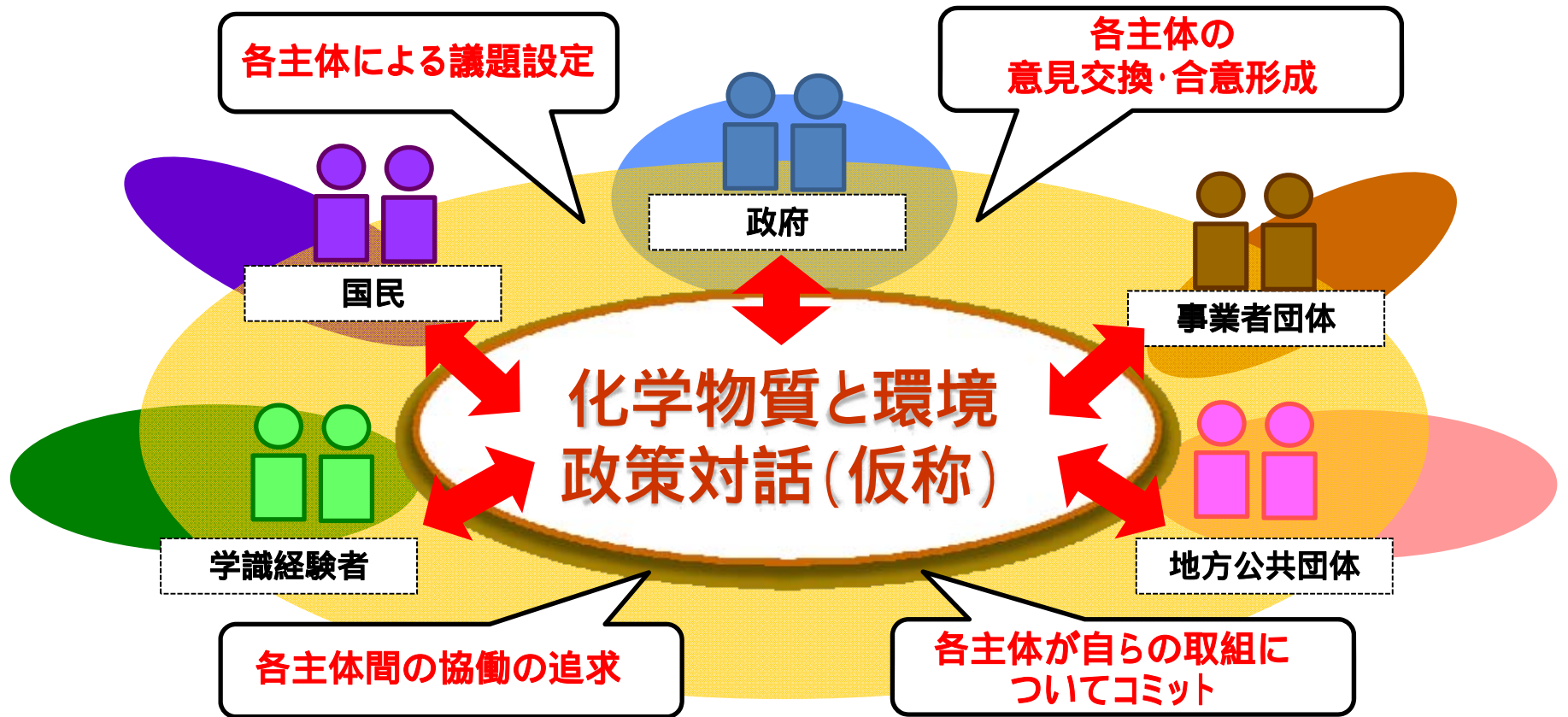
国民、事業者、行政、学識経験者といった化学物質に関係する様々な主体が参加し、各メンバーの関心が高い問題を協議により選定し、意見交換、合意形成を図ることにより、化学物質と環境に係る国民の安全・安心の確保に向けた政策提言を試行的に取りまとめる。

3 . 施策の効果

各主体が協働して政策提言を取りまとめることにより、化学物質の環境リスクの低減と、国民が安心して暮らせる安全な社会の構築に資する。

国民参加型の政策形成推進事業

➤ SAICM (国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ) において、意思決定プロセスへの市民社会の全ての部門の参加と透明性・説明責任の確保が求められている。



各主体の協働により政策提言を取りまとめ
化学物質の環境リスクの低減
国民が安心して暮らせる安全な社会の構築 に貢献

子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）

4,640百万円（3,140百万円）

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

1. 事業の概要

近年、子どもたちの間で、先天奇形や小児喘息、精神発達障害などの心身の異常が急激に増加しており、環境中の化学物質の影響の可能性が指摘されている。これらの原因を解明するため、欧米では大規模なコホート調査が実施されてきたが、我が国では実施されてこなかった。環境省では、平成22年度より10万組の親子を対象とした大規模かつ長期のコホート調査を実施し、参加者（妊婦）の母体血や臍帯血、母乳などの生体試料を採取保存・分析するとともに、子どもが13歳に達するまで質問票による追跡調査を行い、子どもの健康に影響を与える環境要因を明らかにする。

本調査によって得られた知見について適切な産官学連携・国民への情報発信を行うことにより、安心・安全な子育て環境の実現と少子化対策への貢献に繋げる。

2. 事業計画

本省が調査の企画・広報・国際連携を担当し、国立環境研究所がコアセンターとして、公募により全国15カ所に設置したユニットセンターと共働して調査を実施する。国立環境研究所は、メディカルサポートセンターとしての国立成育医療研究センターから医学的な面からの支援を受けつつ、調査全体の取りまとめ及びデータの解析や試料の分析等を行い、ユニットセンターである大学等が、参加医療機関（病院等）の協力を得て、参加者募集や生まれてくる子どもたちの追跡調査を行う。

先天奇形などの発生率の少ない事例を分析するためには、10万人規模の調査が必要であるとされており、調査2年目となる平成23年度は、3万3千人の参加者を募集する

調査の実施にあたっては、参加者への積極的な情報提供に努め、学会や産業界とも連携・協力していく。また、諸外国の先行調査と連携・協力するほか、WHO・UNEP等の国際機関や米国環境保護庁とも協力し、調査の成果を国際社会に還元する。

・スケジュール

平成22年度	研究計画書の策定、大学との契約、地域での体制づくり、調査実施者の研修等（平成23年1月から参加者募集開始（約8千人））
平成23年度	参加者募集（約3万3千人）
平成24年度	参加者募集（約3万3千人）
平成25年度	参加者募集（約2万5千人）
平成26年度～	10万人の追跡調査と平行して、データの分析・試料の分析を実施
平成39年	追跡調査終了（最後の参加者が13歳に到達した時点）

3. 施策の効果

本調査を実施することで、子どもの発育に影響を与える化学物質等の環境要因が明らかになり、子どもの健康を守るためのリスク管理体制構築を通じて、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図ることができる。

さらに、10万組の生体試料とデータの組み合わせが、競争的資金の利用や、民間企業の参加による追加研究のプラットフォームとして機能し、ライフサイエンス分野の科学技術の発展及び知財開発における国際競争力の確保に貢献することが期待される。

子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)について

エコチル調査とは・・・胎児期から小児期にかけての化学物質曝露が子どもの健康に与える影響を解明するための、長期・大規模な追跡調査

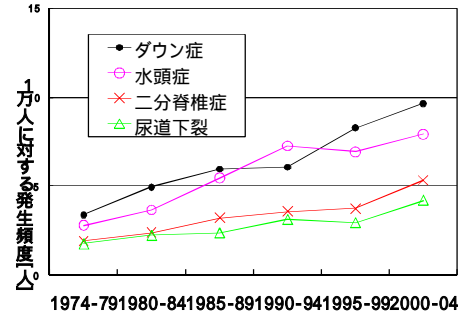


【背景】

近年、子どもの先天異常や免疫系疾患等が増加

これらに対する環境化学物質の関与が疑われている

原因解明のため、大規模な疫学調査の実施が必要



25年間で先天異常は2倍に

【調査内容】

平成22年度 全国・地域における体制整備、研究計画書の策定等

平成23年より調査対象者(10万組の親子)の登録

H23.1~8千人、H23.4~3万3千人、H24.4~3万3千人、H25.4~2万5千人募集

3年間募集

妊娠中

質問票調査

母親の血液・尿・毛髪、父親の血液採取

出産時

出生児の健康状態の確認

臍帯血の採取

1ヶ月後

健診、質問票調査

母乳、子どもの毛髪採取

13歳誕生日まで

健診、質問票調査

子どもの尿の採取



化学物質等の測定
試料の長期保存等

遺伝要因、生活習慣要因、社会要因等と併せて統計分析

子どもの健康に与える環境要因の影響を解明

平成39年 追跡終了

13年間追跡

【実施体制】

環境省

企画立案、各省との連携、国際連携

コアセンター(国立環境研究所)

調査の実施機関

データ管理、試料の保存分析等

メディカルサポートセンター
(国立成育医療研究センター)

ユニットセンター
(全国15地域の大学等)

参加者募集とフォローアップ
(地域の医療機関の協力)

【予算】

平成22年度 31億円

平成23年度 46億円

【期待される成果】

- 子どもの脆弱性に配慮した化学物質のリスク評価・管理に活用
- 我が国最大規模の生体試料バンクはライフサイエンス分野の研究の発展及び知財開発における国際競争力の確保に活用可能

(新)水銀規制に関する条約制定推進事業

63百万円(0百万円)

環境保健部環境安全課

1. 事業の概要

平成21年2月に開催された国連環境計画(UNEP)第25回管理理事会では、国際的な水銀規制に関する条約の制定に向けて、政府間交渉委員会(INC)を設置して交渉を開始し、平成25年までに条約の制定を目指すことが合意された。

水俣病経験国である我が国は、平成22年5月に開催された水俣病犠牲者慰霊式において、(1)同条約の制定に積極的に貢献すること、(2)平成23年1月に第2回政府間交渉委員会(INC2)を我が国で開催すること、(3)条約の採択と署名を行うために平成25年頃開催される外交会議を我が国に招致して、同条約を「水俣条約」と命名したい、との意向を総理大臣が表明済みである。

これを受けて本事業では、(1)条約交渉を円滑に進めるため、条約交渉の事務局を務めるUNEPに資金の拠出を行うとともに、(2)発展途上国等において水銀管理能力強化のための適切な技術と対策(BAT(利用可能な最良の技術)、BEP(環境のための最良の慣行))を普及させることにより、「水俣条約」の実現に向けて、国際的な議論の推進及び途上国等における気運の醸成を図る。

2. 事業計画

政府間交渉委員会における条約交渉が平成25年2月まで予定され、その結果を受けて条約を採択する外交会議が平成25年秋に予定されていることから、本事業は平成24年度までの2年間の実施を計画している。

3. 施策の効果

条約交渉の進展に積極的に貢献することにより、「水俣条約」の実現、条約の内容への我が国の主張の反映、国際的な水銀対策の進展が期待される。

水銀規制に関する条約制定推進事業

背景

平成14年12月 国連環境計画(UNEP)による世界水銀アセスメントの公表
平成21年 2月 UNEP第25回管理理事会において、水銀によるリスク削減のための法的拘束力のある文書(条約)を制定すること、及びそのための政府間交渉委員会(INC)を設置して平成22年に交渉を開始し、平成25年までの取りまとめを目指すことに合意

重要性

- ・ **本年5月の総理発言(水俣病犠牲者慰霊式)**
水俣病経験国として、水銀条約の制定に向けて積極的に貢献したい
- ・ **条約の採択と署名を行う外交会議(平成25年開催予定)を招致し、「水俣条約」と名付けたい**

「水俣条約」実現に向けて、国際的な水銀管理の自主的取り組み(UNEP水銀パートナーシップ)への積極的貢献も必要

交渉スケジュール

平成22年 6月 INC 1(ストックホルム)
平成23年 1月 INC 2(**日本開催(千葉市)**)
10月 INC 3(ブルキナファソが立候補)
平成24年 6月 INC 4(ウルグアイが立候補)
平成25年 2月 INC 5(スイスとブラジルが立候補)
2月 UNEP第27回管理理事会に検討結果を報告
秋 **外交会議**
日本への招致及び条約の「水俣条約」命名を提案中

我が国の国際的取組

- ・ 水俣病経験国として、我が国の知見・経験、及び対策技術を国際的に共有し、水銀によるリスク低減に貢献。
- ・ 条約交渉においてアジア・太平洋地域コーディネーターとして域内取りまとめ。
- ・ UNEP水銀パートナーシップにも積極的に貢献。

平成23年度の概要

水銀条約制定のための拠出金

(UNEPへの拠出)

水銀管理能力強化のための技術指針(BAT/BEP)の途上国への普及

(自主的取組への貢献)

国際的観点からの有害金属対策戦略策定基礎調査

50百万円(69百万円)

環境保健部環境安全課

1. 事業の概要

水銀をはじめとする有害金属の地球規模での汚染に関しては、平成21年2月の国連環境計画(UNEP)管理理事会において水銀規制に関する条約の平成25年までの制定を目指すことが合意されるなど、国際的な対策が強化されつつある。しかしながら、経済発展が著しいアジア太平洋地域では、有害金属の環境中への排出や各国間での移動の実態は十分に把握されておらず、我が国への影響も懸念されている。このため本事業では、以下の調査を実施する。

高精度の環境監視

国外から大気を介して我が国へ流入する有害金属の状況を把握するため、国内発生源の影響を受けない地域での高精度の環境監視を実施する。

水銀等有害金属の排出インベントリ及びマテリアルフローの更新

最新のPRTRデータ等を用いて、過去に作成した我が国における水銀等の有害金属の排出インベントリ及びマテリアルフロー(生産・消費・廃棄の流れ)を改定し、国内の有害金属の排出状況・流れを把握する。

アジア太平洋地域における水銀の将来濃度予測

水銀排出の我が国への影響が懸念されるアジア太平洋地域について、測定データ等を用いた長距離拡散・移動・蓄積モデルにより、地域の水銀排出量や濃度分布等を推計し、今後の排出削減対策の効果を予測する。

2. 事業計画

国際的な有害金属対策の推進に係る議論、特に平成25年に予定される水銀条約の制定に向けて、有害金属の排出実態の把握と解析を進め、我が国の対処方針の立案・実施に活用していく。

3. 施策の効果

大気経路や製品等に含まれて我が国に流入する有害金属の環境リスクの低減、及び有害金属排出削減に係る国際的取組への積極的な貢献が可能となる。

国際的観点からの有害金属対策戦略策定のための基礎調査

背景

国際的動向：平成25年までに国際的な水銀管理に関する条約の制定を目指すことに合意
(平成21年2月、国連環境計画(UNEP)第25回管理理事会)

世界的に最大の排出量を占めるアジア太平洋地域等の排出実態と我が国への影響は不明確
同地域における有効な削減対策の立案・実施を困難にし、条約交渉の過程にも影響

➡ 国内も含めたアジア太平洋地域における水銀等有害金属の基礎データ整備が必要

事業内容

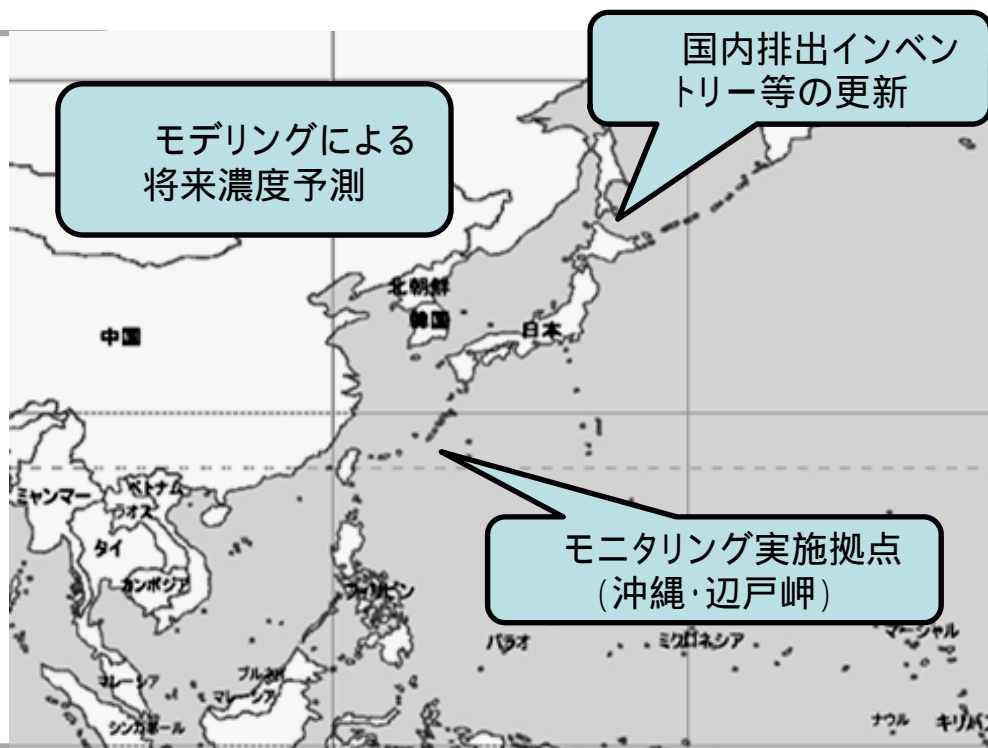
国内発生源の影響を受けない地域(沖縄県
辺戸岬)での高精度の環境監視

国内における水銀等有害金属の排出イン
ベントリ及びマテリアルフローの更新

国内の有害金属の排出状況・流れの把握

アジア太平洋地域における水銀の将来濃
度予測

- ・大気を介した同地域からの流入量の推計
- ・同地域における排出削減対策の効果予測



➡ 流入する有害金属の環境リスク削減、有害金属排出削減に係る国際的議論への積極的な貢献

POPs(残留性有機汚染物質)条約総合推進費

196百万円(220百万円)

環境保健部環境安全課

1. 事業の概要

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)は、長期継続的なモニタリングの実施を締約国に対し義務づけており、我が国においては、平成22年度より現在POPs条約の対象となっている21物質群のうち19物質群(ダイオキシン類は別途調査)について、国内モニタリング調査を実施する(重点調査地点(辺戸岬)を含む)。

また、各国からPOPs条約への新規対象物質の候補として提案された物質について、詳細な情報収集に基づいて条約の対象とすることの妥当性の検討を行う。

さらに、東アジアにおけるPOPsの環境中での残留状況の推移を正確に把握し、将来的な協力体制を構築していくために実施している東アジアPOPsモニタリング事業において、辺戸岬とともに重点調査地点に設定されたベトナム等との相互協力によりモニタリングを実施し、環境中での残留状況の経年変化を把握する。また、ワークショップの開催等により、我が国が持つ知見・技術の東アジア地域への普及を図る。

高頻度(毎月1回)でモニタリングを実施する地点

2. 事業計画

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度 以 降
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国POP s 残留状況(辺戸岬含む)の監視事業 ・ 新たな条約対象物質の検討に係る調査 ・ 東アジア地域のPOPs残留状況の監視事業及び多国間協力 	(19物質群)			

3. 施策の効果

POPsにおける環境中の残留状況を監視すること及びPOPs条約対象候補物質を検討することにより条約の履行の一層の推進を図り、POPsによる環境リスクの効果的な削減に資する。また、我が国が主体となって、東アジア地域における技術協力を行うことにより、同地域のPOPs対策の実施を一層促し環境リスクの効果的な削減に資する。

POPs(残留性有機汚染物質)条約総合推進費

POPs条約

第11条:国内及び国際的な環境モニタリングを実施すること

第16条:モニタリングデータを活用した条約の有効性の評価を行うこと

平成13年5月 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)」採択

平成14年8月 日本がPOPs条約を締結

→国内POPsモニタリング調査の開始

→第1回東アジアPOPsモニタリングワークショップの開催(以後、年1回)

平成16年5月 POPs条約の発効

平成17年6月 国内実施計画の策定

平成21年5月 第4回POPs条約締約国会議(COP4)にて新規POPs対象物質の追加決定、
第1回アジア太平洋地域モニタリング報告書の提出

POPs条約対応

- ・国内実施計画の改定(平成24年8月)
- ・新規POPs条約対象物質を検討する
POPs検討委員会(POPRC)への参加
- ・POPsの世界モニタリング計画改定のための
専門家会議への参加

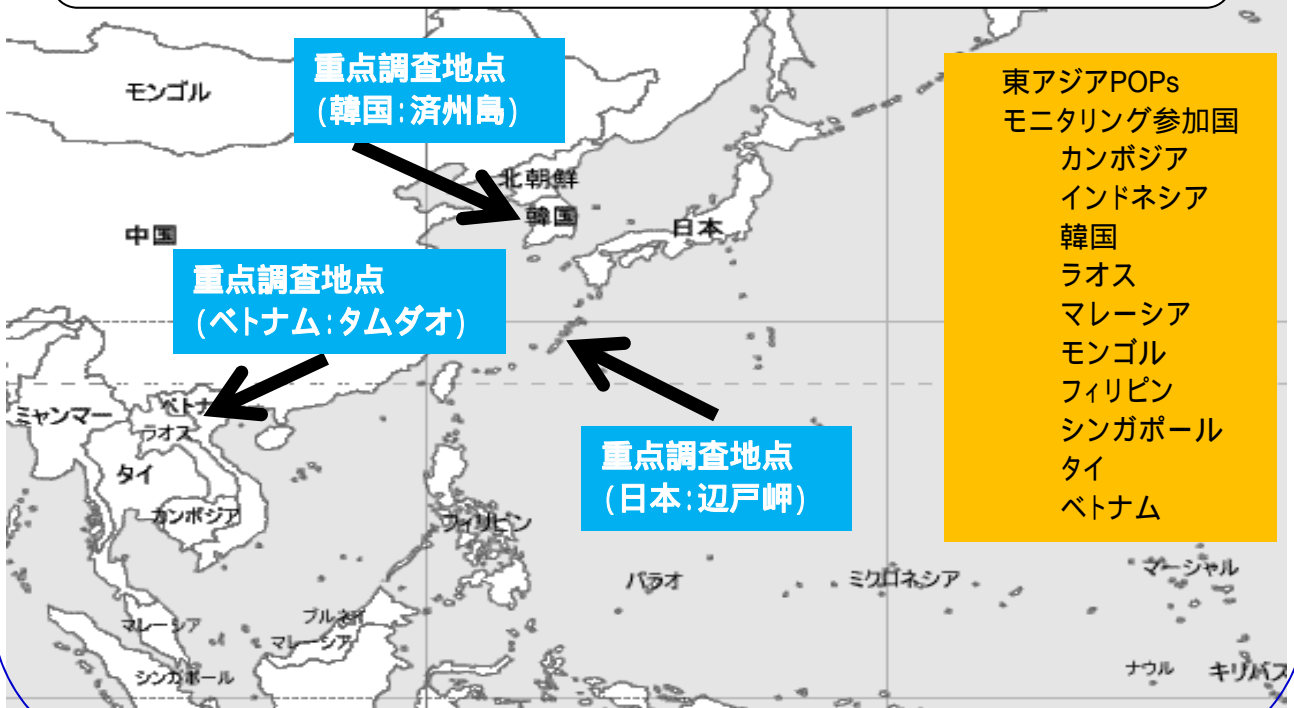
POPsモニタリング

- ・POPs条約対象物質(新規POPs含む)の国内
POPsモニタリング調査の実施及びその経年
変化の把握

調査対象物質:アルドリ、エンドリン、ヘプタクロル、HCB、デイル
ドリ、DDT、クロルデン、PCB、トキサフェン、マイレックス、 α -HCH、
 β -HCH、リンデン、クロルデコン、テトラ・ペンタジフェニルエーテル、
ヘキサ・ヘプタブロモジフェニルエーテル、PFOS・PFOSF、ペンタクロ
ロベンゼン

東アジアPOPsモニタリング

- ・東アジア地域における環境モニタリング体制の構築と継続的なデータ収集の円滑
な実施等を目的として、東アジアPOPsモニタリングワークショップの開催や東アジア
地域におけるPOPsモニタリングの支援



重点調査地点:高頻度(毎月1回)でモニタリングを実施する地点

日中韓化学物質審査規制制度調和推進事業

23百万円（19百万円）

環境保健部企画課化学物質審査室

1．事業の概要

近年、我が国と東アジア各国との間で化学物質及び化学物質含有製品の輸出入が活発化しており、我が国における環境汚染を防止する観点からも各国における化学物質の適正管理の推進と調和が重要である。

平成18年の第8回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM8）における合意を踏まえ、環境省では平成19年より「日中韓化学物質政策ダイアログ」を開催している。本ダイアログについては、平成22年5月に開催された TEMM 12の共同コミュニケにおいても、その重要性が確認され、「環境協力に係る日中韓三カ国共同行動計画」においても連携協力を強化することとされている。

そこで本ダイアログを継続的に開催し、日中韓における化学物質対策に関する政策の連携強化のため、GLP制度（Good Laboratory Practice：データの信頼性を確保するための優良試験所基準）、化学物質の試験法の調和、リスクアセスメント分野における協力等について、情報収集及び課題の整理を行う。また、昨年度開催された本ダイアログで、特に喫緊の課題とされたGLP制度の調和に向けた検討を進めるため、各国のGLP制度について比較検討を行うとともに、GLPを満たす試験所に相互に視察を行い、三カ国におけるGLP制度の調和に向けた検討を行う。

2．事業計画

平成23年度～

- ・化学物質政策ダイアログの開催（毎年1回）
- ・GLP制度の日中韓における比較検討調査
- ・GLP制度の三カ国間相互視察

3．施策の効果

日中韓三カ国の化学物質審査規制制度の連携・調和を図り、東アジア地域における化学物質の適正管理の実現に貢献する。

日中韓化学物質審査規制制度調和推進事業

23(19)百万円 [H23(H22)]

第12回日中韓三カ国環境大臣会合 (2010年5月)

共同コミュニケ

- 化学物質管理に関する対話と協力の推進を奨励
- 化学物質管理と政策情報交換に関する一層の協力への継続的な取組

三カ国共同行動計画

- 化学物質管理政策に関する最新動向について情報・意見交換を継続
- 優良試験所基準 (GLP)、試験方法及びリスクアセスメント分野等における協力推進

日中韓化学物質政策ダイアログによる情報・意見交換推進
日中韓におけるGLP制度等の調和に向けた調査・検討

【概要】

日中韓化学物質政策ダイアログの開催 (毎年1回、H23年度は韓国)

GLP制度の日中韓における比較検討調査

日中韓におけるGLP施設の相互視察

(新) アジア地域有害性評価手法等対策能力向上推進事業

11百万円(0百万円)

環境保健部企画課化学物質審査室

1. 事業の概要

化学産業において、近年、アジア諸国の台頭が著しいが、アジア諸国において、厳格な化学物質対策を講じるための技術や制度が十分に整っている状況にはない。このため、アジア諸国において化学物質による環境汚染のリスクが高まるとともに、有害化学物質を含む製品が我が国に輸入されることなどにより、国内でも環境汚染を引き起こすおそれがある。

そこで、国内対策を強化するだけでなく、我が国の化学物質対策の経験を生かして、アジア諸国における化学物質対策の能力向上を促進し、各国における適正な化学物質対策の早期実現を図る必要がある。

具体的には、アジア諸国における適切な化学物質対策の実現に向け、我が国における有害性評価手法等について情報交換を進めるとともに、アジア諸国の化学物質対策の実務者を対象にした試験施設の視察やその手法に関する講習等を通じ、各国の化学物質対策能力の向上を図る。

2. 事業計画

平成23年度～

- ・アジア諸国における各国の有害性評価手法等比較検討調査
- ・途上国に向けた有害性評価手法等に関する講習の実施

3. 施策の効果

アジア地域における化学物質対策に関する理解促進を加速化し、各国の関係者の化学物質対策の実施能力向上を図ることで、アジア諸国における適切な化学物質対策政策の実現に貢献し、地域全体の適切な化学物質対策の確立に資する。

【新規】アジア地域有害性評価手法等対策能力向上推進事業

11(0)百万円 [H23(H22)]

アジア諸国の台頭



各国
汚染



国内
汚染

改正化審法附帯決議(2009年5月)

「アジアをはじめとする関係各国ともその実施スキームの確立や登録情報の共有を図るなど、国際的な協調の下に対策を推進し、本法に基づく化学物質管理スキームが事実上の国際標準として受け入れられるよう努めること。」

→ 我が国における化学物質の有害性評価手法・GLP等に関する各国間での情報交換を通じたアジア地域での対策能力の向上

【概要】

アジア地域における各国の化学物質対策に関する比較検討

- 有害性評価手法・リスク評価手法
- GLP及び生態毒性試験手法

途上国の化学物質対策実務者(行政関係者中心)を対象とした有害性評価手法等に関する講習の実施

アジア地域における適正な化学物質対策の実現